

参議院農林水産委員会會議録第四号

昭和五十二年三月二十二日(火曜日)

午後一時八分開会

委員の異動

三月二十二日

辞任

山内 一郎君

補欠選任

植木 光教君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

橘 直治君

青井 政美君

鈴木 省吾君

粕谷 照美君

鶴園 哲夫君

委員

岩上 妙子君

植木 光教君

大島 友治君

菅野 儀作君

初村 滝一郎君

相沢 武彦君

小笠原 貞子君

喜屋武 眞榮君

鈴木 善幸君

澤邊 守君

石川 弘君

今村 宣夫君

森 整治君

政府委員

農林大臣官房長

農林大臣官房予

算課長

農林省農林経済

局長

農林省構造改善

局長

農林省農畜園芸局長 堀川 春彦君

農林省畜産局長 大場 敏彦君

農林水産技術会議事務局局長 下浦 静平君

食糧庁長官 大河原 二郎君

林野庁長官 藍原 義邦君

水産庁次長 佐々木 輝夫君

事務局 常任委員会専門員 竹中 譲君

説明員 文部省初等中等教育局長 久保庭信一君

厚生省環境衛生局長 宮沢 香君

局食品化学課長 山本 了三君

海上保安庁警備救難監

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査 (昭和五十二年農林省関係の施策及び予算に関する件)

○農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(橘直治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、山内一郎君が委員を辞任され、その補欠として植木光教君が選任されました。

○委員長(橘直治君) 農林水産政策に関する調査

のうち、昭和五十二年農林省関係の施策及び予算に関する件を議題といたします。

本件につきましては、前回すでに説明を聴取いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鶴園哲夫君 この間、農林大臣の五十二年度の所信表明と五十二年度の農林関係予算の説明を伺ったわけですが、その所信表明を伺って、まず第一に農政の基本的な方向といえますか、あるいは基本的な姿勢といえますか、そういう問題についてまずお尋ねをしたいわけですが、あともう一つは、中核的な農政の担い手論というのがあるんですが、それともう一つは基盤整備、もう一つは価格政策、いずれも大臣の所信表明の中で述べられておりますことについてお尋ねをしたいと思います。

第一番目の農政の基本的な方向といえますか、これは昨年の春に安倍農林大臣が所信表明をされて、五十二年度の農林関係予算の説明をされた。私は、昨年のやつと今度の鈴木農林大臣のやつと比較をしてみまして、これは大臣お忙しいから比較なんかされるひまはないでしょうが、私比較をしてみまして非常に感じますことは、昨年の大臣の所信表明はそれだけの新しい意味合いと意欲があったとくみ取れる。しかし、今度の鈴木大臣のやつは、どうも淡々としてまして意欲というものが薄らいでいると、こういう感じが非常に強く受けるわけなんです。一体どこからそういうのが来ているのかというところをこれから論議したいわけなんですけれども、昨年とことしとこう見て、そういう私が印象を受けたという点について、大臣何か思い当たる節があらうかどうかと思うんです。

言うまでもございませんけれども、今日の農政の最も大きな特徴というの、これは四十七年、四十八年の食糧危機を乗り越えて、さらに高度

経済成長が四十七年に崩れて四十八年に完全にこれが終止符を打って、そして安定成長と言われる異常な不況の時代に入っている。そういうものを踏まえた農政というものが、私は今日の農政だと思ふんです。ですから、農政の踏まえている基盤というの、これは五十二年も五十二年も変わらないう。にかかわらず、大変差があるように受けとめられるわけですが、大臣はどのように考えていらっしゃるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) わが国の農林漁業をめぐる内外の諸情勢は、きわめて厳しいものがある。と私認識をいたしておるわけでございます。食糧問題を一つとりましても、世界の食糧事情は一兩年若干好転の兆しが見られますけれども、しかし在庫は依然として低位にございますし、またわが国の食糧の自給率、この点からいいたしましても、政府や関係農民の努力によりまして一つの明るい方向に向かつて着実な歩みは見ておりますけれども、自給率というものはまだまだ不十分な状況にございます。さらにまた、二百海里時代というものが現実到来をいたしまして、国民のたん白食料の五十一%以上を占めております水産業におきましても、これまたかつてない難局に当面をしておりますわけでございます。こういう厳しい環境の中におきましてわが国の食糧の自給率を高めて、そして国民の皆さんに対して食糧の問題に關してはいささかの不安を与えない。また一方、生産者である農林漁業者に対しまして、明日に対する明るい展望を持たなければならぬ。そのためには、日本の農林漁業の体質の強化、またそのためには基盤整備等のしっかりした基礎を固める必要がある。私は、足腰の強い日本の農林漁業を確立しなければならぬと申し上げておるのは、そういう観点に

立つものでございます。

と同時に、やはり農林漁業を推進いたしますものは農林漁業者であり、その後継者の育成確保である、こういう観点に立ちまして総合的な施策を今後進めてまいりたいと考えています。

安倍元農林大臣が攻めの農政ということをおっしゃっておりますが、私もまたこういう厳しい環境の中で日本の農林漁業が生産者並びに国民の期待にこたえるような、信頼されるような農政に対してしっかりと取り組んでいきたい、こういう考えで取り組んでおる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 私は、昨年のいまごろの所信表明と今度の所信表明との間に、価格政策の面につきましても、あるいは基盤整備の問題にいたしましても、さらに農業の中核的担い手に対する考え方、いたしましても、相当に後退をしているのではないかと印象を受けるわけであります。

で、まあもう元になります、安倍元農林大臣が昨年にあいいう所信表明を述べられて大変新しい意味の、あるいはまた迫力のある所信表明を述べられたんですけれども、しかし、私は農業を取り巻いている諸情勢から言うならば、安倍さんのあの所信表明というのはすでにそういう情勢から遊離しておる。迫力だけはあったけれども、しかし農業を取り巻いている現実からは遊離しておる。鈴木農林大臣の所信表明は、その現実接近しようとしていらっしゃる。できるだけ接近しようという努力をしておられる。それが、私は昨年とことしの所信表明の大きな差になっているというふうに考えておるわけです。

で、大臣はどういうふうにお考えでありますか。つまり、農業をめぐってありますところの食糧危機であるとか、あるいは資源時代であるとかという時代に対して、もう農業はそういう情勢ではないという見方が強いんじゃないでしょうか。だから私は、むしろ農林大臣はそういう現実接近しようとしていらっしゃる。元農林大臣の安倍さんの方は、そういう現実にはお構いなしにがんとこの勢いのいいの出された。だから非常に差を感じるわけですね。どっちがいいというのは別ですが、大臣はどういうふうにお考えになりますか、もちろんこれからはもう少し中身に入ってまだ議論いたしませうけれども。

○國務大臣（鈴木善幸君） 農政の大先生でいらっしゃる鶴岡先生ですからいろいろ見方がありになるうかと、こう思うのであります。私は、厳しい現実とは現実としてこれを踏まえながら、いかにしてこういう厳しい情勢を切り開いていくかというところを、現実的に具体的に取上げてこれに取り組んでいきたい、このように考えておるわけでございます。食糧の自給度を高めるといことが農政の大きな柱であり基本である、このように心得ておりますが、そのためにはまずもって土地の問題、人の問題、これに重点を置く必要があると心得ておるわけでございます。

高度成長のもとにおきまして、農地の壊滅等も進行をいたしましたのも事実でございます。また、農山村の若い活力ある労働力が他産業に流動していったと、これも否めない事実でございます。また、他産業と農林漁業との間の所得の格差ということも、これも確かに高度経済成長のもとに進んできたと思えます。また、生活環境の面におきましても、都市と農村との間には相当の開きがございます。こういう現実を私はしっかりとらえて、そしてこれに対する対応というものを打ち出していかねばいけない。このような反省の上に立つての前向きな取り組み方、これが今日私は農政にとって必要なことであると、このように考えておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 私は、いま先ほど申しましたように、遊離論と現実論と、鈴木さんの方は非常に現実接近しようとしていらっしゃる。安倍さんの方は、私はあの段階ですでに遊離しておったというように思うんですけれども、もう少し具体的に私は昭和四十五年ごろから、つまり高度成長が終わる直前ごろから今日までの農林省の予算と、それから国の予算との関係をしっかりと比較を

しながら見ておるんです。それで四十五年、四十六年、四十七年というのは、これは国の予算の伸び率とそれから農林省の予算の伸び率とほぼ同じであります。場合によれば高い場合もあった。それで、国の予算の中に占めている割合というのは一・五％ぐらいというのが、大体四十五、四十六、四十七年です。四十八年になりますと、がたつと転落するわけでありまして、これは四十七年に田中角栄総理が登場されて、列島改造、そしてたなぼを三千万歩減らす、こういうことに象徴されますように、四十七年の七月に田中さんが登場されて、その列島改造の勢いを受けまして、予算としては四十八年に出てくるわけですが、四十八年にがたつと農林省の予算というのは落ちるわけでありまして、国の予算に占めている割合が一・〇・七というように一・〇％台に転落した。さらに、国の予算の伸び率を一・〇％としますと、農林省の予算の伸び率は七・七という形にダウンするわけです。それが四十九年に歯どめがかかるわけでありまして、四十九年は、国の予算の伸び率とそれから農林省の予算の伸び率とはほぼ同じである、歯どめがかかっている。それは御承知のように、言うまでもありませんけれども、四十七年からソビエトが突如として世界の穀物市場に大量の買い付けが始まり価格が上がる。そして四十八年の、つまり世界的な穀物の騰貴、それに石油ショックと、そういうものが反映をいたしまして、そして四十九年の予算というのは、いま申し上げましたように、ほぼ農林省の予算の伸びとそれから国の予算の伸びが同じぐらいいった。ところが五十年、五十一、五十二年というのはダウンを続けるわけでありまして、五十年の予算というのは、国の予算が一・〇〇伸びたとしても農林省の予算は七・五ぐらいい伸び率、そして五十一、五十二年の七・五ぐらいい伸び率、そしてついに国の予算に占める割合が一・〇％を切るという転落をするわけです。それで去年は、五十一年度の予算というのは、私どもは地盤沈下というふうに見ておったわけで

す。ところが五十二年の予算——ことしの予算は、国の予算の伸び率を一・〇〇としますと農林省の予算の伸び率は五・五、ついに一・〇％を明確に割りまして九・三ぐらいい伸び率ですね。かつてないそれはダウンです。伸び率と言います、国の予算に占めておる割合というのは三十六年からの状況ですね。ですから私は陥没だ、こういうふうに見ている。こういう関係について農林大臣はどうひとつお考えになっていらっしゃるか。

ただ、農林省は昨年からの新しい予算の説明をしまして、それは食糧特別会計が去年は伸び率がゼロでした。だから食糧特別会計の繰り入れを除いた農政費というものの伸び率は高いんだと、こういう言い方を去年から始めました。ことしは食糧特別会計の繰り入れがマイナスだと、八・六というようにダウンしました。したがって、また食糧特別会計を除いてそれ以外の農政の費用の伸び率は高いんだと。国の予算の伸び率は一七・一％だけれども、食糧会計を除くと二・〇％をちょっと超す、こういう言い方ですね。これは私はよくない考え方だと思ふ。これから、大臣もおっしゃっておりますように、両米価の接近を図る。食糧特別会計の費用というものを、繰り入れというものを減らしていく。来年はまたマイナスでしょう。再来年もマイナスでしょう。その減らした分が農政費の中に取込み込みで外に持っていかれてしまふということになりますと、これは私は、国の予算に占める割合はことしは九・三％ちょっと切っておりますが、来年は八％になりますよ。明後年は七％になるんじゃないでしょうか。しかも、この食糧管理制度というものは、従来農林省の農政の大きな柱です。それを何かもう厄介者扱いにしたいような感じがする。これを除いて考えようとかというふうな言い方は、それはとんでもない話だと私は思います。そういう安易な状態で農政の基本的な考え方というものを進めていかれますと、これはもう八％に落ち、七％に落ちる。かつての昭和三十一年、二年ごろの異常な事態に農政の状況というののはなってくるんじゃないかと私は心配する

なお、食管特別会計の問題にお触れになったわけでございますけれども、何といても農林省予算の三分の一以上というものを食管の会計が持つておる。これは何といたしても、前向きの農政を展開いたします場合におきまして大きな制約になっておることも否めないところでございます。私どもはそういうような観点から食管会計の合理化というものを図り、またその逆さや關係を段階的に改善をいたしてまいりまして、それから浮きましたところの財源はこれを前向きの農政——土地改良事業、その他基盤整備だとか、あるいは水田総合利用であるとか、あるいは地域農政の展開であるとか、あるいは二百海里時代に対応する予算の措置であるとか、そういう面にこれを使っていく、そういう基本的な考え方で五十二年度予算の編成に取組んだ次第でございます。したがって、

その九五％は食管です。その次に大きいのは畜産関係の価格安定約三％ぐらいになっているわけですね。それで、ことし食管会計で非常な節約をなされた。それじゃ、ことしの農林省で考えていらつしやる価格政策というものの費用はふえているのかというのと減っているんです。約八百億近く減っている。食管会計が八百億節約をした。しかし価格政策というのは八百億減っている。こういふことになっている。これはどうにもならぬ。あるいはその中のある程度のものは、基盤整備やその他新しい新規政策に使われた分もあるでしょう。私は、今回食管特別会計が従来の行き古でいけば二千億やそこらのものは節約されたと思

U
V
C
Z
A
J
S
I
A
C

[illegible]

い状況に、大問題になってきておるわけでありすが、これに對しても、伝統的なわが国の漁業実績というものを確保することに全力を挙げよう。しかし、漁獲量の削減はこれは避けて通れないという事態に對應いたしまして、これを補うものは何といつても日本列島周辺の沿岸、沖合い漁業の振興である。その前提は沿岸漁場の開発整備である。そして、ただとる漁業から育ててとる漁業、栽培漁業等の振興にある、そういう面を力を入れる。こういう前向きな姿勢、言葉をかえれば攻めの農政という表現が前にございましたけれども、私はその気持ちにおきましてはそれに劣らない、この厳しい状況を切り開いていこうという考え方で農政に取り組んでおるといふことでござい

ます。価格政策につきましては、私、何といつても総合的な自給力を高めてまいりますためには、稲作との間の相対価格の是正、これをどうしてもやらなければいけないということで、農林省の中に価格検討委員会というものを設けまして、これをできるだけ早くひとつ結論を見出して、そして減反政策等が力づくで行われなくとも、スムーズに円滑にこの転作等が進行できるようにという環境と条件を価格政策も含めて実施してまいりたい、こういう考え方で取り組んでおるところでござい

ます。○鶴岡哲夫君 もう一遍私は申し上げておきますけれども、予算課がつくりました五十二年度の農林省「農林予算の説明」というのがあります。それから、私が先ほど申し上げました四十九年度の同じく予算課がつくりました「農林予算の説明」というのがあります。この四十九年度の予算の説明の冒頭は、国内生産の増強というのが出てくるんです、真つ先に。そしてそれに續けて来るのは麦類、なたね、大豆、主要作物の増産と、こう出てくる。非常な意欲です。私は、農政の基本というのとはそこだと思ふんですけれども、これが五十二年度になりますとそういうものがないんです。ですから、やはり農政を立て直す、あるいは農政

を見直す、あるいはそれを受けた農林省が五十年の五月あるいは八月に決めた長期見通しあるいは総合食糧政策の展開、これは私はすでに幻になつてゐる、看板になつてゐる、四十九年度で終つてゐる、こういうふうには見たいわけなんです。第一に出てくるんですから。国内の農産物の生産強化です。これは二十年ぶりに聞く言葉です。昭和三十年に終つて、それ以後聞かない。これが出てくる、一番目に。よく言つたもんです。四十九年度は。だがしかし、後はまたおさなりになつてしまつた。これはちょっと困つてしまふんです。そこを私は言いたいわけなんです。これに象徴されていまして、冒頭に出てくるんだから。まあそれはそういうことで、私は、いまや四十九年度で終つてゐるのであつて、しかし、なお安倍さんはまだこう遊離しちゃつて、前に出て元気のいいことをおっしゃつた。しかし、どうも鈴木農林大臣になると、現実はずつと接近しておられるという感じがする。

まあそれは次にございまして、それで最後にいまのやつを、どうも私は、だから鈴木農林大臣の姿勢というものは、やはり先ほど私が申し上げましたように、確かに四十七年、四十八年というものは、政府もそれから財界にいたしまして、食糧危機というものが来ると思ふなかつたし、あるいはまた、こういう低成長の時代になつて一体買えるかどうか、買つても大変高いものになりはせぬかというやうな危機感があつた。その危機感というのが四十九年度の予算にあらわれてゐる。そこで農林省も真つ先に、国内生産の増強というものを第一番に出した。しかし、その後、輸出が思はず伸びた。これはいろいろ理由がありますが、輸出が多く伸びた。黒字も持つてゐる。一方においては貿易の不均衡がどうだと言はれてゐる、国内で増産するというのは損じやないか、食糧危機というものとはそう急には来やせぬ、金はある、価格も国際的にいって落ちついてきたというやうな考え方

というものが、すでに五十年の末ごろから支配的になつてきてゐるのじゃないでしょうか。その状態に農政というものは接近してゐるというのが私はいまの農政の基本的な姿勢じゃないだろうか、基本的な方向じゃないだろうかという感じがしてゐる。そこで基本的な姿勢を伺つたわけなんです。

次に私は、農政は、農業といふものは三十五年以来撤退作戦に入つたと思つてゐるんです。それを、さらに四十六年、四十七年のつまり米転、何といつても農政の柱は米でしたから、その米転が始まるというところから総合農政というのが言われまして、一層その撤退が始まつた。で、一応四十九年度見直し論とか危機論というのがあつて、四十九年度でちょっと歯どめがかつたけれども、それからまたダウソウが始まつてゐる、撤退作戦が始まつてゐるというふうに見た方がいいのではないかと。さらに水産政策で言いますと、大臣も御承知のとおり、国民の目に見えるやうに水産政策の、水産というもののやはり撤退作戦が始まつてゐる。われわれはもつと前から始まつてゐると思つてゐる。しかし、国民の目の前には、昨年ごろからことにかけて特に水産政策というものは撤退作戦が始まつたと思つてゐる。林業についても同じであります。これはこれから撤退作戦、撤退が始まつてゐる。一体、農林省の農業なり、あるいは林業なり、水産業といふものの撤退というこの状態の中で、農林大臣としてどうその歯どめをかけられようとするのか。異常な状態ですよ。どうしたら歯どめがかけられるのかという点を考えていらつしやるのかどうか。これは容易なことじゃないですね。大臣がおっしゃるやうに大変な厳しい時代です、これ。かつてない厳しい状態だと思ふんです。言うならば、農業、林業、漁業といふのはある意味では孤立してゐるんじゃないか。日本の経済政策の中では、あるいは日本の経済運営の中では孤立されてゐるんじゃないかという感じが非常にするんですね。そういう中で、どうしたら歯どめがかかるのかという点ですね。これは私は大変な問題だと思ふんですが、後

ほどこの問題についてもいろんな面を議論したいと思ひますけれども、大臣の考え方をちょっと伺つておきたいと思ひますね。

○岡田大臣(鈴木幸吉君) 私は、端的に食糧問題一つとらえましてはなかなか容易ならぬ事態である。このことは、国会やまた為政者だけでなしに、国民全体としてその厳しさというものを受けてゐていただいておると、このやうに考えるわけでございます。したがつて、農林漁業政策、食糧政策、これで、ただ厳し内外の情勢に押されて後退に次ぐ後退というわけにはまいらない。総理大臣の施政演説でも大きく、この農林漁業の繁栄なくして日本の経済の繁栄はない、農山漁村の安定なくして日本の経済社会の安定はない、こゝにいりまして、そのために農林漁業の振興、農山漁村の安定という施策を総合的に進めるのだということを施政演説の中でも大きく打ち出してございす。私は、このことが今後の国政の大きな柱になる、基本になる、このやうに考えておるわけでございます。まして、漁業問題一つとりまして、御指摘のとおり、なかなか沿岸国の資源ナシヨリズムと申しますか、海岸を分割支配しようという情勢は抑えられないやうな状況に相なつております。しかし、この厳しい現実の前にわれわれはいかにして伝統的な実績の確保を図るか。まあ、幸いに日米漁業交渉におきましては一〇％程度の削減にこれをとどめることができました。カナダとの間におきましては、暫定取り決めの段階でございすけれども前年度程度の漁獲が確保できた。問題は、当面する日ソ漁業交渉でございす。これにつきましては、すでに御承知のやうに、ソ連におきましては、アメリカ、カナダ、EC、ノルウェーその他の国々との漁業交渉におきまして、日本と同じ遠洋漁業国であるソ連がこれまで相当の漁獲量の削減を強いられておる。そういうやうなことから、北西太平洋の二百海里の中でできるだけこれを補つていこうという政策意図が出てきておる、こゝういふ状況にございすわけでございます。私どもは、しかしながら、北洋の漁

業というのはわが国の中小零細漁民、北海道その他の漁民諸君が長年にわたって開発をした実績を今日まで積み上げてきた海域でございます。これが国民経済並びにたん白食料の供給源としては大きな役割を持っており、いろいろな点から、いま私どもとしては全力を挙げて対ソ交渉を進めておる、こういう段階でございます。しかし、それと同時に、日本列島周辺の沿岸漁場の開発整備、また、とった魚はこれを最高度利用する、そのための加工、保蔵、流通の問題の改善も図る、こういう施策もやっておるわけでございます。

私どもは、厳しい環境下にありながらこれをいかにして乗り切っていくか、切り開いていくかというところに全力を挙げていかなければならない、こういう腹を固めまして努力をいたしておるという段階でございます。

○鶴岡哲夫君 次に、担い手論ですね。「中核的担い手」というのが昨年の大臣の所信表明の中で登場してまいりました。さらに今回の農林大臣の所信表明の中でも「中核的担い手」というものが出てくるわけなんです。確かに大きな問題だと思えます。そこで、去年とことしとの中核農家の取り扱いが非常に違うわけですね。昨年の所信表明、これは国内自給力を高めるためには中核的担い手の育成が不可欠だとしてあるんです。私もそう思う。不可欠だとしてあるんです。国内の自給力を高めていくには中核的担い手の育成が不可欠だと、こういうふうな所信表明は述べている。今回の鈴木農林大臣の所信表明は、やっぱり同じように所信表明の第二番目に出てくるんですが、何かばやけちゃって、中核的担い手となる者の育成と後継者の確保は現下農政の重要課題だという言い方です。何のために中核農家をやるのか、何のために中核農家を育成しようとするのか、それは国内における自給力を高めるにはそれが不可欠だと、これを私は評価しておった。ところが、今度は、何かそれがぼけちゃっている。これを私は、冒頭申し上げました現実接近を図りつつあるんじゃないかという感じがしてしょうがない。しか

も、今度は五十二年度の予算の説明、五十一年度の予算の説明——予算課でつくったやつ。この取り扱いにも非常な差が出てくる。一体、中核農家というのは何のために第二番目、第二項目として農林大臣は強調されるのか。やはり、国内の生産力というものを、自給力というものを増強するには、中核農家を育成強化することが不可欠だというお考えなのかどうなのかという点を伺いたいわけなんです。

○国務大臣(鈴木善幸君) 表現につきましてもいろいろ御疑念があるようでございますけれども、私は、先ほども申し上げるように、農林漁業の振興、これを図るためにはまず土地の問題、人の問題、これが二つの大きな柱である、こういう認識を持っておるわけでございまして、したがって、農用地の造成確保あるいは優良農地を造成するための基盤整備事業、こういう点に力を入れますと同時に、やはり農家の担い手であるところの農林漁業者並びに後継者の育成確保、これが大きな二つの柱である、これなくして日本の農業の発展もなければ自給力の向上も期し得ない、こういう認識でございまして、そういう意味では表現において十分でなかった点がありまして、私の考えであります点はいま申し上げたとおりでございます。そういう観点に立ちまして、この国会におきましても農業改良助長法あるいは農業改良資金助成法、そういう法案の提出もいたしまして、そして農業者の育成確保に必要な法的措置並びに予算の確保も図っておるところでございます。

なおまた、地域農政特別対策事業という新たな新規の事業も起こしまして、農民諸君の創意と工夫、盛り上がる意欲をここに結集をして、そして日本の農業の前進と自給力の向上をこの面からも高めていきたい、こういう考えでございまして、私は表現は端的に食糧の自給力を高めるというに結びつけてはおりませんけれども、日本の農業というものをしっかり守り育てていくためには、人の問題が一番大事な問題であるという認識の上に立って農政を進めておるところでございます。

○鶴岡哲夫君 中核農家という言葉が初めて農林省の公式の文書に出ましたのは、四十九年の春の白書で初めて登場してきたわけで、見当としては恐らく四十八年の秋ごろからそういう中核農家という言葉が出てきたと思うんです。それで、農業の担い手としての中核農家というものが出てきたわけですが、戦後、御承知のように、農政はすべての農家を対象にして農政を進めてきたわけですね。農協法にいたしまして、農地法にいたしましても、食糧管理法にいたしましても、すべての農家、全農家を対象にした農政を進めてきておる。それが食糧増産であるし、食糧の増産をしていくには全農家を対象にしていく。それが三十五、六年ごろから農業基本法の論争が行われ、農業基本法が三十六年に制定されますと同時に、担い手論としては要するに自立経営農家というものが出てきた。自立経営農家というものが出てきたときには、すでに農業生産を増強しようという立場が変わってきた。農業をいかに合理化して国際的に対応できるかという、そういう意味で構造改善的な視角から、そういう観点からのみ出てきたと言っていると思うんです。そして、農業白書は、常に毎年自立経営農家が何%になった、何%になったという計算をしておる、ところが、三十五年に全農家の八%ぐらいであったものが米転のころには四%に落ちちゃった。そこへ御承知のとおり、食糧の危機というものが出、食糧を何とかしなければならぬという危機論が出て、八%ぐらいの七%か六%ぐらいの自立経営農家は、国内の自給力を高めていく、国内の総農業生産を高めていく担い手にはなり得ないというところから、四十八年から四十九年にかけて中核的農家というものが出てきた。その中核的農家というのは、全農家の三二、三%を占めておる。それが粗生産額の六十数%を占めておる。したがって、そこを押していけば、そこを育成強化していけば、そうすれば国内におけるところの自給力を高めていくことができるというところから、私は中核農家というものが登場してきたというふうに思っています。

ところがこの中核農家でありまして、私はこの中核農家というものをいまの農政の路線の上に乗せていきますという、とても、後五年たっても八%くらいにしかならないのじゃないでしょうか。いまの自立経営農家と同じ程度の数字にしかならぬじゃないかという心配をするわけです。御承知のとおり、五年ごとに農業センサスが行われております。五十年の二月一日に農業センサスが行われまして、それが報告が行われております。それによりますと、四百九十五万戸の農家になっておるのです。その農家の中で男子専従者、農業専従者のいる農家というのが百六十一万戸です。三二%ぐらい。それから農業専従者は女子だけの農家というのが六十一万戸、一二・四%。農業専従者のいない農家というのが実に二百七十五万戸、五五・〇%、こういう状況です。三二・五%というのが男子農業専従者のおる農家なんです。ところが、この中には六十歳以上が相当占めておる。そこで六十歳以上の者を除きますと、二五%ぐらいになる。ですから、四十七年当時三三%ぐらいだと考えていらしたわけですから、それよりも、わずかに四年ぐらいの間にいま申し上げましたように二五%、これが中核農家の実態。御承知のように、中核農家というのは十五歳から五十九歳という考え方でいらっしゃる。六十歳以上をとっていらっしゃらないわけです。そうしますと、二五%になれば四分の一です、いまの農家のところ、二五%の農家の中で、実際は何ともならない農家というのが相当含まれているわけなんです。というのは、農家経済調査で見ざるを得ないわけですが、百万以下の所得が農業で得られない農家、こういうものは四〇%近いんです。これは農業の中で中核農家とは言えないのです。百万以下の農業所得では、百五十万以下の農業所得では、それを除きますと一五%になるんです。つまり、今後とも農家は、私は二五%じゃなくて、いける農家というのは、私は二五%じゃなくて、その中からさらに——百五十万以下の農業所得

じゃどうにもならぬでしょう。一五％ぐらいです。その減少率は非常なものです。これでいまの農政の路線の上に乗せた場合、いまの農政の路線というのは能率化ですよ。大規模化ですよ。そうして労働生産性向上、これが中心です。その農政の上にこれを乗せた場合に一体これはどうなっていくか、私はほとんど減ると思う。そうするとぐっと減ってくると思う。五年後には一〇％になっちゃう。一体、どうこの中核農家というのを育成強化されようとしているのか。私は、この中核農家をいまの農政の路線の上に乗せると、何ともならないんじゃないか。また八％ぐらいになっちゃう。頼りにならぬという、国内の農業の自給率を高めていく担い手として育成していくには足りないものになっちゃうんじゃないか、こういうふうに思うんです。ですから私は、そこでそうでないようにするために、いまの非常に極端な大規模化、大きな機械導入、大規模化、単一作目化、単一経営化という路線を考えなければならぬのじゃないかというふうに思うんです。というのは、いま申し上げました中核農家の単一経営というのは二八％ぐらいを含んでいる。複合経営というのは五八％ぐらいだと思ふんです。ですから私は、大変な農政の動きの中で、つまり大規模化、能率化、労働生産性の生産性向上、そして単一経営という方向に追いついていくこの農政の中で、あるいは高度経済成長の中で農業が大変な圧迫を受けた。その中で本来の農家というのは、複合経営などという苦しい中で抵抗しながら中核農家として残っていると思うんです。そこをやるよりは私は考えなきゃならぬのじゃないかというふうに思うんです。

大体、中核農家、中核農家とおっしゃいますけれども、この中核農家だって、百五十日以上農業に従事する人としてあるんですから、米をつくらますと、単一経営で言いますと、百五十日米をつくら、あとは百日以上外に出かぜぎに行くわけですよ。それが一体中核農家なのか。農業で飯を食いたい、農業で生活したいというのが農家のこれ

は切望ですよ。願望ですよ。しかし中核農家の、たとえば稲作単一経営をとった場合には——酪農とか養豚とか養鶏というのはこれは別です。一年じゅう働いています。米作は、何であらうと百五十日働いたらあと百日は外へ出かぜぎにやらぬ、複合経営すりやそうじゃないですけれどもね。ですから私は、いまの農政の基本的な大きな流れである、三十五年以来の流れであるところの大型機械を入れていく、そして能率化をしていく、労働生産性を上げる、単一経営化、選択的拡大、こういう流れというもの、本来農民が歩いてきた、農家がこの厳しい中で歩いてきて中核農家として残っているこの複合経営というものの、同時に土地の生産力を上げていくという、その二つのものをいまここで調和を図っていくかなければならない、そういう段階に来ているのではないかとこのように思うんです。そこら辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) いま鶴岡先生から、非常に重要な私どもの指針になる御指摘がございしました。

自立農家につきましても一時落ち込みましたけれども、また最近、関係者の努力によりまして復活傾向にございます。現在のところ九・二％ぐらいになっております。もう一つ重要なものは、それよりも幅の広い中核農家である、私もそのように認識をいたしております。そのためには、複合経営であるとか、農林地一体の営農であるとか、そういうようなことが非常に大事な着目されなければならぬ方向でございまして、五十二年度の予算におきましても、畜産等におきましても、経営規模の拡大もさることながら、この中核的な中小の畜産農家の育成、そのための団地の造成、そういうような点にも着目をいたしまして、先生御指摘のような、やはり自立農家だけでなしに中核農家ということを含めた、本当に中心になり日本農業の中核になっていく農家、この育成強化に對しましてできるだけの政府としても助成政策を進めてまいりたい、このように考えております。

○鶴岡哲夫君 私は、この農業を考えます場合に三十五年当時というものをいつも基準に置いて考えるんですけれども、三十五年当時、農家が五百九十万戸を超えておった。その中の大体九〇％というのが米作農家を含めております。それで、その当時の反当りの米の生産費調査によりますと、これはもちろん販売する農家の生産費調査ですが、反当たり百七十二時間かかっている。で、今日これが八十時間なんです。二分の一を割っているわけですね、労働時間というものが。それは言うまでもなく大型機械導入、そして労働生産性向上、単一経営という形への大きな農政の流れの一つの成果です。反当たり半分以上の労働力でやれるようになった。それじゃ、その半分以上に節約した労働というものは農業の中に使われているのか。そうではなくて、それが大きな兼業へ走らしたわけですね。農業の中で消化されていない。大きな機械を買った借金のために出かぜぎに行かなきゃならぬということもあるでしょう。とうとうとして兼業化へ進まざるを得なかったわけですね。

それは単一経営の奨励を極力進められるからです。私は、複合経営というものが去年あたりから少し出てきた。本当の農家というのはそうじゃない。それはやはり農業で一年じゅう働きたいと考えている。そして農業で食いたいと考えている。それがそういう方向を農政はとっていないんです。それから、せっかくこういう反当たりで言って半分以上の労働力になった。半分以上の労働力になったけれども、節約した労働力というのはどこへ行ったかというところ、ほとんど農業外と言っているんじゃないでしょうか。それが、第二種兼業農家がどまるところを知らない増加ですよ。私は、農政の大きな流れの一つのこれは大きな犠牲だと思ふんです。ですから、もう少し——まあしかし、このころはやむを得なかったんでしよう、三十五年からの農政を取り巻いている情勢というのは、農産物を輸入すればいいという国際分業論が支配的でしたから。だから、どんどんどんどん自由化されるし、農産物が日本に入ってくるし、日

本の農民というのは国内の農産物の市場というものをどんどん失っていったわけですね。その中で国際農業に對抗できるような大規模農家、大型農業機械を入れよう、能率化、こういう方向で行ったわけですからね。そういう中で、その激しい中で抵抗しながら本当に残っている農民というのは、これは本気になって酪農をやっているとか、豚飼っているという農家、これは違う農家だと思ふんです。やっぱり畑作や稲作や、そういう耕地を使った上に乗っかっているその農民というのが中核の中に相当含まれている、私はそう思っているんですけれども。ですから、先ほど私が申し上げたように、食糧危機なんというのはいまもうどこへ行っちゃったと、金あるから何でも買えるというような形の農政の見方というのでありますと何をかいわんやです。私は、そうじゃなくて、農業というものを日本の産業の中にとり位置づけられるか、日本の経済社会の中で農業をどう位置づけるかというところに農政というのはいかなければならないと思うんですけれどもね。

そういう点から言いますと、いまの農政の流れというものをこれは簡単に言いますと、労働生産性の向上一本やりという形と土地生産力を高めるというものの調和を図らなきゃならぬ、そういう時期に来ている。よく言われますように、日本の食生活というのを盛んに農林省が一昨年あたりから言うんですが、日本的な小農家経営というものを考えなければならぬ。それが中核農家じゃないのかと思っているわけですね。でありますから、せっかく中核農家、中核農家というものを言われて、日本の自給率を高めていくそれが原動力、担い手。しかし、それをいまの農政の流れの中、労働生産性一本の流れの中に乗せるという、これは没落をさせていきますよ、没落をさせるを得ないのじゃないか。私、いまそれは中型機械ですね、そしてこの労働生産性の向上、同時に土地生産力の向上と複合経営というものの結合を考えなければならぬ。もう一遍言っておきます、その点を。

私は生産性の向上政策というものは一応の成果をおさめておる、こう思います。その生産性の向上によって出てきた労働力の余裕というようなものが、他産業への出かせぎその他の形になって出てきておるといふようなことにつきましては、大きな反省期に来ておると思います。また一方に於いて安定成長と申しますか、低成長といふか、経済情勢もそういう状況に相なっております、まして、やはり若い生産労働力も都市へ都市へと流れておったものが、農村に還流する傾向にもなっております。そういうような状況も踏まえて、土地の生産力を高度にこれを利用するは水田総合利用もその一環でありますし、あるいは複合経営の奨励ということもその一つでございます。また、特殊の地域に特産の農業を助長するといふ政策もその一つでございます。私は、この生産性の向上をこれを土地の総合利用、高度利用といふようなものと結びつけまして、そして食糧の自給度を高める方向にこれを持っていきたい、このように考えておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 次に、三番目の農業基盤整備という問題について伺いたいんですが、この農業基盤整備というのは、昭和三十五年の農林省の予算の中に初めて登場するわけですが、その前は食糧増産対策費となっている。その食糧増産対策といふのがなくなりまして、消えまして、そのかわりに出ましたのがこの農業基盤整備。つまり、食糧を増産するといふのが必要なくなったわけですから、食糧を積極的に増産していくというのがある。ね、食糧を積極的に増産していくというのがある。うこの三十年代になりましてから高度経済成長が始まります。工業優先と、そして工業のための農業という形になってきた。だから三十五年になりますと、いま申し上げましたように、従来長いことありました食糧増産対策事業費というものも消えてなくなつて、かわつてこの基盤整備といふものが出てきたわけです。そのことをはっきり真つ

そこで登場しました農業基盤整備であります。この農業基盤整備がとうとうとして従来の農業基盤整備、土地改良というものから変化していくわけですね。それはなぜ変化するかといえば、これは食糧を増産する必要がなくなった。むしろそうではなくて能率化、労働生産性を高めていくという方向に農政の流れが変わりましたから、したがってこの基盤整備も大きく変わっちゃったですね。つまり土地の生産力を高める、あるいは農地を拡大していく、干拓をする、開墾をするというものが急速に薄れてくるわけですね。そして圃場整備とか、農道とか、こういう能率化、労働生産に大きな機械を入れる必要がある、そういう労働生産性を高める基盤整備というものがとうとうとして急激にふえてくるわけです。それをいままは転換を迫らなきゃならないというふうに思っていますかね、もし国内における生産力を高めていく、自給力を高めていくということであるとすれば、この基盤整備の変わり方というのは、これは従来の土地改良事業、言うならば基盤整備の中心というのは灌漑排水事業というものと農用地の心というのとは開墾と干拓です。これは何といままでも、農業を増産していくには絶対に必要であつた。それが急速に影を薄めていくわけですね。そしていま言いました近代化、労働生産性を上げていく、大きな機械を導入する、それに必要な圃場整備、そして農道というものが急速にふえていく。三十五年に圃場整備事業というのは基幹灌排水事業の二八％ぐらいですよ。ところが、五十二年になりますと大きく逆転して、いまや千二百億円というものが圃場整備に使われている。大きく逆転している。農道だってそうです。農道の予算というものと、それから圃場整備の予算というものと、その二つを合わせますといま基盤整備事業の四〇％ちょっと超すでしょう。そしてそれがふえと、一方においては干拓なんかどんどん減っていく。いまやあわれな形です。開墾なんかもうあり得ない、草地造成というのが出てきましたけれども。

業基盤整備、土地改良というものから変化して、いわゆる食糧を増産する必要があるかといえ、そうではなくて能率化、労働生産性を高めていくという方向に農政の流れが変わりましたから、したがってこの基盤整備も大きく変わっちゃったですね。つまり土地の生産力を高める、あるいは農地を拡大をしていく、干拓をする、開墾をするというものが急速に薄れてくるわけですね。そして農圃場整備とか、農道とか、こういう能率化、労働生産性に高める基盤整備というものがとうとうとして急激にふえてくるわけです。それをいまま私は転換を迫らなきゃならないというふうに思っていますかね、もし国内における生産力を高めていく、自給力を高めていくということであるとすれば、この基盤整備の変わり方というのは、これは従来の土地改良事業、言うならば基盤整備の中心というのは灌漑排水事業というものと農用地の開発です。開墾と干拓です。これは何といましても、農業を増産していくには絶対に必要であつた。それが急速に影を薄めていくわけですね。そしていま言いました近代化、労働生産性を上げて

いく、大きな機械を導入する、それに必要な圃場整備、そして農道というものが急速にふえていく。三十五年に圃場整備事業というのは基幹灌排事業の二八％ぐらいですよ。ところが、五十二年になつて来ますと大きく逆転して、いまや千二百億円というものが圃場整備に使われている。大きく逆転している。農道だってそうです。農道の予算というもの、それから圃場整備の予算というものと、その二つを合わせますといふ基幹整備事業の四〇％ちょっと超すでしょう。そしてそれがふえると、一方においては干拓なんかどんどん減っていく。いまやあわれな形です。開墾なんかもうあり得ない、草地造成というのが出てきましたけれども。

申し上げましたように、再びわれわれが日本の農

業といふものを立て直し、あるいは農業の生産力を高めていくという場合には、こう限られた狭い国土において土地の生産力を高めるといふことを考えなきゃならぬと思うのです。それが灌排事業でもあったわけです。あるいは農地を新しく造成するということでもあったわけです。いまそうじゃないのです。農地が造成されるけれども、つぶれる農地の方がはるかに多い。農地面積はどんどん減っている。これじゃ、基盤整備事業というのははまことに大変な事態ではないかと私は思いますですね。確かに農業基盤整備というのは、大臣のおっしゃいますように、今度の予算でも五千三百五十四億円という大きなものです。まとまった金としましては、農林省の中では一番大きな金ですね。食糧の繰り入れが七千億ぐらいあります。それに次いで一番大きなでっかい金、でっかい事業なんです。それがこのように変化いたしました。ありますが、大きく変わってきたんですが、いまあります。大きく変わってきたんですが、いまあります。大きく変わってきたんですが、いまあります。この基盤整備事業というものをどうお考えになつていらっしゃるか、このことです。

○国務大臣(鈴木善幸君) 圃場整備であるとか農道であるとか、そういうものに重点が余り傾いておるのではないか。一方において灌排事業等、あるいは土地造成事業というようなものがだんだん軽視されておるのではないか、こういう御指摘でございますが、私は必ずしも農林省としてはそのようには考えておりません。現実にもこの圃場整備あるいは農道等のシェアと、それから灌排事業、土地造成等のシェアとはほぼ均衡をとっておるわけでございます。三・四、おおむね私はバランスがとれておるのではないだろうか。今後十カ年計画で、長期計画で実施をいたしていくわけでございますが、私はこの生産性を向上するこ

○鶴岡哲夫君 私、先ほど申しましたように、農

道というのは四十二年度予算で九十七億円、それが今日五十二年度で九倍近くなっている。それが、基幹的な灌排というのはどうなっているのか、といいますと、二倍ぐらいです。それは私は、先ほど申し上げましたように、農業基本法というのができたわけですから、その上に乗かって、その基本方向で基盤整備というのは動かなきゃならぬわけですから、したがって圃場整備あるいは農道というものがぐうっと伸びてくることはあたりまえだと思ふ。それを否定しているんじゃないです。それで結構です。ですが、そのかわりに減ってきたのは開墾、干拓、干拓なんというのはいまでもうりやうりやうたるものです。もうなくなる寸前ぐらいのところへ行っているんじゃないですか。ことしの予算では六十九億ぐらいだろうと思ふんです。ですからそれを否定しているんじゃないで、しかしこれから、農業基本法というのはこれは変えないというふうにおっしゃるんだから困るんだけれども、それはそれでいいが、しかしこれで農業というものをここで何とかしていこうという、あるいは国内自給力というものを高め

ていこうとお考えになるならば、ここでやはり基礎整備といふものもいままでのような方向では困るんじゃないかと私は考えるわけです。いままでのことを否定しているわけじゃなくて、いままでのことで結構。しかしそのために、いま申し上げるような、これから考えなきゃならぬことはやはり灌排とか、あるいは農地の造成とか、そういうようなものもつと力をふやして、そして土地生産力を高めるといふ方向に取り組んでいくべきじゃないのかということをお願いしておるわけですよ。

○国務大臣（鈴木善幸君） 私は、現時点で長期計

画をいま直ちに變更するということは考えておりませんが、しかし鶴岡先生御指摘のような灌排事業その他にもっと力を入れるべきであるということにつきましては、今後とも十分意を用いてやってまいりたいと考えています。

○鶴岡哲夫君 私、この農業基盤整備事業というのは、二つの意味において転機を迎えているというふうに思っております。一点は、いままで私が主張した点です。

もう一点、それは、農家の実情というものは大変に変わってきた。土地改良法というのができたころに比べて、二十四年に土地改良法というのができてくる。つまり、農地法というものによってできた自作農というものを中心基盤にして、そして土地改良法というのできております。それで御承知のように、受益者の三分の二の賛成を得て申請事業になっているわけですね。ところが、二十五年当時と今日の五十年センサスと比べてみますと、二十五年当時というのは農家数の中で専業農家五〇％、そして一兼業農家は二八％、これを合わせますと、僅にはるかに三分の二を超えておった。いま五十年になってみて専業農家というのは二二％、非常な変化であります。そして第二種兼業農家は六二％。もっとこれはふえていくでしょう。そういう中で、三分の二以上の賛成を得て申請事業として基盤整備事業というのは大きな壁にぶち当たっているんじゃないのかと。いまやそれを避けて通るわけにいかぬのじゃないかと。いまこれは第一種兼業農家と専業農家と合わせても、これは三分の一ちょっとぐらしかないんです。三分の二というものをとるには、どうしたってこの第二種兼業農家を入れていかないと、三分の二にはならないんです。ですから、自作農体制というのが、二十五年当時つくった自作農という、そしてその当時できた土地改良法というものは、今日の事態になりますと、これは非常な大きな難関にぶち当たっている。これはもう御承知のとおりだと思ふ。それを要する必要があるのではないかと。もう一つは、五十

一年度の農業基盤整備事業使費というのがあります。農林省が出しているやつです。この五十二年度の農業基盤整備事業使費によりますと、国営の灌排、これは国の負担が六〇％、県が二〇％、地元が二〇％です。しかし、この国営の灌排というのがほとんど減ってきていること御承知のとおり。先ほど申し上げました。そしてほとんどふえているのが県営、団体営の圃場整備。これは国の負担が四五％、そして地元の負担が二七・五％。ですから、基盤整備について農民の負担というのが非常にふえているわけですね。それは、いま申し上げましたように灌排とか干拓とか、そういうような土地生産力を高めていく、土地を確保していく、そういう事業というのが影が薄くなって、そして急速に圃場整備とかそういうものが伸びてきた。それはいま申し上げましたように事業も簡単ですから、だから地元負担というのが大きい、こういうことになっているわけですね。ですから、いまいろいろな学者が計算していますように、基盤整備の農家の負担というのは限度を超えているということは、多くの学者が指摘しているところなんです。

そこで、私は、この基盤整備についてもう一つ、いまの三分の二という以外に、基盤整備の国の負担について考えなきゃならぬ段階に来ているんじゃないかと。御承知のとおり、政府は規模の大きさや小ささによって公益性の差を設けておるわけですね。大きい規模だと公益性が大きいというわけですね。だから補助率が高い。小さいという公益性が低いというので、団体営という形になって補助率が低い。しかし私は公益性という点から言うなら、大きかろうと小さかろうと、公益的なものは公益的なものとしてこれは補助金を出すべきだと。しかも日本の農地というものは、御承知のように、農地制というのは全然確立していないわけでありまして、分散制の圃場になっているわけですから。そういう中で、公共的なものについてはこれはやっぱり国が負担する。しかし、一歩自己所有に入つたものについてはこれは補助

事業でやると、こういうような形に基盤整備事業というものを要するといふべきではないのか。私は、基盤整備事業というのはいま二つの転機に立っている。一つは、基盤整備事業の中身について、土地生産性というものを考える必要があるということと主張しました。もう一点は、いま申し上げました土地改良法に基づくいろいろなやり方について、三分の二という考え方は基盤整備というものは頭をぶついているんじゃないかと。何ともならなくなっている。これをしかし抜けて通つてはならない。通れないですよ。いま、もう一つ、負担がふえてきている。それをどういうふうな改正していくか、変えるかという点が必要ではないのかと。この第二番目に申し上げました点について、ひと

ざいます。個々の農地につきましての三分の二の同意ということを変更するということは、やはり制度上非常に難点があるのではなからうかというふうに考えております。ただ、先生御承知のように、基幹的な事業につきましては、同意なしで市町村が事業申請ができるということでも四十七年に改正を行ひまして、御承知のように、北九州のあの筑後川下流の土地改良事業、そういうこともただいま着工に入つたわけでございます。

先生御指摘の問題、非常に重要な問題でございますので、われわれも土地改良の研究等会等に諮りまして、今後前向きに対処してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 大臣が所信表明の中で第五番目に挙げていらつしやいます。これはいままで昨年はなかったのです。所信表明の中には、ことしの所信表明の中に第五番目に出ているのですけれども、「農村総合整備」というのを挙げていらつしやる。確かに基盤整備とあわせて、集

御承知のように、農林漁業金融公庫等におきましても長期低利の融資の道も開いておりますし、また農用地開発公団等において農地を造成をして、そしてこれを配分をし長期にわたって償還してもらつて、いろいろの施策をやつておるわけでございますが、しかし、御指摘のように、もっと負担を軽減してほしいという声もございますわけでございますので、今後ともそういう点につきましては、農林省としても前向きで検討してまいりたいと考えております。

○政府委員(森澤治君) 先生御指摘のとおり、専業農家が減り兼業がふえ、しかもやはり居住化社会ということまで農村に入つてまいつております。それに伴ひまして土地改良事業については、御指摘のようにいろいろな問題が出ておりました。四十七年の土地改良法の改正でも若干それに対応する改正を行つたわけでございますが、確かに御指摘の問題は非常に重要な問題だと思つております。ただ、やはりあくまでも農地というのは土地の私有権、所有権ということがあつたわけ

であります。個々の農地につきましての三分の二の同意ということを変更するということは、やはり制度上非常に難点があるのではなからうかというふうに考えております。ただ、先生御承知のように、基幹的な事業につきましては、同意なしで市町村が事業申請ができるということでも四十七年に改正を行ひまして、御承知のように、北九州のあの筑後川下流の土地改良事業、そういうこともただいま着工に入つたわけでございます。

先生御指摘の問題、非常に重要な問題でございますので、われわれも土地改良の研究等会等に諮りまして、今後前向きに対処してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 大臣が所信表明の中で第五番目に挙げていらつしやいます。これはいままで昨年はなかったのです。所信表明の中には、ことしの所信表明の中に第五番目に出ているのですけれども、「農村総合整備」というのを挙げていらつしやる。確かに基盤整備とあわせて、集

御承知のように、農林漁業金融公庫等におきましても長期低利の融資の道も開いておりますし、また農用地開発公団等において農地を造成をして、そしてこれを配分をし長期にわたって償還してもらつて、いろいろの施策をやつておるわけでございますが、しかし、御指摘のように、もっと負担を軽減してほしいという声もございますわけでございますので、今後ともそういう点につきましては、農林省としても前向きで検討してまいりたいと考えております。

○政府委員(森澤治君) 先生御指摘のとおり、専業農家が減り兼業がふえ、しかもやはり居住化社会ということまで農村に入つてまいつております。それに伴ひまして土地改良事業については、御指摘のようにいろいろな問題が出ておりました。四十七年の土地改良法の改正でも若干それに対応する改正を行つたわけでございますが、確かに御指摘の問題は非常に重要な問題だと思つております。ただ、やはりあくまでも農地というのは土地の私有権、所有権ということがあつたわけ

ります。

次に価格政策についてお尋ねいたしますが、所信表明の第四番目に「農産物の価格安定政策」というふうに述べていらっしゃる。これは私は、所信表明の中におっしゃっているように、総合食糧政策の方向をさらに強く推し進めていくというふうに出ておられますから、五十年の八月に出ましたあの「総合食糧政策の展開」というものを進めていかれるという意味だと思えます。この「展開」の六番目に価格政策を強調しておられます。ところが、その所信表明の中の価格政策というのと、それから「総合食糧政策の展開」の(六)に出てくる価格政策との間に相当開きがあるように見受けるわけです。「総合食糧政策の展開」の中の「価格政策」には相当具体的な問題が出ておるわけです。そこで若干伺いたいのでありますが、この「総合食糧政策の展開」の中には、制度的な価格政策の「見直しを行う」というようになっていますが、ね。そして、制度的なものを検討する考え方を明らかにしていらっしゃる。ところが、大臣の所信表明の中では制度の運営という言葉になっておるのです。価格政策が。米の問題が出ておるわけですが、食糧会計を漸次是正していくということですね。しかしどうも制度的見直しまではいかない、運用でいこうという感じがしてならない。一体その価格政策等について、価格政策の制度あるいは政策を見直すという考えがあるのかどうかという点ですね。

その前に、具体的な順序としては、あの中にあるのは、「価格政策検討委員会」を——仮称とありますが、「早急に省内に「価格政策検討委員会」(仮称)を設けてとり進める。」となっておるわけですね。そういうものが設けられて実際上進んでいるのかどうかというのが一つ。もう一点は、この「展開」の中の(六)の「価格政策」の中で具体的に言っているのは、「価格政策の基礎資料となる農産物生産費調査の家族労働評価」というのが、農業の臨時雇いの賃金になっておるのを、そうではなくて、「農家世帯員が多く就労

している地方ごとの」となっているのですね、これ。「地方ごとの主要な産業部門の生産労働者に対して支払われている標準的な賃金に改訂する。」と、こういう指摘をしている。非常に明確に指摘しているのですけれども、それはどのように動いているのか。

この二点ですね。

○国務大臣(鈴木善幸君) 価格政策は、今後の農業の振興、自給率の向上を図る上から非常に重要な要素をなしておると、このようにとらえておるわけでございます。価格問題の制度的な問題、運用の面、これを総合的にあらゆる角度から見直しをやる、こういう考えでございます。現に麦につきましても、米価審議会におきまして小委員会を設けてたまたま御検討をお願いしております。でございます。と同時に、農林省の中に価格政策の検討委員会というものをつくっております。相対価格の是正、また最近の経済情勢に見合ったところの適正な価格の算定——このねらいは、総合食糧の観点とやはり自給力を高めていくと、こういうような要請にこたえたいと考えておるからでございます。

農林省の中の検討委員会の進行状況につきましては、官房長から御説明を申し上げます。

○政府委員(澤邊守君) ただいま大臣お答えいたしました価格政策の検討委員会につきましては、昭和五十年の夏から実は発足をいたしましたわけでございます。

当面、検討の上実行に移しましたのは、畑作物につきまして行政価格の同時期決定、それからパリティ方式による価格の算定方式を統一をすること、五十一年の秋、大豆とか、あるいはパレイシヨ、カンシヨ、ビート、キビというものについて行ったわけでございます。五十一年にも引き続きその線に沿って価格を決定したわけでございます。

なお、長期的な検討といたしましては、その価格政策の検討を行います場合の判断材料を整備するという意味から、統計調査の改善整備にまず着手する必要があるというふうに考えまして、生産費調査におきましては、家族労働評価の基準を現に即して改善をするということ、これまでとっております農業日雇い賃金を生産費の場合農業労働の評価に、基準にとっておりますものを改めることにいたしまして、その地域の一般労働を生産費の中に織り込むというように改めたわけでございます。これは五十一年より実施をいたしておりますので、これが政府が決めます行政価格に反映されますのは——反映されると申しますか、参考にして用いられますのは、この三月からの畜産物の価格決定並びに生糸の価格決定の際に参考資料の一つとして用いられるということになるわけでございます。他の作物につきましても、今後その結果が活用されることになるわけでございます。

さらにまた、価格政策を検討いたします場合に、中核的な農家の所得確保にどの程度の効果があるかということも大きな検討項目の一つになるように考えまして、農家経済調査の農家の選定がえをこれは五十一年に行いまして、それに基づきまして標本数もふやしまして、五十二年から調査に入っておりますわけでございます。

そのような技術的な問題、統計調査に関する技術的な改善につきましては検討委員会におきまして検討をしたところでございますが、その後昨年の冬と言いますか、十二月から検討委員会につきまして内部で政策的な観点からの検討を深めることにいたしました。現在農林省内の部長、審議官クラスのところでも資料の整備並びに論点の整理から具体的な検討に入っておりますところでございます。先ほど大臣がお答えいたしました米審議会におきまして、当然省内の価格政策の検討委員会におきまして議論をしながら資料の提出をして御審議をお願いしておる、こういう経過になっておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 三十五年以来と言ってもいいんですが、日本の農業が撤退縮小作戦をとっておりますの

の一つの象徴として、農作物の価格政策というのがあらわれておったわけですが、したがってここで農業の国内における農業生産力を高める、あるいは農業の総生産を上げていくという段階になりますと、いろいろな官房長の方からお話がございますが、価格政策というものを従来とはやはり変えていかなきゃならない。

その場合に、私がいままでの経緯から心配いたしておりますのは、米の値段というものを押えながら、低くしながら、そして畑作物その他との均衡を図ろうという考え方がうかがえてしょうがないわけですが、そういうことでは困るんです。とにかく、この価格政策が今後果たすべき役割というものは非常に大きいわけですから、ぜひひとつ従来とは違った考え方でこの価格政策には臨んでいただきたいというふうに思います。

あと時間が少なくなりましたので直接の問題に入りますが、いま官房長からお話のございましたように、農産物の生産費調査の中の家族労働報酬というものを、労賃というものを要する、これは非常に意味では大きな意味を持ってくるだろうと思うのです。それがことしの三月から適用する、つまり、それから畜産物ということになるわけですが、それでいま当面しております畜産あるいは基準賃金、これに基づきまして養蚕農家というのがほとんど減少してまいりましたことは御承知のとおりであります。四十七年度は三十三万戸あったのですけれども、ついに五十一年には二十二万戸というように急激な減り方をしている。さらに、桑園面積がこれがまた四十七年に十六万ヘクタールやっていたやつが、十四万ヘクタールというふうな桑園面積がまたさらに落ちる。さらに、生産量も十万吨というものが続いておりますけれども、さらにこれが五十一年になりますと九万吨を割っちゃうというふうな状態になり、繭の生産そのものも低下をしておる。さらに悪いのは、十アル当たりの蚕繭量がこれがまた低下してきている。かつては七十一ぐらいたったものが六十ちよつとぐらいというところ

落ちてしまふという様な意味で、養蚕業というのはその意味では統計数字自身を見ましても非常なところに来ている。そこへもつてきまして機屋の在庫が多い、さらに蚕糸事業団の在庫が多い、需要がなかなか思うようにならない、こういう状況ですね。ですから、機屋にいたしましても、製糸にいたしましても、養蚕農家にいたしましても、大変な時代だ。直接的な問題にいたしましても養蚕農家にいたしましても、これは浮沈の瀬戸際、本当に衰退していくかどうかという境目にあるのじゃないかというふうに思うわけですが、その場合に重要なことは二つあると思います。

一つは、生糸については一元輸入ということになって、とにかく生糸についての輸入というものはある程度抑制をされている。しかし織物として、あるいは繻糸としてこれが入ってくる、非常に量が増えてくるという状況ですね。そして在庫になつておるものが、そういう質の悪いものが在庫になつておるといふような形になつておりますから、一つは繻糸及び織物についてやはり適当な規制をする必要があるというふうに思うのです。その規制の仕方というのは行政指導になるのではありません、何らかの形でこんなふうになんかちやんや繻糸が入ってくる、あるいは織物が入ってくる、それが在庫としてたまってしまふという様なことでは、非常に養蚕農家としても大変だと思ふ。それが一つ。

もう一つは、繻の価格というものを、やはり生産費を償ふ考え方というものを保持してもらわなければならぬというふうに思います。繻の生産の六〇％を超すのが労賃になります。ですから、労賃を先ほどお話のありましたような評価がえをするということになりますとこれは相当上がるのではないかと、ある程度上がるのではないかと。いま養蚕の関係の人たちがキロ当たり二千二百円という要請をしておられるわけですが、ほぼそういう数字になつてくるのじゃないかというふうに思います。

ですから伺いたいのは、一つは、繻糸、織物に

対する韓国、中国との規制の問題です。もう一つは、基準繻価の問題についてお尋ねしたいと思ふます。

○政府委員(堀川春彦) ただいまお話のございました外国から輸入する生糸の製品の輸入の問題でございますが、これは織物にいたしましても、それから繻糸にいたしましても、通産所管物資ということにはなつておりますが、国内の生糸の需給関係、繻の需給関係に大変大きな影響のある問題でございますので、私もいたしましては通産省と終始緊密な連携をとりまして、これが輸入が秩序化されまして、国内の生糸並びに絹製品の需給に悪影響を与えないように入ってくるということを中心としていたしまして、いま先生も御指摘のございました中国、韓国がわが国に対する輸出の大宗国でございますので、昨年の春から二国間協定をこれらの国々と結びまして、秩序化に努めてまいつたわけでございます。

繻糸並びに織物の輸入の問題については、もちろん行政指導もございしますが、法的な根拠をいたしまして、貿易管に基づく輸入の承認なり許可制あるいは輸入組合の結成による輸入の秩序化ということをやっておるわけでございまして、私もいたしまして昨年一年の経過を見まして、この四月から迎えます新年度の輸入につきましては極力織物の形で入ってくるものを何とか減らせないか。次には、糸の形態で入るものにつきましても、生糸につきましては、先生御指摘のように、事業団によりまして一元輸入によつて調整をすることが可能でございますが、より糸、繻糸の関係につきましては、これは直接事業団がタッチをいたしませんので、したがってこの関係については、できるだけ糸類の中に入れてならば生糸の形で入れるという方向で、過般来韓国並びに中国と話し合いを進めているわけでございます。まだ結論に到達はいたしておりませんが、国内の生糸並びに絹製品の需給にできるだけ悪影響を与えないような秩序ある輸入を実現をしたいと考えております。

第二点の、今回三月末ごろに審議会に諮りまして行政価格の決定をしたいと考えております基準繻価なりあるいは基準糸価の問題でございます。これにつきましては、先ほど来御議論のございましたように、こういった行政価格の決定に際しまして基礎になりますところの生産費の関係については、生産費調査のやり方が官房長から御説明があつたとおり変わつておりますので、そういったつまり基準糸価につきましては生糸の生産条件というところになるわけでございますが、その基礎にあるそういった生産費の問題について十分新たな調査結果を参酌をいたしまして、そして一方先生の御指摘にもございました絹製品の最終消費需要というものが大変落ち込んでございます。そういった需給事情なりその他の経済条件、こういったものを勘案をいたしまして、適正な価格決定に努めてまいりたい。私も基本的には、昨年の夏に蚕糸業振興審議会の方から御提言のございました繻の生産増強という方針が出ておりますので、昨年は天候のぐあひもございまして、九万トンを超えるところの繻生産量になつてしまひましたけれども、初秋蚕、晩秋蚕の関係等では意欲がかなり戻つてきておるといふこともございまして、来年度のいろいろの施策、奨励施設を講じて、それらの施策とあわせまして、ひとつ繻の生産を国内においても少し伸ばしたいというところで意欲的に取り組んでまいりたいと思ふでございます。

○農園哲夫君 次に食肉価格の安定の問題なんです。畜産局長も意見を述べられておられますが、私も新聞で承知をしました。あるいは大蔵省の主計官ですか、農林省担当の主計官も何か意見を述べていましたですね。競つて全く同じような内容で、生産は非常に安定をしていふ必要がなかなかだ、そこでは価格の問題よりも構造改善の時期だと、こういうような話で、局長の話と大蔵省の話と一致しておるわけですが、余り一致してらうと困る点があるんですけれども、しかしそういうふうな一致した形になつてい

けですね。そこで、私は実はこの間、畜産振興審議会のえさ部会に出されました資料を見まして実はちょっとばかりびっくりしたんですけれども、それは牛が二百万頭を超したんですね、肉牛が。これは驚いたですね、いい話だと思つてですね。とにかく四十年に一番に二百万頭台に落ちましてね、二百万頭というふうになつた落ちちゃつて、畜産局を震駭させたわけですね。大変だったわけですね。それが百八十万頭台、さらに百五十万頭台まで落ちまして、そして百八十万頭という台がずっと続いたわけですね。私も、百八十万頭ぐらいなもんかなと思つてそういう認識でおつたんです。もつた資料を見たところが、いや五十二年の一月は二百七十万頭だと言ふ。これは肉牛にとつては二百十三万頭になると言ふんですね。これは局長ね、この勢いというのは伸ばさなければいけないと思ひますね。それは大変なものです。ところが、伸ばさないで水ひっかけようというんですから、これはいかぬですね。何か二、三割じゃないかと、引き上げは。水ひかけれるんですよ。これは大変な勢いになつてきたし、いい話です。農業の中で全く明るいのはこれですよ。これを見まして驚きましたね。私、ほつとしましたよ。これは明るいんですな。どういふことなのか、つまり二、三頭飼という、あるいは三頭ぐらゐしか飼つてないやうなところの農家がふえてきたんじゃないかと思ひますけれども、とにかく二百万頭超したと言ふんですね。これは畜産局の長い間の悲願じゃなかつたんですか、この二十年來の。それがいま二百万頭超したんですから、これは嬉しいものだ。それに水ひっかけちゃいかぬです。私はこれは構造改善じゃなくて、これを伸ばす方向に持つていつてもらいたい。これは「総合食糧政策の展開」の中でもはっきりうたつていますように、今後の畜産というのはこの国内の資源というものを、それを使つた、つまり草飼料ですね、草資源を使つたそういう畜産というものを伸ばさなければならな

い。特に肉牛というものを強調していらつしやるわけですね。二十年間の願望の二百萬頭になったんですから、構造改善どころの騒ぎじゃないですよ。いまや構造改善による、農家は黙っておたつて。値段を少しくしてもらえなくとも行くわけです。そして、御承知のように、昭和六十年をもうそこ目の前に控えているんだと。あの長期目標によりますと、これが一番伸ばすことになっているんですね。これは幾らになっているか、三百三十萬頭にするにたつていります。ぼくは、これは夢のまた夢だと思つていたんです。どうも行きそうです。この状況だと。それで一八六%にあやす。絶対水かけてもらつちやいかん。いまは。願望だつたはずで、これは。だから、水かけないでもらいたいですね。いまさら牛の構造改善なんてしようがないですよ。二頭飼いか三頭飼いかそんなにふえないです。これ。ふえたような牛というのは本物じゃないです。いま私は回つてみまして、百頭飼っている、千頭飼っているという家ありますよ。みんな農家に委託しているんです。牛小作ですよ。本場に飼っているのは三頭、四頭飼っているやつ、これが肉牛を支えているんですよ。副業経営で、これは見るとありがたひを感じて、すね、この農家を見ると。ぼくは肩をたたいてはめていくんですよ。いや、あんた方おるから日本の農業というのは安全なんだ、伸びていくんだと、こう言うんですけれども、水かけぬでもらいたいですな。

もう一つは、輸入をある程度抑えなければいかぬですね。というのは、この間アンカレッジで飛行機がひっくり返つちやう。墜落して炎上しちゃつた。何と牛が入つておつたんですな。生きた牛が四十数頭。これが焼死したわけ。人間はもちろんそうですよ。それから、いまこの生きた牛を大変な勢いで輸入するそうです。ことしはこの半期だけで五千頭か何か、一万頭ぐらゐの要望があるんじゃないですか。私は、動機に当たつておられますという、できると言うんだ、二萬頭ぐらゐは。五日間でもいいと言うんだ、屠殺するや

つは。ですから、二萬頭ぐらゐの処理ができると言うんです。そうなりますと、これはいま割り当てていらつしやる八萬五千トン、これ以外に生体で入つてくる量というのは、これは一頭六百キログラムとして生肉としては三百キログラムになるんでしようが、それにしまして、一萬頭来ますとこれは三千トンという数字になります。二萬頭で来ますとちよつと二萬トン近いものになつてくる。生体輸送というものは、これはある程度関税をもう少し何とかするとかして輸入というものをある程度抑えて、そうして六十年の三百三十萬頭、一八六%というところへ持つていかなきゃならぬだろうと。それからもう一つ、乳牛がふえたのがいいですね、これも。これは畜産局の願望だつたんだけれども、酪農がふえまして百九十万頭になつたんです。これも百九十万頭台に乗つたんだというの、とにかく四十八年から百七十万頭ふらふらしておつたんですからね。それが百九十万頭になつて、来年の二月一日にはさらにふえて百九十六萬頭になると、こういうわけでしょう。これはいい話ですよ。ですから、これも草資源という関係で、これは六十年の長期目標では二百五十六萬頭と、一四一%あやすという状態ですね。ですから、これはひとつ水をかけないでもらいたいですね、構造改善だなんて言わないで。特に肉牛の場合は、もう構造改善なんと言つて騒いで幾らやつたつて、三・何頭からそんなにふえないですよ。それで、私が言つておりますように、歩いてみて五十頭飼っている、百頭飼っているとか千頭飼っているという人は、全部これは牛小作に出している。月給払つていられるわけですよ。こういう状況でありますから、この牛の問題について二つですね。先ほど申し上げました牛の――牛は一頭当たり労働というやつは小さいです。六、六%ぐらゐですから、小さいですから、これは労働をひっくり返してみてどうもしようがない。これはえさがかかると、薬費がかかいますからね。これはまた低いことになるんだらうな、これ。これじゃ、水をかけることになりま

わ。何とかこれを伸ばす方向へ努力をしてもらいたいと思ひます。構造改善なんて言わぬこと。農民なんか、わかりませんよ。ひとつよろしく。○政府委員(大場敏彦) 御指摘になりましたように、私、畜産物全体が伸びる中で、ことに牛肉は足りないわけでありまして、長期見通しでも一番の伸びを見ているもの、一つであるというふうに思つております。需要が伸びて、生産を一生懸命伸ばさなきゃならぬわけでありまして、それでまだ供給が足りないという状況でありますから、生産に水をぶっかけるつもりは毛頭ございせん。あくまで生産を伸ばすような形で、私も政策の努力を続けていきたいと思います。そのためには、価格政策もさることながら、それと同時に生産対策あるいは需要増進対策、あるいは流通の合理化対策、そういう各種の対策をバランスをとりながら進めていきたいと思います。今のわけであります。いづれにいたしましても、今月末に来年年度の牛肉の安定価格を決めるわけでありまして、それは肉牛の再生産を可能にするような形で、そういうことを旨として決めていきたいと思います。現在、検討中であります。

それから生牛の輸入の問題、これはアンカレッジで飛行機が落ちたためにかなりショッキングな印象を世間に与えているわけでありまして、現在、昨年の実績は大体生体で二千七、八百頭でありまして、それが生肉に換算しますと六百トン未満でありまして、全体の需給の〇・二%にも満たない、こういうような状況でありますから、直ちにそれが需給に悪影響を及ぼすというふうな状況ではございせん。しかし、スーパー等がいれば目玉商品の品な形で、一種の品ぞろえ機能というものの意味でそれを入れていくことがございまして、それから、それにつきましては行き過ぎないように、厳重に注意、指導していきたいと思つていられるわけあります。

まあそれと同時に、飛行機で一頭当たり七万五千円というかなり高い関税を払つて、しかもそれで飛行機で持つてきて合うというふうなことでありますから、ある意味におきましては別の御批判もあるわけ、それだけ国内の相場が高いんだという御批判もあるわけでありまして、ですから、そういうことも踏まえながら、そこにはやっぱり流通の合理化がまだ十分には整つていないということが絡んでおるわけでありまして、そういったことへの対策も踏まえながら考えていきたいと思います。この問題は過熱にならないように、十分注意していききたいと思います。

○鶴岡哲夫君 いま局長ね、やっぱり大体この卸値、牛の行政価格がある程度上がったという感じを持たないと、刺激にならないんです。これで三%だ五%だという話ではこれはとんでもない、大水ひっかけてですよ。それで、今後の畜産の方向としましては、ブレイクとか豚というものをそんなに伸ばす考えはないわけですよ。穀類食うばかりだから。国内の資源を使つてというこの肉牛とか、あるいは酪農関係を非常に伸ばしていこうというお考えなんです。その場合にやはり価格というものはある程度の価格も見えて、そしてこれは農家がやるという気にならなければいけない。肉牛で言いますと、三・九頭ぐらゐなんです。一戸当たりの経営の規模というのは。まあこれは、私は現実の農家というのはと小さいですよ。二、三頭ですね、飼つてますよ。それが集まつて二萬頭超すようになつちやう。こんなめでたい話はないんで、絶対に水をかけないよう。ところが、輸入やその他で二割ぐらゐはやっぱり水突つ込むんです。輸入してきて、大体二割ぐらゐ水突つ込むんです。将来の、六十年の自給率というの大体八割ちよつとぐらゐ、やっぱり二割ぐらゐというふうな考へていらつしやるようだが、そうじゃなくて、やっぱり二百海里の問題でこれから水産業大変ですよ、あれ。私は、二百海里問題で、六十年の見通しというのを考えなければならぬだろうと思つてます。ここで考えなければならぬだろう

と思う。その場合にやっぱり担うのは、どうしても畜産というのが担っていかねければならぬわけであって、そういう場合の畜産について一番必要な肉牛なりそういうものが、あるいは酪農関係というのが、草資源を使ったこういうものが伸びていくという方向に対しては、先ほど局長がおっしゃいました水をかける意思はないと言うから幾らか安心もしますが、外へ漏れてくる値段はみみっちい話しか出てこないものですから、大変に心配をしているんです。ある程度まで出ないと、これは農家としてはどうも納得できない。せっかくなってきたんですから、これは二百萬頭超すというのは畜産局のこれは願望ですよ、二十年来の。相当な勢いですね、これは。大変いいことだと思えますから、よろしく。

あと大臣に。まあアメリカとの二国間協定、漁業の問題で、二百海里の問題で、ソビエトで三月一日の直前に大臣が行かれたりして大変御苦労だったと思うんです。そこで私は、南方、南半球の問題について手おくれのないように、ぜひひとつ努力をお願いしたいと思います。どうも余りにもアメリカの方へ手がかり過ぎちゃって、ソビエトとの関係が手おくれになったんじゃないかという気がしているものだから、ですから、南半球の問題についても手おくれにならないようにぜひ積極的な努力をお願いしたいということ、もう一点は、高度回遊魚、マグロとカツオですね、この高度の回遊魚については、これは国際的な管理をするという考え方が国連の海洋法会議でも出ているわけですが、どういうふうに考えていらっしゃるのか。アメリカとの二国間協定の場合には、この高度の回遊魚についても二百海里の規制以外にあるというふうに聞いているんですけれども、どういうふうに管理される考え方を持っていますか、それをお尋ねします。

○國務大臣(鈴木善幸君) ソ連との交渉、これが対応がおくれたのではないかと、こういう御指摘でございますが、御承知のように、昨年十二月の十日に最高會議幹部会令が出まして、その政令と

も言うべき閣僚會議の結論が大幅におくれました。なおまた責任者のインコフ漁業大臣が、ノルウェー、EC等の交渉のために二月の二十七日までモスクワを外にいたしておりました、そういうような事情等もございましたので、二十八日によろしくとインコフ漁業大臣との会談が行われて、そして今後の日ソ漁業関係についての対応の仕方、これからの会談の進め方、そういう基本的なことでは合意をいたしましたわけでございます。ああいう国柄でございますので、なかなか開かれた国と違ひまして交渉が意のままにいかなかったという点は残念に思うわけでございます。

次に、高度回遊魚、マグロでありますとか、あるいはカツオでありますとか、カジキでありますとか、そういう魚種につきましては、御指摘のように、アメリカは高度回遊魚はこれは二百海里規制内の対象にしないと、こういう方向を打ち出しております。しかし、これに對しましてお隣のメキシコ等は、これも二百海里の中の指定魚種である、国によりましてこの対応がいろいろ違うわけでございます。私もやはり魚種の性格上、これは国際的な共同管理のもとに置くのが正しいと、こう思っておりますけれども、こういう点は、今後海洋法會議等でも十分わが国の意見というものは強調してまいりたい。また、今後二国間交渉等におきましては、そういうラインで交渉してまいりたいと考えてございます。

なお、これから豪州、ニュージーランド、パプア・ニューギニア等々、南方の諸国との問題もございまして、これにつきましても、すでにいろいろの接触もいたしておりますし、交渉のタイミングを外さないように十分注意をして対処してまいりたいと、このように考えております。

○鶴岡哲夫君 終わります。
○大島友治君 農政の基本的な考え方といたしまして、大臣のお話も十分承ったわけでございますが、同時にこの所信表明の中で、やはり国民の生活の安定は、何と云って国民に対する食糧の供給の安定的なものを維持するということが、こ

れ一番大事じゃないかということはお承知のとおりでございます。それに基づいて大臣も日本の「総合的な食糧自給力の向上を図ることを国政の長期不動の基本方針とし」というきわめて強い方向づけをされているということは結構だと思っておりますが、またそれを達成するためには、いわゆる高度経済成長の中で日本の農業というものが非常にゆがめられた脆弱な体質になった。その体質を強固な体質、足腰にして、いま目標達成に最大の努力を払う。まことに筋の通った私はお話だと思っております。

そこで、食糧自給力の向上ということは、あくまでもかつて昭和四十七年のいわゆる世界的な天候異変に基づく食糧問題の日本における影響、あるいはまた続いて四十八年の石油ショックということから出まして、日本のあくまでも食糧確保、農業の体質改善と同時にこの問題が強く取り上げられたわけでございますが、そこで、幾ら自給度を高めていくと申ししても、これは米なり野菜なり、あるいは畜産物の一部は一〇〇%ということも期待できませんが、それにいたしても、畜産物もこれは間接的な結果の一〇〇%であって、基本的にはやっぱり穀物、いわゆる飼料というものを加えるという、これは非常に外国依存度が高いということ。そうなりますと、やはり日本自給度というものがつきましても、あくまでも限られた国土の利用の中における最大の生産ということと、最小限度の外国の輸入に依存する、こういうのが基本的になると思っております。そこで、やはり大臣が、ただいまのようなことからしまして、「一九七二年の世界的な不作を契機として逼迫基調に転じましたが、最近においては生産が良好で小康を得ているものの、在庫水準は依然として低く、さらに長期的に見ても、開発途上地域における需要の増加、先進国を中心とする畜産物消費の増大、農業生産の不安定性等を考慮すれば、予断は許されないものと考えております。」、こういう文句がございまして、

私は、そこでやはり日本の自給度を高めるため

には、国内のいわゆる最大の生産をどこに置くか、それから最小の輸入をどこに置くか、こういうところに焦点をしばっていかねばならないんです。そのためには、やはり輸入の依存度というもののについてはあくまでも世界食糧の需給というものの見通しを踏まえていかなければならぬと思う。そういう点からしますと、やはりこの気象に基づく生産の減少、あるいはまた人口の増加に基づく需要の増大と生産とのアンバランスといううなことから、一応ついで、二年前、この食糧の危機の問題が盛んに喧伝されたということでございますが、小康を得ているということ、まだ不安があるんだということの具体的な考え方、これを中、長期的な見通しについてどう一応お考えになつておられるのか、ひとつお伺いしたいと思っております。

○國務大臣(鈴木善幸君) 近年、アメリカあるいはソ連、カナダあるいは豪州、その他の主要農業国におきまして、気象条件にも恵まれて、小麦あるいは大豆、その他飼料作物等の生産の回復が見られておるわけでございますけれども、長期的に見た場合には、所信表明でも申し上げておりますように、人口も爆発的にふえてきておりますし、需要も拡大をしてきておるといふようなことで、食糧の需給というものは、長期展望に立ちます場合にはなかなか予断を許さない、樂觀できない、こういう私は認識を持っておるわけでございまして、また、たん白食料の過半を賄っておりますところの水産物につきましても、二百海里時代という厳しい時代が現実のものとして到来をいたしております。

そういうようなことから、わが国としてもこの食糧問題につきましてもいささかの樂觀も許さない。何としても国民生活の安全保障の最低線を守るのには食糧問題でございますから、食糧の自給度というものを向上することに全力を挙げなければならぬ、このように考えております。そのためには、何と云っても日本農業の体質の強化を図る。また、農林漁業の生産基盤をしっかりと

りしたものにしてい、さらにまた、農林漁業の担い手である農林漁業者、後継者の確保、これが非常に大事だと、このように考えておるわけでございます。

そこで、わが国の食糧の自給率の現状でございますが、食糧用の穀物、これは七四％前後という状況下にあるわけでございますが、飼料作物、この大部分を外国から輸入をしておる。また、麦や大豆も一時大変落ち込んでまいりまして、最近ようやく回復基調に乗ったばかりでございます。私は、まずもってこの食糧用の主要作物の、食糧の自給率を着実に伸ばしていくという政策を進めてまいりたい。また、畜産の問題にいたしまして、草地造成その他えさの問題をやはり力を入れていく必要があると考えております。また、漁業の問題につきましては、日本列島周辺の沿岸、沖合の漁業の開発振興、さらに栽培漁業等の積極的な導入、こういうことをやりまして、総合的な食糧の自給率を高めていくように最善を尽くしたいと、このように考えておるわけでございます。

○大島友治君　ずっと一筋のいわゆる農業政策、特に自給率の向上のための対策としての方法論というか、お話になったようにございまして、私はただいま農林大臣が申されましたように、確かに自給率を高めるために基盤整備を当然これはやって、農業の第一条件である土地の整備ということ、これはもう絶対不可欠の条件でございまして、そういうことをやる。それを踏まえて、そして農業の担い手にまで通ずるところの考え方については全くごもっともだと思うんですが、そこで私はただいま世界の食糧の需給の問題というところに触れてお伺いしたいということも、やはり昭和四十七年の危機、四十八年の危機とこう続いて農業に大きな影響を来したときまでは、これは農業生産も過剰基調というふうなことでありましたが、それ以来いわゆる不足基調というふうな状態に入りまして、こと一昨年あたりから昨年にかけましては農業食糧の不足だというふうな声があつて、農民も農業食糧の不足だということがあつたらば

農業の生産についてはすべて前向きに政策はとられていいんじゃないかというふうな感じを持つた。にもかかわらず、相も変わらず米の生産調整の問題、名前こそ水田総合利用には転換いたしたものの、本質的には同じだというふうなこと。さらにまた、これに拍車をかけるような問題が続いて出てきたというふうなことで、どうも農民としては、一体食糧の危機ということが言われながらそこを思い切つて農政の前向きな姿勢がないんじゃないかという非常な不安の問題が絡んできたんじゃないかというところでございますが、またまたこの前の一昨年定められました農産物の長期需給の見通しと総合食糧政策、この問題が具体的に表示されまして、非常にこれをとらえまして、何とかこれを目標に進むんだというふうなことは、これは具体的な方法論としてはまことに農業者に期待感を持たせたと思うのでございまして、し

からば、これらの問題について最も大事な自給率の進捗というものはどうなっているかということもさることながら、基本的にはやはり農地の確保ということが一体どんなふうに進んでおるかというところが一つの大きな具体的な証左になるんじゃないか。と申しますのは、やはり六十年をめぐって壊廃も七十万ヘクタールであるが、前向きに開発するのは八十六万ヘクタール、差し引き十六万ヘクタールの農地は造成していくんだというふうな計画もございましたが、絶対的な面積をいましてしてもこの実績がどのように来ておるかというふうな私どもがちょっと調べた中では、四十七年の五百七十七万九千ヘクタールというのが五十一年には五百五十三万六千ヘクタール。どちらかというと、むしろこれは三・四％減少をしておる。だから計画というものは、むしろ前向きに増加していくというふうな目標を持ってやっておるわけでございますが、逆に減ってきておるというふうなこともございますが、この辺をどう踏まえてあの六十年を目標とした計画を、まず具体的に一つの農地をとらえてもどう考えているのか。

また、目標よりもむしろその方が伸びるんでは

なく、目標に向かって進んでいるのではなくて、むしろ後退しているというふうな裏づけも実際出ている場合に、あの計画を今後はずきりと見通しをもう一遍再検討の上に立てていくのかどうかというふうな点について、あわせてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君)　具体的な問題につきましては担当局長の方から御説明いたしますが、この長期計画の達成、これが昭和四十八年以降石油ショックによる総需要抑制政策によりまして停滞をいたしておりますことも御指摘のとおりでございます。

予算の面におきましては、おおむね五十二年度の予算を含めまして四〇％程度の確保になっておるわけでございますが、今後いままでの平均伸び率の一五・二三％の伸び率でまいりますれば、計画年次には予算額としてはおおむね達成できるかと、こう思ひますけれども、その後における工事費等の値上がりによりまして、実質面積の達成というものはなかなか容易ならぬ段階にあるわけでございます。私ども、今後経済やまた物価、資金等の安定の時代に入ると思ひますので、それを踏まえて実質的な面積の達成にも全力を尽くしてまいりたいと、このように考えております。

○政府委員(森野治君)　確かに先生御指摘のように、一応六十年見通しと土地改良の長期計画があるわけでございますが、一応土地改良長期計画で投資実績を見てまいりますと、いま大臣がお答え申し上げたとおりでございます。

もう一つ大きな要素は、やはり壊廃の方がはるかに進んでおるといことが、現実として私ども非常に頭の痛い問題になっておるわけでございます。ただその中でも、やはり壊廃の中でも宅地、工場、まあそういう需要というものは相当最近では下がってまいっております、壊廃全体を見ましては四十年代の前半に近い、そういう状態になっておりますから、まああと大臣お答えのとおり、農地の造成につきましては全体の予算額を相当確保してその振向けに努力をするということが先

決の問題ではなからうかというふうな考えておる次第でございます。

○大島友治君　ただいま大臣の方から、私どもが六十年目標の長期見通しにつきましては、やはりあれは積極的に八十六万ヘクタールという農地を造成していく。反面、壊廃が七十万だから差し引き十六万の純増になるというふうな、それに基づいての六十年の計画になっておるわけなんです。大臣が申されましたいわゆる土地改良の四十八年から実施している十カ年計画とは、これはまた圃場整備なり灌排事業なり、そういう土地改良事業に結びついたあれは計画だと、こういうふうな若干の質問とちょっと違ったんじゃないかと思ひます。

そこで、やはり私は、需給の長期見通しのやつですね。それで、需給長期見通しの中での農地の造成の問題ですから、やっぱり農地を造成して経営規模拡大を図つて、そうして生産を向上させて自給率を高めていくというところにはあれは結びつくものだろうというふうな理解しておるわけですが、そういう点で、六十年を目標としたあの計画をもう一遍見直す必要があるんじゃないかろうか。まして、今回の二百海里の問題からして、たん白給源が大いに今度畜産の方に依存度が高くなる。そうすると、粗粒穀物の自給というところもどう踏まえていくかという問題にもこれは必ず結びついてくる問題で、これは大きく私はあの長期見通しの計画を検討しなきゃならぬ要素じゃないか。ただ、あれをあのままにしておいて私は政策を進めるといふことについては若干これは問題があるんじゃないかろうかというので、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君)　六十年見通しの際の目標としております農地の造成、壊廃、その差し引きで十六万ヘクタールふえるという目標に對しまして、その方向に動いていないということから見直すべきではないかと、こういう御趣旨の御意見であるわけでございますが、私どもいたしましては、六十年見通しは御承知のように五十年の五月

に定めたばかりでございますので、まだ始まってからほんのわずかということでございますので、先ほど大臣が申し上げましたような六十年見通しに向かつて最大の努力をすることということで、できるだけ接近するのに力を尽くしたいというように考えております。

それからまた、水産物の漁獲高が二百海里設定等に伴いまして減少することに伴い、それに代替すべき畜産の振興を図るという意味からも農地の開発を促進すべきではないかと、こういう御意見であるわけですが、この点も御趣旨はわからぬわけではございません。当面、外交努力によりまして、できるだけ海外の二百海里水域での漁獲の確保に努力するというところでございまして、また沿岸漁業、養殖漁業等の振興によりまして、水産の中におきまして遠洋漁業で減少する部分を補う努力をすること、最も最大の力を注ぐ考えでございますので、その辺、まだ今回の新しい海洋法秩序に基づきます漁獲量の減少というものの、それをどこまで補えるかということにつきましても見定めたい要素がかなりあるわけでございますので、いましばらく現在の目標を前提にして努力を続けていきたいというふうに考えております。

○大島友治君 重ねてその問題につきまして、五十年に立てたばかりであっていきなりというわけにはいかないが、しかし、今日になって大きな見直すべき要素は発生していると思うのでございまして。と同時に、私も一昨年あの問題につきましても、あれに対する年次の積み重ねが行われておるかどうかという点については、そこまで行ってないという点でございまして、やはり年次計画的なものを積み上げたものであってほしいということは私も前から要望しておりましたこと、それからもう一つは、やはり日本の地域における生産というか、計画生産というものがあるようにやはり計画をひとつ考えたいという点でございますが、この問題に

つきましては、地域生産の指標というもののについてはこの前も御質問いたしました、これは非常にむずかしいんだということではございますが、今日コンピュータの時代でもございまして、流通にも結びつけることができないまでも、やはり計画生産というものが地域性を持っておらないという非常に大きな問題が生ずる、農家経済に及ぼす影響もこれは大きな問題が出てくるということも考えられるので、そういう点からしてもこの長期計画についてのいわゆる年次性、それから地域生産計画というものをどう考えていくかという点について、念のためひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 二点のお尋ねでございますが、最初の年次別の計画をそれぞれの作物にという御趣旨かと思いますが、樹立をして推進を図るべきではないかという点につきましては、私どもの方でいたしましては六十年見通しといひますのは長期にわたるガイドポスト、目標というように考えておりますので、必ずしも各作物につきまして一斉に同じように年次別あるいは中間年次を設定してつくるということでは、できれば結構なことだと思っております。農業生産はそのときどきの気象条件はもちろんでございまして、経済条件によっても大きく振れが生ずるものでございまして、必ずしも一斉に同じようにつくるという必要はないのではないかと考えております。もちろん、個々の作物につきましては、必要なものについては随次年次の計画あるいは中間的な中間年次を目標とする計画をつくっていく必要があると思っております。その意味では、たとえて申し上げれば麦あるいはビート等につきましては一応中間的な目標年次を設定いたしました、それを目録にして増産を図っていくというようにすることやっておりますわけですが、他の作物につきましても必要なものについては、今後さらに検討をしてまいりたいというふうに思っております。

それから地域別の指標をつくるべきではないか

というお尋ねにつきましては、この点につきましても端的に申し上げまして、かつて数年前にも同じようなことを試みたことがあるわけでございますが、国全体でのオシヨナルベースでの目標と作物別の目標とを地域別あるいはさらに細かく府県別に目標を設定するということがなりました。農家なりあるいは市町村なり都道府県の意向を無視して上から割り振るというわけにはまいりません。そこで下からの積み上げといひますか、現地からの積み上げの作業をお願いをしましてやらなければいけないわけですが、どうしてその間に食い違いが生ずる。一番問題になりますのは、米の生産をどの程度にするかということにつきまして、国全体の需給からする目標数字と農家の段階から積み上げたつくりたいという意欲に基づく目標数字といふのにならぬのギャップが出てまいります。したがって、他の作物についても同様なギャップが波及的に出てくるを得ないという点があるわけで、種々努力はしておりますが、なかなかつくりたい点があるわけではございます。現在もさらに新しい方式も検討しながら内部作業としては続けておりますので、成案が得られ、また下からの現地からの積み上げ数字とよりうまくマッチするというような段階に至る自信ができれば、そういうものを作成をしてまいりたいと思っております。

○大島友治君 その問題は承っておりますが、まあひとつ今後とも努力していただきたいと思っております。なお、先ほど農地造成の問題と絡めまして、大臣の方から土地改良十年計画の問題について触れられたと思っております。私、その問題を改めてお伺いしたい。時間が余りありませんので細かい点は別といたしまして、先ほどの土地改良の十年計画について、金額的には大体目標を達せられるんじゃないかという点でございまして、金額につきましても、まさに昭和四十七年の当時の事業量と金額とそれを五十年なりに比べてみま

すと、金額こそ倍近くにはなっておりますものの、当時の事業分量にさえ到達できないんじゃないかなるかという点に、事業量と金額では大変な開きが出てきているのじゃないか。問題は、やっぱり農家といたしましては計画年次が三年なり五年、七年となつてくるのが、二倍、三倍と年数がたつていくことが非常に不安を持っております。まず、経営基盤の条件が整わないということで、土地改良事業そのものにも問題が生んでおるといふようなことで、大変複雑化してきておるといふことでございまして、とにかく金額もさることながら、やっぱり事業をいかにして縮めていただくかという点について最大のひとつ努力をお願いしたい。これが一番、金額の伸びよりも、私は事業を伸ばしていける年次を縮めてもらいたい、これなんです。これについて大臣の御意見もひとつ承りたいと思っております。

○國務大臣(鈴木善幸君) 大島先生の御意見と全く私も同感でございます。何とかして金額の面だけじゃなしに実質的な面積の造成確保に全力を尽くしたい、今後そういう方向で積み上げていきたいと、こう考えております。

○大島友治君 これらの問題が、基盤整備の問題ができるだけ早く促進されるということが、やがては農業経営の確立であるし、同時に問題になっております後継者なり、あるいは中核農家として農業に対する意欲を持ってくるということにこれは当然結びつく第一の要件じゃないか。そういう点からして、大臣ぜひともこの事業量の促進を本当に図っていただきたい、こう私は思うのであります。

これで終わります。

○青井政美君 わずかの時間を二人が分け合うというふうなことで大島先生にも大変御迷惑をかけたと思っておりますが、私は大臣に、特に災害、冷害、御承知のように、昨年は十七号台風以下全国の農村に非常に厳しいものがございまして、また御承知のように、異常寒波による災害が非常に厳しいわけでございますが、特に農産物の被害という間

題では、大臣初め関係の方々、非常に御努力もいただいておられるのでございますけれども、現実の問題といたしますと、やはりこれに對しまする天災融資法の問題なり、あるいは資金枠の問題なり、いろいろ今後の農業を振興するために地帯的に非常に問題があるのじゃないか。雪の被害が、解けなければ被害がわからないという状況の中で、西日本の再生産に努力する農民の不安というものは、漁業と言わず、農業と言わず、畜産物と言わず、すべてのものに非常に大きな影響があるということでございます。やはり部分的には御指定をいただいたようなものもございしますが、非常に多くの問題がございします。

いま一つ大きい問題といたしましては、いわゆる果樹産業のミカンの関係が、御承知のように、なるべく競合を避けたというところで新品種の導入等によりまして、高接ぎその他等いたしましたのが今回の災害では全部全滅をしたという状況でございます。まして、この問題を考へてみますときに、やはり国の施策に協力をして仕事を進めてまいったが、また今回の高接ぎが全滅をした。これは農業の努力の中ではなく、いわゆる自然の条件の中でこのような状況が重なるという形のものでございします。また、十七号台風による災害と今回の被害が二つ重なるという復合災害という状況でございます。このような形のものが、やはりいままでの諸法律の中から考へてみますときには、非常に救済しがい問題があるわけでございまして、やはり法律の運用なり解釈なり、さらに地域の住民が安心してやれるような諸施策というものを特にお考えをいただきたいということを思うのでございます。

○国務大臣(鈴木善幸) 昨年来、異常気象によりまして各地に大きな被害が出ておるわけでございます。また、そのほかに、水害、豪雪、いろいろの災害が相次いでおります。特に、西日本関係の柑橘類その他の果樹に對する冷害、異常気象の被害、これは相当深刻なようでございまして、私の手元に地方農政局あるいは各県からの被害の状

況の御報告によりまして、二百数十億を超えるだろうと、こういう報告もなされておるわけでございます。一方、豪雪地帯につきましても被害が出ておるわけでありまして、これから融雪期を迎えましてその被害状況が顕在化してくるであらう、こう予想いたしております。

私はしかし、豪雪とは切り離しても、西日本の柑橘類その他の異常気象による被害、これにつきましては早急に対処する必要があると、こう考へておりまして、天災融資法の適用の問題、それから今日まで融資等をやりました制度金融の償還延期の問題、総合的な冷害対策としての措置をできるだけ早い機会にこれを措置してまいりたい、このように考へております。

○青井政美君 時間がございせんので、実はその次にOPPの問題について大臣の見解と今後の運用についてお尋ねしておきたいと思うのでございます。

レモン戦争日本、米に負ける、あるいはOPP使用きよう諮問するといふふうな新聞が取り上げられておるわけでございます。この問題は、五十年の六月に当時の田中厚生大臣にこの委員会にお出ましをいただいた、やはりこれの運用とやり方によると日本の果樹産業は全滅するという問題について御提言申し上げ、善処をお願いしたのでございします。最近、厚生省のお話を伺いますと、いわゆる厚生大臣から食品衛生調査会の委員長あてに諮問を出されておるといふことでございします。その内容につきましては、いわゆるOPPというオルトフェニルフェノールという問題とナトリウム塩の諮問のようでございます。特にこの問題が、やはり長期保存ができるということには、確かにそのとおりじゃないかと思ひます。残留農薬研究所の結論は聞いておりませんが、大体可となるかのようなお話を伺つておるのでございします。

ただ、二年前になぜこの問題を取り上げたかという関係は、私自身もアメリカへ参りましてその他の関係で出てまいつたわけでございしますが、やはりよろしいという状況の問題ではございませ

ん。しろうとの批判の問題もございします。今回は、特に輸入業者の申請でこの問題を出されておるといふことでございします。具体的に申し上げますならば、生産者か消費者が必要とするために研究の結論を出すという御諮問をなすたのじやなくて、輸入業者というものがやはりそういう提示を厚生大臣にせられ、その諮問を諮つておる。無論これから研究をし、その結論が出るためには若干の時間がかかるかと思うのでございまして、私は一億の国民というものがより豊かな内容のために必要とするものでございしますならば、多少の問題があつても入れようといふことも一つの考え方でございます。消費者サイドで考えますとそういう問題にもなりまして。あるいはまた、生産者団体からノーだといふ答えだけを選ぶといふことも、ある意味においては生産者エゴと言われ

るかも知れません。が、しかし、消費者もいけな

いと言つておるのでございします。生産者もいけな

いろいろなテストの中の結論を見ますときには、やはり普通の合成保存剤といふものの使用はいわゆる果物の皮だけに影響するといふことでござい

ますが、OPPの場合はやはり中の果肉にまでずいぶん入るといふ状況でございます。数字的にもちゃんと持っておりますが、時間の関係がござい

ますので失礼いたしますが、どうしてもやはりこの運用が国際親善といふ名において日本の農業といふものの、特に果樹産業に大きな打撃の当たらぬような形のものが、厚生省所管の問題でござい

重に検討を願いたいというのが農林省の考え方でございます。

一時、OPPが防ばい剤として使われておるといことがわかりまして、これに対する国民の不安が出まして、輸入量が相当激減したことがございます。しかし、その後、防ばい剤を使わないで、輸入がまた回復をしておるとい状況下でございます。私は日本の国民がこういう食品添加物なりあるいは防ばい剤なり、そういうものに對しては非常にシビアでございますので、そういうものが仮に使われても、それによつて輸入が急激に増加するということはないは実は考えております。しかし、事健康にかかわる問題でございますから、慎重にこれは取り扱うべきものだと、このように考えておる次第であります。

○青井政美君 ただいま農林大臣のお話を伺いまして、ちよびつと安心をしたということでございます。今後の運用の問題は非常に大きゅうございまして、學術的に考えてみましても、從來ジフェニルという防ばい剤が認可になっておるわけでございまして、これを取り扱うのにも認可の諸条件のときにも幾らか不明瞭なものがあつたというふうにとつておるわけでございまして、いわゆる緑カビと白カビとの防ばい剤を使う場合にどのようなかというふうなデータも、まだ、専門家はございせんが、少ないのじゃないか。一億の国民と、生産者、消費者が安心のできるような状況のもとに、この運用を特に希望しておきたいと思つてございまして。

次に、大臣は御専門でございまして、私がやらぬことを言うことではございせんが、御承知のように水産行政の中では、やはり日本の食糧自給の問題から見ましても非常に大きな水産行政が、やはり今後沿岸漁業をどのような考え方で進めていこうか。いわゆる遠洋と沖合いと、沿岸は留守であつたというふうな状況があつたことは、否めない事実だと思つてございまして。まして、今後の海洋法會議その他等を考えてみますときには、やはりこの問題が非常に大きく考えられるわけ

でございます。専門の大臣のことでございますので御答弁は要りませんが、特に沿岸漁業のためのものもろの問題点をよくお考えいただきますことと、今回の災害によりまして、沿岸でやはり御承知のように、船から施設その他等の被害がかなり多くあるのがお集まりのことになっておると思うのでございまして、先ほど来の天災融資法と同じように、規模的に小さいとかという形のもので取り上げにくいということになりますと、その地帯の漁民は大変困るといふことにならうかと思つてございまして、きめ細かい行政を特にお願いをしておきたいと思つてございまして。

最後に、時間がございますが、特に農産物の価格政策の問題についてお願いをしておきたいと思つてございまして。

先ほど来、鶴岡先生からそれぞれのお立場で御議論がございましたように、日本のこの十年來の農業の足取りを見ますときには、いかにうまく申しましても、やはり農家の人口が減り農業が少なくなつた。しかし、機械化なり何なりの合理化の上において、計数的にはそれだけの、お米の場合も、その他の生産水準というものが維持できている。が、しかし、それは農民なり漁民なりの犠牲の上においてようやく今日の生産量があるという状況にならざるを得ぬのじゃないか。端的に申し上げますならば、より合理化のために機械その他等導入いたしますときには、利子補給なり融資の手当てはございするが、それを償却していくという方途は今日の農産物価格形成上の中にはいかにゆるメリットとしてはないかというのが今日の現状でございます。しかし、やはり高い、安いという価格形成上の問題点といたしましては非常にたくさん問題がございます。これはやはり需給のアンバランスの問題もございするが、私がここに特に強調したいのは、以前の農民は、ある意味においてはやはり計算する農民じゃなかつたかとも思ひます。しかし現在の農民は、やはり農業の合理化が進んで他の労働に出て自分の労働対価を評価して、そしてそれを農業に振り向けて計算

をしてみるところまで発展してまいりましたために、農産物価格というものは、畜産物の場合におきましても一般的な問題におきまして、やはり価格形成上におきましてそれだけの算定の方法が違ふという状況で、今日までお米の問題、畜産の問題あるいは畜産物の問題、青果物、野菜の問題といふふうに、それぞれのやはりよりどころに計算をせられておりますけれども、農業労働評価といふものはやはりいろいろ算定方式の差によつて非常にアンバランスが出ております。このアンバランスも一つになれば私も申しません。それぞれの理由はあると思ひますが、一番低い価格と一番高い価格におきましては、実情に合わないような価格が計算されて、最終的にはおるわけでございまして、この辺の問題はやはり今後農業労働評価といふものなるべく一時間当たりの単価において縮めていただくような御配慮を、それぞれの作物別に御配慮を願いたいと思つてございまして、最後でございしますが、特にこの問題をお願い申し上げておきたいと思つて次第でございまして。

○国務大臣(鈴木幸君) 農産物の価格の問題は、今後の自給力を向上させる上からいたしまして、また農産物の需給と長期見通しに基づく総合的なバランスのとれた生産を進めてまいります上からいたしまして、非常に重要なウェイトを持つておると私も認識をいたしておるわけでございまして。

政府において、お米だけではないに麦もつくつてはしい、大豆もつくつてはしい、あるいは柑橘類等もつくつてはしいといふいろいろの国民的な要請があり、その目標を立てておりました。しかし末端の生産農民の側におきましては、御指摘のようにやはり有利な作物を選択する、こういうことにならざるを得ない、こう思つてございまして。したがひまして、この必要な作目の総合的な自給力を高めてまいりますためには、どの作物を選んでも適地適産で有利な営農ができるというふうな

価格政策を含めて環境と条件を整えてやるのでなければ、なかなか転作等うまく進まない、こう私も認識をいたしておるわけでございまして、そういうような角度から農林省の価格検討委員会におきましては、相対価格につきまして十分配慮してまいり考えてございまして。

○粕谷照美君 私は、大体、農業後継者の問題と農村婦人の問題についてお伺いをしたいというふうにしておりましたが、先ほどの鶴岡理事の質問に對してお答えになりました大臣の答弁にちよつとひつかかるものがあるものですから、確認をしておきたいというふうにして思つてあります。

農産物の生産問題について大臣は、国際分業論は誤りである、自給体制を強化していく、国民に不安を与えない、この三点を基本にして農政をやつていきたいというふうにおっしゃつた。そう言われたわけでは、私はそのことを信じたい、そうしていただきたいと思ひながら、やっぱり確認をしておいた方がよいと思ひます。昨年の九月二十三日だつたと思ひますが、日経調が提言をしておるわけでは、日経調と言へば財界の代表といふことになるわけですが、その財界はアメリカの行つた一九八〇年の食糧計画の中でよいといふふうなことを言つておるわけで、これは逆に言いますと、価格問題で刺激をして増産させない方がいいんじゃないか、こういうことを提言しております。財界に大変弱いといふふうないろいろなうわさもある中で、大臣が負けないでこの国際分業論は誤りだ、本当に日本の農産物は自給体制をきちんと強化をし、大臣の所信表明のように長期不動のものとしてがんばつていくんだと、こういうお考えで貫かれるのかどうかということを確認しておきたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸君) 私は財界の諸君との会合におきましても、所信表明で率直に表明いたしましたような私の基本的な考え方というものは機会あるごとに申し上げておるところでございます。経済界もあるいは貿易に携わるものも秩序あ

輸出を心がけてほしい、それをただもうかるからといって集中豪雨的に輸出をして、その貿易のアンバランスを一番弱い第一次産業の農林漁業にしわ寄せされては困る、そういうことは断じて私は容認できないということをはっきり申し上げておるわけでございます。先ほども申し上げましたように、食糧問題というのは国民の安全保障のこれはもう最低限の問題でございます。私は、食糧問題をよその国のかさのものと民族が生存在左右されるというようなことは断じてあつてはいけません、このように考えておるわけでございます。

○粕谷照美君 農林大臣としては大変当然のことであるというふうに思いますけれども、非常に力強い所信を表明していただいて私は喜んでいられるけれども、逆に言いますと、私は今日ほど農民が自分たちの、あるいは農林漁民が自分たちの職業の将来について非常に深刻な不安というものを感しているときはないというふうに思うわけです。そのことが、この農林水産行政に対する不満だとか不信の声になって大きく上がつているというふうに思うわけですが、大臣がいち早くこのことを正しく受けとめて、国民の信頼を得る農林水産行政の確立が大切と言われていることを私は評価したいというふうに思います。けれども、この言葉を裏返して言えば、国民が信頼をしていない部分が非常に多いというふうに大臣が感じていらっしゃるからこういう所信表明をされたんだというふうに思うわけですが、農林水産漁民のその信頼を得る政策というものは具体的にどのようなことなのかということをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木幸吉) 高度経済成長時代におきまして、所得の高い方向に挙げて国民の目が向いた、農村の若い活力ある生産労働力もそういう第二次産業等に大きく流れ出たわけでございます。しかし、最近における経済動向等からいまして、私は世の中が相当落ちついてきた、また都市に対する魅力というものがだんだん薄れてきておる、また雇用の機会もだんだん狭まってきて

おる、こういうような状況になってきておると見ておるわけでございますが、そういう意味で、私は今後の農業に対する明るい展望また魅力ある農業、そして健康で快適な農村生活、こういう条件と環境づくりを私はすることが、後継者の確保の面からも基本的に重要な問題だと、こう考えております。私はそういう意味で、後継者対策をいろいろ具体的問題として取り上げておりますけれども、基本はやはり明日の日本の農業というものが魅力のあるものでなければならぬ、農村の生活というものが明るい健康な生活が約束されるような方向を打ち出さなければならぬ、こういうぐあいに信じておるわけでございます。

生産者の諸君が所得の面、生活の面でも安心して農業にいそしめるような状態をつくってあげて。また、国民の皆さんには食糧に関してはいささかの不安も与えない、こういうことが私は信頼される農政である、このように考え、それに向かつて最善を尽くしてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○粕谷照美君 大臣のそういうお考えはわかるわけなんです。それでは具体的にどうであるかというところがやっぱり問題なんです。国土庁が前に実施しました農村と都市の意識調査というのがありますけれども、この意識調査を見ますと、国民の大半が、子供時代を農村で過ごして、青壮年期は都市で働いて、そして老後は農村に帰りたいという、こういう結果が出ています。なぜ働き盛りの人たちが農業に従事しないのか、この基本線が、やっぱりきちんと政府が真っ正面から課題に取り組んでいかないと、私は農業は見捨てられる運命にあるのではないかと、このように考えているのですが、そういう意味も含めると、非常に後継者問題というのは重要になってくるというふうに考えております。しかし、その重要である後継者問題についても、大臣の所信表明がどうのこうのと言っただけではありませんが、やや弱いのではないかと、この感じを持たざるを得ません。去年の国際化に対応する農業問題懇談会が

出しました若い農林漁業者の育成確保に関する提言、さらに全国農業会議所の中間答申、これは農林大臣あてに出しておりますが、その多くが農業後継者対策に充てられていることが報告をされておりますけれども、一体どのようなことを提言をしているのか、簡単に箇条書き的におっしゃっていただければ、そしてそれを大臣はどのように受けとめて具体的に政策として展開をされていくか、というふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(堀川春彦君) 五十年の九月に、全国農業会議所から私どもの方にいろいろと提言をしていただいておりますが、その中にはいろいろと広範な分野にわたることがあるわけでございますけれども、その中に、中核的担い手を中心とした土地利用なども集中をするというふうなことを申し上げておりました。最近、農業の兼業化が進みまして専業農家が非常に減ってきておる。基幹男子農業専従者のいる農家が全体で三割というふうなことになってございまして、中核的担い手の育成確保を図ることが農業生産の安定的な確保を図るために非常に重要である、こういうことを申し上げておるわけでございます。

そのためのいろいろと施策を生産基盤から近代化施設、生活環境の面にわたってまで全体的に推進をすべきであるということを言っておるほか、現在かなりの生産シエラを有します兼業零細規模等の農家につきましても生産の組織化を図りまして、これは中核的農家がその中心に位置づけられて生産の組織化を図って、生産の確保、増大を図っていくというふうな趣旨が提言をされておるものと考えております。

○粕谷照美君 済みません、事前に質問を出しておかなかつたものですからちょっとまごつたかたんだというふうに思います。私は自分なりにまとめてみましたけれども、一つには、農林漁業者教育の体制の整備、二つ目は、農林漁業への就業志望者に対する特別奨学金制度の創設、三つには、農林青年会議所これは仮称ですが、の設置による農山漁村青年の自主組織の育成、そして四番目に、家族協定経営の制度化、そして五つ目には、相統による農林業経営の零細化防止制度、そして六つ目には、農林家出身者以外の者の農林業への新規参入を認めていくようなことをやっていったらどうかという提言があつたというふうに理解をしておりますが、その中で、特に農林漁業者教育の教育体制の整備というところと、相統による農林業経営の零細化防止制度に話が集中をしたということをお伺いしておりますが、それは間違いでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) 指導普及体制、教育体制の整備というふうなことでいま先生御指摘のようないことが言われておるわけでございまして、その点は間違いのないと存じます。

○粕谷照美君 特に教育の中での提言ですけれども、義務教育の段階から農林漁業や食糧生産の重要性を修得させよう、こう言っているわけですね。そうしますと、いまの義務教育の農林漁業に関する何といひますか、教育であつては不十分だという考え方をしているんだというふうに思ひますが、それでは一体農林省としてはどのようなことを文部省にやられるのか。予算も必要じゃない部分もあるというふうに思ひますね、基本的な問題ですから、そのことをお伺いしたいというふうに思ひます。

○政府委員(堀川春彦君) 私どもといたしまして、小中学校の義務教育段階から農業に対して理解を深めていただいて、そして他の職業にいずれ将来つくっていくにしても、幼いころそういう体験を深めていただいたということが、大変国民全般の農業に対する理解を深める上で重要であるというふうに認識をしております。そういう問題につきましましては、かねがね文部省ともいろいろな形で意見交換を行つておるわけでございますが、私どもも五十二年度の施策といたしまして、地域ぐるみの後継者確保施策というものを展開する必要があるのではないかと、このことを考えまして、市町村を中心といたしまして普及所単位に後継者確保の特別事業というのを推進することにしたし

ております。

この事業の中ではいろいろなことをメニュー方式でやっていくということになっておるわけですが、その一つに、そういう小中学生というふうな方が幼いころから農家に、あるいは農業に親しんでいただくという趣旨で農業の現場に行っていたら、そして農業の実際というものを見ていただく、あるいは自分で体験していただくというふうなことをメニュー事業に加えておるわけでございます。

さようなことが非常に重要だという認識を持っており、今後普及事業の協力のもとにそういうことを伸ばしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○粕谷照美君 私は、農業が崩壊をし始めているときに、現場の教師たちは非常に苦勞しているという現実を知っているだけに、農林省がそういう形式的なことで申し入れをしたんではだめなんだろう。やっぱり本当に農業でこの村をよくしていくんだ、おまえたちは農業でもって食べていけるんだという自信と希望を持てる教育がいまの農業体制の中にはないから、現場の教師たちは非常に苦勞しているんだというふうに思ふんですけれども、たとえば厚生省はいま障害者に対して非常に社会の目は冷たいではないか、そのところの一体何が問題があるかと言えば、やっぱり学校の教育問題で問題があるのではないかと、このことで、福祉教育の強化というものを文部省に申し入れておるわけですね。これに対して文部省の方ではもうびっくりにしてどうしようかと、こういうふうな考えているんじゃないかということがある記事に載っているわけですが、そういう具体的な提言というものを文部省にされるお気持ちはあるんですか、いかがですか。

○政府委員(堀川春彦君) 先ほど申し上げましたのは、私も文部省と連絡はとっておりますが、文部省に単に申し入れをしただけでなしに、来年度の予算で二億六千万ばかりの予算をとりまして、その予算の中でい言ったような仕事をやっ

ていきたいというふうに考えておるわけでございます。

そのほか、私もどなたかしましては、全国にございませう農業高校における農業関係の教育がどうであるかということに非常に至大の関心を持っておりまして、これにつきましては文部省との間に連絡協議会を設置いたしまして、農業高校における教育のあり方というものについて私どもは私どもなりに考えをまとめまして、文部省に対していろいろと連絡協議をいたしておるところでございます。また、そういう場で文部省の御了解も得ながら、高校生がやはり農業に対して理解を持っていたら、高次という趣旨で、休みの期間を利用していただくというふうな形で、高校生がやはり先ほども申し上げましたような小中学生よりももう少し高度になります、農業に実際に親しんでいただくというふうなことも事業としてやっております、それに対して私どもとしては助成をいたしておるというふうなことでございます。

いずれにいたしましても、義務教育の課程なり、あるいは高校教育の課程で農業に対しての理解を十分持たせていただくということができますように、今後とも努力を続けてまいりたいと思っております。

○粕谷照美君 私は、先ほど義務教育の段階からというところで、義務教育に対してどのような問題点を提起されたかという質問をしたんですが、全体的な教育に關しての御回答だったようです。それはそれで結構です、意欲のほどがわかりましたから。

それでは文部省が来ておると思ひますけれども、高校教育の中で本当に農業をやっているという、農業をやっている、農業をやっているというふうな職業教育の体制というものができているのかどうか、そしてそういう職業高校に通う子供たち、入学する子供たち、入学した子供たちには、一体こういう産業の将来に対して本当に自分はその中でやっというふうな気持ちで入学をしたのか、受験をするのか、そして卒業したと

きはそういうような職業につくのかつかないのか、その辺のところもあわせて報告をしていただきたい。

○説明員(久保庭信一君) 御説明申し上げます。ただいま高等学校の職業関係学科におきまして、その教育が十分実の上から教育になりますように産業教育審議会の中に職業教育に関する改善委員会を設けまして、三年ほどにわたって検討をいたしてまいりました。その報告の中では、一つは高等学校では基礎教育を重視すべきであることと、また、勤勞を重んずる実学教育、それを重視すべきであること。また、職業教育がそれぞれの地域に密着しておる教育でありますことから、できるだけ国の基準は弾力的にして地域に即応した教育ができるようにする。また、入学してまいります中学校卒業生についてはできるだけ、特に農業など地域産業に密着してまいりますものにつきましてはその将来の職業、特に農業の場合は就職することが確実な者については中学校長からの推薦をもって入学を認める等の配慮をすることなどが提言されておりました。教育内容にかかわる事柄につきましては、並行して審議が行われておりました教育課程審議会でも同様な結論になりました。また、推薦入学の方策につきましては、幾つかの県がすでに実施を始めた検討を始めておると、そのような施策が進められておまして、高等学校におきまして職業教育が充実して行われますように、特に農業教育が行われますような配慮は着々と進められておると申し上げられると思ひます。

○粕谷照美君 私は、そういうふうなことにありたいというところでみんなが考えているという事実はわかっているわけですが、具体的にはじゃやというふうになっているかどうかということをお伺いしたわけですが、たとえば定員に満たないで転科した、廃科したというふうな学校がたくさんあるではないか、この事実を文部省としてはどのように考え、いまの三年間にわたる研究結果に対してはどのようにやっというふうなふうに思ひるか、そのこ

とが私はやっぱり後継者対策と非常に大きな関係があるというふうな思ひついているからです。それからまた、普通高校志望者であるのに、おまえは成績が悪いから農業高校しか入れないじゃないか、水産高校しか入れないじゃないかということ、職業選択の希望とは全然無関係に農業高校あるいは職業高校、水産高校というふうなところに入られる子供たちというものが相当数いるという事実をどうにか考えていられようか。そういう事実があるからこそ農業に対する、農業高校を出たということに対するひけ目、あるいは農業を継ぐということ自体に対する意欲を失うような事実があるんじゃないかということを私は心配してお伺いをしていられるわけです。

その辺を一体どういうふうな考えていらっしゃるかという問題と、具体的に言えば、水産高校の問題にいたって非常に問題点があるわけですよ。学科構成にいたって、遠洋あるいは沖合いの漁業政策になつておるわけですよ。漁船による遠洋、沖合い漁業に従事する者の養成を主とする科が六〇%、沿岸漁業に従事する者の養成を主とする科が四〇%、沿岸漁業に従事する者の養成を主とする科が六〇%、水産を中心とする食品製造が二七%で、完全に遠洋、沖合い漁業に対する比率というのは非常に大きくなっておる。そうすると今度の漁業問題、専門問題なんかひつかからまうと、一体文部省としてはどのように問題を考えていくかというふうなことにしてもやっぱりきちんとして考えた方を農林省あたりとも詰めていく必要があるんじゃないんだらうかと、そういう意味を含めてお伺いしたつもりなんです、言葉が足りなかったのかも知れません。

○説明員(久保庭信一君) 教育は、わが国の産業と卒業した者が出てまいる社会との密接な関連を持つし、また特に高等学校の教育はそれぞれの地域の産業と非常に密接な関係があるわけでございます。国でどのような学科がどの程度わが国に必要であるかというふうな具体的な計画までは、なかなかむずかしいでございます。農業、

ますわけで、そういう周囲の条件が変わってくる中で非常にがんばっておられますけれども、なかなか困難な状況が生まれてきておることもまた事実でございます。

一つ健康問題をとらえてみれば、私どもも調査をしたものの中で相当かなりの割合の方々が血圧の異常等を初めといたしまして、冷えの問題でございましてが、肩こりの問題でございましてか、体の異常を訴えておるといような状況があるわけでございます。このような状況ですと、農畜生産の担い手として活躍をいただくということも困難でございますほか、そのほかに家事の責任者として時間を割いて子弟の養育やその他の問題に当たらなければならぬといようなことももう多くでございといような状況になり、また地域社会の活動も停滞をするといようなことになるわけで

ございますので、私もいたしましては、そういう視点に立ちまして普及事業の一部でございます。生活改善の普及事業を中心といたしまして従来いろいろな形で取り組んでまいりましたわけでございますが、特にこれらの問題については個人の力ではなかなか解決できない問題が多々ございまして、したがって、できるだけグループ活動を促進するというような形で、同じ悩みを悩む婦人の方々が同志的に集まりまして一つの輪をつくり、それからそれが地域へ大きく広がっていくというような形で、その中で健康問題であれ、あるいは農作業の、あるいは家事作業の労働の適正配分の問題であれ、各種の問題について自分たちの地域に一番適した問題は何か、あるいは一番悩みのある問題についてどういふふうにしたらいいかというのを自主的に発見をしていただきまして、それに対して私どもは生活改善の普及事業でお手伝いをして、そうして解決の方向が婦人の方々の自主的な活動で出てくれば、それをお手伝いをするというように形に持っていきたいと思っておるわけでございます。そういう諸活動をするのに、いろいろとやはり施設その他が要るわけでございます。その一つとして私どもは、農村婦人の家が農村の婦人の方々の体験交流に技術の交流なり話し合いをする場、その他多目的に活用されるものとして必要だという認識に立つて予算要求をいたしているわけでございます。

○粕谷昭美君 大臣、それでは最後にお尋ねしますけれども、いまのお答えでは私は大変不十分だというふうに思うわけで、農林省の統計情報部の農家経済白書、この中から見ますと、お産の前まで仕事をしていたというのが六九%あるわけですね。それから育児で、産後床についていた日数十日未満、つまり一週間前後というのが四五%、半数近くですぐ立ち上がったという、こういう実態があるわけですね。しかも、働き仕事というのは長時間の前屈作業を主としている。農村の母性は守られていないのではないかと、農村婦人の私たちはそういうことを考えないわけにはまいり

ません。それからまた厚生省の調査、三十五年で古いんですけれども、生活時間の切り詰めは育児時間を犠牲にしているというふうになっているわけですが、たとえば人口十万人に対して一歳から四歳の幼児の死亡事故、特に溺死が一番多くて三六・二です。アメリカ四・三、イギリスは三・七、西ドイツが六・〇、それからフランスが六・八、こういうものに比べると群を抜いて多いわけですね。それから自動車事故も一五・八と非常に高くなっているんで、こういうような農村婦人が安心して農作業につくことができるために保育所が必要だ、もう最近では僻地保育所なんか統合になりまして、はるか遠いところの保育所まで連れていかねければならないというような実態がある。これでは農村婦人の問題を重要視しますなというところにはならない、実態的には、その辺の問題を終わります。

○国務大臣(鈴木幸吉) 農業従事者の六割を占めておられるのが農村婦人でございます。農業の労働に従事をして、また経営の面で農村婦人が大きな役割を果たしておる、また健全な家庭を営むというところで、育児その他大変御苦労なされておるのが実態でございます。こういうような農村婦人の農業における位置づけというものは非常に私に大事だと、こう考えておるわけでございまして、そこで農林省としても生活改善の問題を大きく取り上げまして生活改善普及事業等に力を入れておるところでございます。それからまた農繁期にお子さんを保育所に預ける。これも広い農村の場合におきましては保育所が足りない。そこで季節保育所というふうなものを設けたりいろいろやりやっておりますし、また保育所の定数その他の基準も緩和して厚生省でも努力を願っておる、こういうことでございまして、今後とも厚生省等とも十分連絡をとりまして農村婦人の健康の問題、育児の問題、そういう点等につきましてもさらに一層改善が出来ますように努力をしてまいりたい、こ

のように考えております。

○相沢武彦君 最初に、水産行政の問題から御質問をしたいと思います。

二百海里時代を迎えてわが国を取り巻く漁業環境というのは大変な危機に陥っているわけですが、今後の日本の漁業、この活路というものは、申すまでもなく沿岸国との二国間協定による以外に打開策はないだろうと思っております。

そこで、まず最初に、アメリカ、カナダ、ソ連、中国、韓国、それからオーストラリア、南太平洋諸国、東南アジア、中近東、アフリカ、中南米、ヨーロッパ諸国、こういったところのいままでの漁業実績と二百海里による影響、今後の見通し、これをまず最初簡単に御説明いたしたい。

○政府委員(佐々木輝夫君) わが国は現在昭和五十年におきまして、外国の二百海里水域の中で総計で約三百七十万トンの水揚げを上げております。その主な漁場は、アメリカ及びソ連の水域内でございます。それと約百四十万トンぐらいの漁獲を揚げております。そのほか主要なものとして、まして、東シナ海、黄海方面で大体三十数万トン、それからミクロネシア等南太平洋の中部及び南部で約三十万トン、それからアフリカ沖を中心とします大西洋の中部及び南部で二十数万トンの漁獲を揚げております。

それがどういふ程度今後影響を受けるかという点につきましては、関係のそれぞれ二国間の交渉を経た上で確定してまいっているわけでございまして、アメリカにつきましては、昭和五十一年の漁獲実績に対して大体一〇%減の百十九万トンという漁獲割り当てを確保することができましたが、そのほか一月一日からカナダとの間で民間ベースでまとめた交渉の中で大体二万三千トン、これも大体前年の実績に近い数字でござい

ます。今後残されております連年の他との交渉結果につきましては現在全力を挙げて交渉中でございまして、的確な見通しは申し上げにくい段階でございまして、情勢としては大変厳しい、アメリカとの関係で前年度対比一〇%減という程

度ではなかなかおさまらないのではないかと、ふうな厳しい情勢にございます。今後各国との二国間の漁業交渉には、しかしわが国の伝統的な漁業実績を確保するために全力を挙げて交渉してまいりたい、かように考えておる段階でござい

○相沢武彦君 見通しはきわめて厳しいわけでありまして、たかをくくっていると、大変後から、こんなに早くこんなに厳しく来るとは思わなかった、いつも後からそのような弁解が行われている例が多いのですけれども、今回の所信表明演説で農林大臣は、近年水産業を取り巻く諸情勢はまことに厳しいと、こういう認識を持たれております。これに対処するための水産施策を強力に展開する必要がありますと述べられておりますが、今年の予算面から見ますと、所信どおりには余りいっていないように思われるんですが、まず、二百海里漁業専管水域に絡む対策費の問題ですが、一千三百九十六億円計上されておりますが、これは農林関係予算総額から見ますと、二兆六千四百億円の五・二五%、昨年度に比べて三百億増加、この程度にすぎないわけですが、これでは農林大臣の所信の決意とはかなりの開きがあるんじゃないかと、こういう率直な感じがするんですが、漁業関係者も項目それから金額ともに漁民の皆さん方が将来感ずる厳しさ、それに対処する政府の強力な取り組み、そういうものを期待をかけたいたしたもので、かなりかけ離れている、こういう不満を表明しているんですが、この点どういふ見解に立つて計上したのか、お伺いします。

○国務大臣(鈴木幸吉君) 水産関係の予算はいままで多年にわたって着実に伸びてきておりますけれども、しかし、農業あるいは畜産等々に比べてまして非常に立ちおくれを見ておることは事実でございまして、今年度の五十二年の予算編成に当たりまして、水産予算の伸び率は他に比べまして相当伸びておりますけれども、いかにせん分母が小さいものでございまして、金額的にはいまいち御指摘のとおりでございまして、しかし、石油

ショック以来の漁業経営の苦しさということを私も重視をいたしまして、そして経営安定資金六百億を計上するはか、また最近の二百海里時代に対応するための漁業外交の経費、それから海外に漁業顧問あるいは漁業アタッシェの設置を行いますが、あるいは沿岸漁場の開発整備事業あるいは漁港の整備、さらに新規の漁場の開発調査、またこれから漁獲物をもっと高度に利用する必要があるということに加えて、保蔵面の手当で、そういうものに重点を置きまして予算の確保に努めたところでございます。

これから厳しい日ソ漁業交渉等をやるわけでございますが、そういう際にわれわれの努力にもかかわらず相当の漁獲量の削減等がなされますと、どうしても減船でありますとか、あるいは再編成でありますとか、そういうことに伴う国の補償なり援助なりという対策が必要になってくるわけでございます。この点につきましては、予算編成の際に大蔵大臣に対して、五十二年度中に現実に減船問題が起こらないけれども、今後の二百海里交渉によってはどういう事態に達するかも予測できない。そういう際においては年度中にもその手当てをしななければならないわけでございまして、その際における予備費の使用その他財政措置を講ずる必要があるということを大蔵大臣も十分考えておいてほしい、こういう要請もいたしておるところでございます。

○相沢武彦君 いろいろと諸施策講じなきゃならないわけですが、これまでどちらかというと水産面についての予算配分というのは、どうしても下積みになりがちだということであつたと思つて、国民食糧を賄う主食、米と野菜とそれから魚があれば生きていけるわけですが、米は一千萬トン、それに匹敵するだけ魚も一千萬トンとってきたわけだから、予算の方も同じぐらいというのが漁民の人たちの率直な感情でありまして、いきなりそうはいかないにしても、いわゆる二百海里時代というものを迎えて今後の漁業をどうするか、またたん白資源をどうするかという重

大な局面に立つて、やはり漁業専門家でいらつしやる鈴木農林大臣にかける漁民の期待は大きいわけでありまして、もう少しまた踏ん張つてもらわなきゃならぬ、こう思うわけですが。

二百海里時代のいま二国間協定による既得権の確保、入漁料、こういう問題、非常に漁業外交というものが重要になってくるわけでありまして、これも予算面で見ると水産外交維持費といいますが、こういった面の予算が一億四千五百万円、この程度しかないわけですが、もうすでにECが仏領ギアナ沖やビスケー湾から日本漁船を締め出してあります。またバプア・ニューギニア、オーストラリア、ニュージランド、こういった南太平洋諸国がともに二百海里に向けて共同歩調をとつてきていると、こういう昨今でありますから、世界の沿岸各国と漁業外交を進めるためには、かなり思い切つた予算をとつて臨まなきゃならぬ後手後手に回るでないか、こういう先行き心配をするわけでありまして、この点について大臣、大丈夫ですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) いままでのところ、水産庁の次長からも御報告を申し上げましたように、対アメリカ、対カナダの交渉はまあまあという成果をおさめておるわけでございまして、最大の難関は、たゞいま行われております日ソ漁業交渉でございます。

私どもはソ連が対アメリカ、カナダ、EC、ノルウェー、その他の国々との漁業交渉において相当の漁獲量の削減を受けておる。それを北西太平洋の二百海里以内でそれを取り戻そうというようなこと等もございまして、日ソ交渉というのをそういう観点からもなかなか厳しいものがあると、このように心得ております。ただ、今後の南方の国々等とはいろいろ今日までも友好的な、また日本がこれらの国々に対する漁業の技術援助、協力、そういう関係もあるわけでございまして、今後そういう国々に対する交渉、対応につきましては万全を期してまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

○相沢武彦君 大臣、日ソ漁業交渉関係は後からまた詳しくお尋ねしたいと思つてますがね。

一般的に今後の漁業外交に関連してお尋ねしておきますが、相手国に行つて何とか魚をもらえないだらうかと、こう言うだけではしょうがないんじゃないかなあという感じがするんですが、今後特に東南アジア方面、こういった方の技術援助をして、その協力の中から漁業権の確保、あるいはこれはアメリカが主体になると思つてますが、ソ連、アメリカの入漁料軽減交渉、こういうことを強力に進めるためには、やはりもっとも交渉の強化とそれを裏づける予算といひますが、そういうものがないとできていかなんじやないかという不安を感じるわけです。特に経済開発等の援助費の水産枠、これは今年三十億円ということなすけれども、この点についてはどういうお考えでいるんですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 水産関係の直接の海外協力なり援助に対する予算額は、いま御指摘のとおりでございます。しかし、そのほかに、海外経済協力事業団でありますとか、あるいは水産資源開発センターでありますとか、いろいろの漁業関係の外郭機関もあるわけでございまして、それぞれの予算枠等も計上をいたしております。そういうものを総動員をいたしまして、最も有効に、相手方からも喜ばれるような対応をしてみたいと思つております。

なおまた、漁業外交と申ししましても、単なる漁業だけの外交では私は成果が上がりません。日本の経済協力なり援助なり、総合的な国全体としてのやはり対応が必要であると、このように考えております。

○相沢武彦君 ぜひその総合的な対策の先頭に立つて、大臣ががんばってください。

それで、漁業関係者に対する予算の問題でお尋ねしておきますが、もうすでに実質的に窮地に追いやられて被害を受けている漁民、死活問題に問われている漁民の人たちの声としてこの減船

問題、これに対する対策、予算措置というものは今外れていようなんですが、この点はどうなんでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 先ほども申し上げましたように、現実的に減船等の問題が起こりませんと予算要求ができないわけでございまして。腰だめでこれぐらゐ減船余儀なきに至るであろうというようなことで予算要求ができませんし、また、これから強力な漁業外交を展開いたします際におきまして、あらかじめもう日本は撤退を条件にして減船の予算を計上しておるというようなことはこれは適当でない、こう考えまして、当面は伝統的な漁獲実績を、もう幾らかでもこれを日本の要求に近いように確保するというに全力投球をいたしたい。そして、現実起こつた場合につきましては、これは政府としても十分な対策を講じていきたい。特にこの乗組員の諸君の雇用問題、こういう問題につきましては、きめ細かなことができるだけのお世話をしなければならぬ、このように考えております。

○相沢武彦君 いま大臣おっしゃったように、できるだけこれらの漁業実績を確保して、失業者が出ないように、また減船等の状態にならないように最後までこれ歯どめをし、またがんばり通していただくということが最も大事なことでありまして、万一再い詰められて減船やむなしといったときに、スピーディーな対応がとれるように準備だけはひとつお考えいただきたい。

それから入漁料の問題、これも大変大きな問題になっておりますが、アメリカの方は漁船一総トン当たり一ドルに船揚げ価格の三・五%を考へておるようでありまして、その上、水揚げ総額算出の基準になる魚種別船出し価格はスケトウダラでトン当たり百五十八ドルというそろばんをはじいておるそうでございますが、鈴木農林大臣もこの問題については、これじゃもう入漁料を払うために操業しているようなものだということ、これではならじとアメリカと交渉をされているようでありまして、その努力は非常に多とするものであ

りますが、この予算の中に入漁料補償に關してのものは今回入っていない。大蔵省側に入漁料は原則的には魚価に添加すべきものだという見解であつて、非常に壁の厚いことは重々承知でありましたが、水産庁としてはやはり漁民の側に立つて大蔵省との折衝に当たらなざるを得ないことは当然だと思ふんですが、この点については今回の予算編成に当たつてどういふ見解に立つておられますか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 具体的に入漁料の問題として出ておりますのは対米関係でございますが、結局、いろいろ紆余曲折がございましたけれども、入漁料は二十億円程度を支払ふと、しかもそれは前払いである、こういうことでございまして、相沢さんからもお話がありましたように、石油ショック以来、漁業用燃料あるいは漁網その他の漁具の値上がり、賃金等の値上がり等から経営も苦しくなつておるといふようなことを考へまして、この二十億円の入漁料に対しては利子補給をいたしまして、そして中期の資金を融資をいたしたい、このように考へております。そうすることによつて、漁業経営並びに漁民に直接的に入漁料の問題等ははね返つてくることをショックを緩和していきたい、そしてなだらかにこの新しい厳しい情勢に対応する漁業経営なりあるいは魚価の安定に資したいと、このように考へ、対処をいたしておるところでございます。

○相沢武彦君 現在、日本で一年間の水揚げ量が最高の釧路でありますけれども、これはこのまま二百海里専管水域で推移して締め出されてくると、大体もう現在の釧路を基地とする水産業は壊滅状態、人口も五、六万減るんじゃないかというやうなことで大変憂慮しておるんですが、釧路のある漁業者なんかは、これまで日本の水産行政といふのはどうしても大手優先、沿岸漁業はどうかといふ言ひで、こういう批判がこれまででもずいぶん言われてまいりましたが、こういった二百海里の時代を迎えてピンチになつても、大手の場合

は先の見通しを立てて現地に合弁会社をつくるか、あるいは零細漁業者から買いたたきとか、こゝろやつて生きていく道を何とか見つけたか、というのにはこれに比べてどうしても中小零細漁業者といふのはこの高い入漁料に押しつぶされてしまふといふことで、やはりこのピンチは政府の補償にある程度救済措置をしてもらわなくちゃいけない、こういう非常に悲痛な叫びをしていくわけでございますが、この点、本大臣、現場のそういう中小零細漁業者の苦衷といふものをおわりの上今後の対策に臨まれようとしておられるのか。

〔委員長退席、理事鈴木省吾君着席〕
○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、日本の遠洋漁業にしてもあるいは沖合い漁業にしても、沿岸漁業はもとよりでございますが、その主体勢力は何といつても中小の漁船であり漁業者でございます。北洋の母船式サケ・マス漁業にいたしましても、母船は大手会社で出しておりますけれども、実際に漁労に従事いたしますのは、北海道、東北その他の中小の漁船であり漁業者であるわけでございまして。したがって、この日本漁業を支えておる中小漁業者、これの打撃をできるだけこれを最小限度にとどめる施策を講ぜたい、かぬと、このように考へておるわけでございまして、私は、大手会社は国からこれという援助をいまでも受けておりませんし、これからは中小漁業者を重点にして、この二百海里時代の困難を乗り切るための対応は中小漁業者を中心に進めてまいらる決意でございます。

○相沢武彦君 ぜひその決意どおりやつていただきたいんです。北海道の一番北の端の稚内の漁業者から大分訴えられておまして、特に一隻しか持っていないやうな一隻船主、このまま入漁料を自分たちで負担しなければならぬといふとてやつていけない、こういう訴えも来ておりますので、ぜひそういった零細漁業者が今後成り立つやうな御指導をぜひとっていただきたい。次に、日ソ漁業交渉に關してお尋ねをしていき

たいと思いますが、現在モスクワで行われております日ソ漁業暫定取り決めの交渉で、交渉の進捗を図るために岡安水産庁長官も新たに日本代表団に加わりまして、交渉が終了までモスクワにとどまつて何となく決着をつけたんだといふことでございまして、政府としては同長官に、今回の派遣に当たつて硬直状態を打開するための新たな提案を持たせて訪ソをさせたのかどうか、その点をお伺いしたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私はインコフ漁業大臣との間で長期の基本協定を締結をする。それには相当の時間を必要とするし、また、国民の権利にかかわるやうな問題も長期取り決めの中にはあるわけでございまして、どうしてもそれには国会の御承認と批准といふものがなければならぬ。そういうやうなことから、一九七七年、この一カ年間の操業については暫定取り決め、行政取り決めでその間をつないでいく以外にない、こういうことで合意をいたしたわけでございまして。その暫定取り決めができるまで、三月三十一日までの間は従前どおり安全操業を認める、こういうことで基本的な話し合いが合意されておるわけでございまして、その際、私はインコフ大臣にも率直にかつ相当具体的にお話をしたのであります。行政取り決めとして暫定措置を講じます際におきましては、行政府としてなし得ることとなし得ないことがあるといふことをする説明をしてあるわけでございまして。そういうやうなことでございまして、私とインコフ大臣が取り決めたいたしました線に沿ひまして、先ほど来申し上げておりますやうな三十三数年間にわたるところの日本の伝統的な漁業実績、まあ北洋の漁業といふのは、ソ連よりもむしろ北海道等の日本の中小漁船が血みどろの努力によつて開発し北洋漁業の振興を図つてきた、こういう事情もございまして、そういう観点に立つて努力をするように、また、しかも北洋の漁業は北海道全体の経済はもとより、国民のたん白食料確保の意味からも重要な役割を担つておるといふことを踏まえて、この国民的背景

の上に、水産庁長官としても代表の諸君としても全力をひとつ尽くしてほしいといふことをお願いしてあるわけでございまして。

○相沢武彦君 たしか日本側の提案は、あくまでつなぎの措置として国会の承認が必要なることは一切除外しておりますし、それから裁判管轄権にも触れないといふやうなことで、ソ連側の友好親善関係の維持にぜひいふん気を使つた提案をなさつておられるわけですか。ソ連の方は、昨年十二月十日のソ連最高会議幹部会令でうたわれた二百海里の主権を明記しているわけであります、この二百海里主権をどう認めるか根本的な違いが出てくると思ふのですが、日本としてはどういふ方向でこれを解決するつもりなのか、大臣の御覚悟を聞きたいし、それから、あわせてソ連が主張している漁業割り当て、それから魚種の問題、取り締まりの件、それから操業許可証の発行権、操業水域等についてどういふ方向で解決してまいりますか。

○國務大臣(鈴木善幸君) この北方四島の問題、さらにこれにつながる水域の問題、この問題が一つあるわけでございまして、しかし御承知のように、北方四島の問題につきましましては、一九七三年の田中・ブレジネフ最高首脳会談で、戦後未解決の問題を解決して日ソ平和条約の締結の交渉は今後も継続をする。そして戦後未解決の問題の中には北方四島を含むということが両国の間で確認をされておる、こういうことでございまして、北方四島の問題は、これは息の長い今後の交渉にゆだねなければならぬといふことが私は最高首脳間で確認された事項である、このように認識をいたしておりますし、それを踏まえて、領土とは切り離して現実的に対応をするといふ考へ方でございます。

したがって、インコフ漁業大臣と私との交渉におきましても、領土問題は公式、非公式にも一遍も出ておりません。また、ソ連側としても、日ソの漁業関係といふのは日ソ友好関係のきずなである、日ソのかけ橋である、こういうやういふ

認識をしておると私は確信をいたしておるわけでございます。そして、そういうような大局に立つて、このソ連の二百海里水域内におけるところの日ソの今後の漁業関係の枠組みというものは両国の相互の立場が立つように、また両国民が了解できるような方向でこれが円満な結論を得られるものだと、このように期待をいたしております。そういう方向で努力をしてまいりたいと考えております。

今後、二百海里時代を迎えて、長期にわたる日ソの漁業関係を基本協定によってこれを締結しよう、と、規定しよう、と、こういう合意でございます。そのほかには内容に立ち至っての話し合いはございません。

○相沢武彦君 おっしゃるとおり、北方領土を含めた二百海里線引き案は日本としては絶対認めるわけにはいかないもので、認めてしまえば領土を實質的に放棄するようになってしまふ。ただ、余りたな上げ交渉という姿勢が強くと出過ぎると、どうもソ連に既定事実を積み重ねさせる結果にもなりかねないし、今後日本の正当な返還要求を困難にしないように配慮しながらその辺の交渉を進めていかなければならない。その辺、慎重にお願いしたいと思ひます。

○相沢武彦君 そうすると、三月四日のタス通信でもこれは報道されたようでありまして、また、三日のイシコフ漁業相の調印式後のあいさつでもこの点触れているわけですが、そうしますと、イシコフ漁業相はどういう意味でこれは明言されたのか。その真意はどこにあると大臣は考へてでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) その点は非常に大事な問題でございます。魚のために領土を売ると、さようなことが断じてあってはいけません。私はそれはもう肝に銘じて、そういう姿勢で取り組んでおるわけでございます。私がイシコフ大臣との交渉の間におきまして、わが国も近く二百海里漁業専門水域を設定をいたしますと申し上げておるもの、いろいろその辺のことを御推察を賜りたい、こう思つておるわけでございます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、二百海里というものを踏まえて、将来の日ソの北洋における漁業関係の秩序を確立する基本協定を締結をする、こういうことで合意をした、こういうことに私はそのとおり受けとめておるわけでございます。

○相沢武彦君 それから、日ソ暫定協定はもうこの三十一日という期限交渉の中で現在離航中なんです、さきの両国のトップ会議でソ連側が暫定取り決めの締結をわが国に要請したと、このところから、どうも日本政府としては見通しの甘さ、樂觀視の向きがあったのではないかと、こういう一部批判も出てきておるわけですが、その辺は農林大臣としてはどう御感想をお持ちですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私がモスクワを訪問いたしまして、まず最初に打開をしなければならぬと考へておりました点は、イシコフさんとテールに着いたのが二月二十八日でございます。翌三月一日には、幹部会令の決定に基づきまして二百海里を実施するということでございます。その時点におきまして、日本の大中小の多数の漁船、恐らく二千隻に達するであろう漁船があの海域で操業しておるわけでございます。そういうようなことで、何としてもこれは安全操業を確保しなければならぬということ、そのためには早急に暫定取り決めのいたしませう、そして一九七七年の暫定取り決めでございますが、その上で基本

協定を結ばなければならぬ、こういうことでイシコフさんの理解を得まして安全操業も確保されたと、こういうことでございまして、私はその時点で必ずしも、そのように取り運ぶレベルが数かれたからといって、樂觀をいたしたわけではないわけでございます。と申しますことは、一つは三月中のサケ・マス並びにニシンの出漁を中止をしてほしいというのが第一点でございます。この経緯は御存じと思つておりますが、毎年、これは二、三年前から具体的に出てきておった問題でございますが、日ソ漁業合同委員会におきまして、当該年度のサケ・マス並びにニシン、これは日ソ漁業条約の付属書に明記されておる魚種でございます。その当該年度の漁獲量と条件並びに方法をこれから交渉しようとする際に、その結果を見ないで日本が三月中にもうすでに出漁に入っている、こういうことは条約の精神から言つて筋が通らないではないか、こういうことを強く求められてきておったところでございます。しかし、去年までどこにかこれを防戦これ努めて、漁期もこれありということをやつてきておったわけでございます。すけれども、二百海里時代を迎えまして、そういう状況の中で日本が強行出漁するということになりまして、拿捕その他の不測の事態も起こりかねないというふうなことで、向こうの言うことも一つの筋論でございます。日ソ漁業交渉は三月十五日から東京でやるのだということを確保いたしまして同時に三月中の操業を見合はした、こういう経過になっております。そういう時点から、私はなかなかこれは厳しいということを感じておったわけでございます。

の交渉は相当厳しいものであるということは受けとめてまいつたところでございまして、漏つてまいりまして業界の各団体、組合の諸君にお集まりをお願いしまして、そういう厳しい情勢下にある今後の交渉というにつぎまして十分報告もし、業界の諸君の協力も要請をした、こういう経過に相なっております。

また、先ほども申し上げましたように、ソ連は対アメリカ、対カナダ、E.C.、ノルウェー等の漁業交渉におきまして相当大幅な漁獲量の削減を強いられておるといふようなことから、その削減された漁獲量を北西太平洋でできるだけこれをカバーしようという意図が相当はつきり出ておるわけでございます。私は、これはルールが敷かれたからといって決して樂觀するような状況ではない、今後

○相沢武彦君 暫定取り決めの中の漁獲量の問題でお尋ねしますが、ソ連は相手国水域での漁獲量を同じにする等量主義をあくまで主張しているわけですか。日本の場合は実績比例削減主張ですね。現段階では、国連海洋法会議の最終的合意もこれはなされてないこととすし、それから単一条約草案の漁業条約でも、従来伝統的に漁業を行つてきた国の混乱を最小限度にするということが明記されているわけなんです、ソ連も余り一方的にむちやなことは強行はしまし、とも思つておりますが、現在余りにも格差のある方法論で主張が食い違つておる、こういうことでやはり懸念も残るわけですが、大臣としてはこの日本民族の置かれた国民食糧確保の立場からこの漁業実績を守る、こういう点でどうソ連に今後現解をさせるのか、それからこの交渉が何とか妥結される見通しがあると確信を持てるのか、それとも場合によっては再度大臣また行かなければならないと内々お考へなのか、その辺の見通しをお伺いしたい。

また、先ほども申し上げましたように、ソ連は対アメリカ、対カナダ、E.C.、ノルウェー等の漁業交渉におきまして相当大幅な漁獲量の削減を強いられておるといふようなことから、その削減された漁獲量を北西太平洋でできるだけこれをカバーしようという意図が相当はつきり出ておるわけでございます。私は、これはルールが敷かれたからといって決して樂觀するような状況ではない、今後

○國務大臣(鈴木善幸君) 私はイシコフさんとの会談の際に申し上げたわけでございますが、わが国も遠洋漁業国である、あなたの国も遠洋漁業国である、この二大漁業国として、やはり諸外国におけるところの伝統的な漁業実績というものをできるだけこれを認めるように交渉をしなければならぬ。そういう際に、ソ連と日本との間に漁獲量を大幅に削減し合うというふうなことで、第三国に対して実績の確保を要求する立場を弱めるのではない。極端に言う、日ソの間では実績を尊重し合うというぐらゐのことではないと第三国に実績要求を迫る迫力がないではないかということも、私申し上げたわけでございます。そして、ソ

連側がバランス論、それは等量主義のようでございますけれども、私はそうでなしに、実績というのはやはりあなたの国が一〇〇割減をしたら、日本もやがて設定するであろう二百海里内における実績も一〇〇割減をする、これがバランス論であるということもはっきり申し上げてきたわけでございます。私は、そういうやりとりの中で、どうしても今後日本は対ソ交渉、また今後の漁業外交を展開する上からいたしますと、やはり領海は十二海里、そして日本も二百海里漁業専管水域、これを設定をいたしまして、同じ土俵でやはり交渉するということでないといふ日本の利益を守ることができない、こういう判断のもとに、日本も近く二百海里を設定をいたす方針であるということも明確に打ち出したわけでございます。

○相沢武彦君 現在の北洋各水域におけるトラブルの問題で何いしておきますが、暫定措置が決まるまで現在ソ連の二百海里水域でニンシ、サケ・マス等、そういうものを除いては操業できることになっているわけですが、現実には各水域で退去命令が出たり、あるいはソ連の監視船が出てきたり、まあ日本の漁船にかなり混乱が起きたわけですが、その後日本政府からの強力な申し入れもあって、異常な警告騒ぎというものは一応おさまったように見受けられます。

そこで、なぜこのような事態が起きたのか。それから二つ目には、日ソ漁業関係会議のときに、こういう事態を予測した突っ込んだ話し合いはしていたのか、してなかったのか、その点。それから、出漁中止で休漁による被害も出ているわけですが、その補償については政府としては一体どういうお考えなのか。それから、今後の操業保証は本当に確保できるのかどうか、その見通し。

○國務大臣(鈴木善幸君) 三月一日から暫定取り決めができました。三月三十一日までの間における安全操業、これはイシコフ大臣と私との間で合意した事項でございます。ところが、東京の方から頻々として、ソ連の監視船によって、三月一日からソ連の二百海里は設定をされた、である

から二百海里のこの専管水域の域外に退去すべしと、こういう警告を大分受けておる、また、照明弾等を打ち込んで威嚇をされた、こういう連絡がございまして、イシコフ漁業大臣に対して私から、これは日本もお約束をしたことは誠にこれを覆行いたします、ソ連側も両責任者の間で合意した三月中の安全操業はこれは守つてほしいというところを強く求めたわけでございます。しかし、あの国のことでございまして、漁業者の関係と沿岸の警備といひますか、取り締まりに当たっている指揮系統が違ひますのか、それが徹底いたしますまでの間数日間を要したと、こういう状況にあるわけでございますけれども、それは数日後におおむね解消することができたと、このように考えております。

なお、三月中のサケ・マス並びにニンシンの操業中止の問題についてでございますが、サケ・マスは日本海から操業が始まるわけでございまして、三月中はおおむね北海道沖合いまでということとで現実には実害がないわけでございます。しかし、ニンシンの方は、これはソ連の二百海里水域の中で三月中から操業するというところで、これが操業を中止せざるを得なかったということについては、それなりの損失というものがあつたわけでござい

ます。これに對しましては、二段階に私は処理していきたいと考えております。一つは、三月中の水揚げによつて、出漁までの準備のために油を購入した、漁具を購入した、あるいは乗組員に対して前渡し金を渡した、そのために手形等を発行しておる、それが三月中の漁獲というものが皆無になつたということになりますと、金融面で非常にお困りになるわけでございまして、そういう面につきましては、金融その他でごめんどうを見なければならぬ。そして、日ソ東京における漁業交渉でニンシンの問題、サケ・マスの問題が最終結論に達しまして、その際にかようになりますか、その結論を十分見届けただ上で全体としての救済措置を講ずると、こういう二段階の措置にいたしたいと

存じます。したがしまして、三月中の融資等の手当てをした分もその際は含めて救済措置を講じてまいり考えてございます。

○相沢武彦君 今後の補償、確保できるかどうか、見通し。

○國務大臣(鈴木善幸君) 今後の問題につきましては、まだ交渉中でございます。いかような結論が出ますか、それを十分最終的に見届けた上で所要の措置を講じてまいり考えてございます。

○相沢武彦君 先ほど大臣、御答弁漏れあつたんですが、この暫定交渉ですね、岡安長官が行つて何とか三十一日までにとまるといふ見通しを強く持つておられるのか、それとも自分が再度それまでに出かけなければならぬと内心お考えでいるのか、その辺の見通しはどうなんでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 水産庁長官が責任を持つて訪ソをし、代表団の諸君と相談をしながら進めてまいりわけでございます。毎日必要に応じて私とも連絡を緊密にとつて行つてございしますから、私は、岡安長官が十分その任務を果たし得るものである、そして暫定取り決めも私は、双方が納得できるような結論を見出すであらうと、このように確信をいたしておるところでございます。私は、これから乳価の問題、あるいは肉の価格の問題、あるいは養蚕価格の問題、国会の問題、いろいろ日程が詰まつておりますので、私自身が訪ソするということは考えておりません。

○相沢武彦君 あと四、五分残つていますけれども、あと農業問題、これは中途半端になりますから後日に譲りまして、私、質問終ります。

○小笠原貞子君 続きまして、日ソ漁業交渉の問題について、少し具体的に細かく伺ひたいと思ひます。

十九日、モスクワで開かれてゐる暫定取り決め交渉において、暫定取り決め案が示されたとしてその内容が報道されておりますが、ソ連の原案は、対象水域は北方四島周辺も線引きした二月二十四日の閣僚會議決定の海域とする。二番目には、操業許可証を発行する。三番目、日本漁船にソ連の關係公務員が乗船できる。四番目、ソ連は許可証の発給に対する料金を徴収できる。五番目は、日本漁船はソ連の漁業規制のための規則を遵守しななければならない。こういうふうになつてゐると報道されておりますが、これは間違ひございませんか。

○國務大臣(鈴木善幸君) ソ連側としては、原則を覆ひたい申し述べたもののようにございまして、そのように報告を受けております。

○小笠原貞子君 さらにソ連案では、生物資源とはすべての種類の魚族資源としてゐると、ここには当然サケ・マス、ニンシンも含めてゐるといふことなのか。東京での日ソ漁業交渉との関係はどうなつてゐるのか。ニコロフ代表が来日の際、二百海里内はモスクワ交渉という発言が現在も生きているのかどうか。

それから、三月三日の交換書簡の中で、日ソ漁業交渉について何の明記もなく、玉虫色どころか、相対立する合意といふものが成立してゐたことに見えらるわけですね。そうすると、ニコロフ首席代表は、日ソ漁業交渉は二百海里外を議題とすることはイシコフ漁業相と農林大臣との間で合意してゐると、そういうことまで発言されてゐるわけですか。この点はどうなんでしょうか。ソ連はうそを言つてゐるのか、ごまかしてゐるといふことなんでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 日ソ漁業条約というのは現在存在をしてゐるわけでございまして、この日ソ漁業条約には、領海を除く公海上全部日ソ漁業条約の適用海域であるということが明記をされておるわけでございます。また、条約の付属書の中には、サケ・マス、ニンシンといふものが対象魚種としてこゝまた明記をされておるわけでござい

はもう当然のことでございます。イシコフ大臣と私の交換書簡の中にはあえてこれを載せる必要がない、当然のことである、こういうことでございます。

したがって、ニコロフ代表が二百海里内はどうだとかこうだとかいうようなことは、これは全然われわれの理解できない不規則発言でございます。また、その後における日ソの東京における交渉の議題等におきまして、その点はソ連側もあえて議論をしない、こういうことを申し上げておきます。

○小笠原貞子君 それじゃ、イシコフ漁業相と農林大臣との間で合意しているということまで言われているけれども、そんなことは全然ない、……。

○国務大臣(鈴木善幸君) ありません。

○小笠原貞子君 ありません、ということでございますね。

それでは、モスクワ交渉でソ連側が、日本の総漁獲量について年間五十万トン、等量主義を先取りして主張していると報じられておりますけれども、それが事実かどうか。さらに、スケトウについて二十数万トンとされているわけですが、この点はどうなんですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 日ソの、私とイシコフ大臣との間ではバランス論というのは出ました。バランス論というのはさき申し上げたようなことと出ましたが、具体的な数字を挙げた五十万トンの等量とか、そういうようなことは一切出ておりません。したがって、魚種別の漁獲量につきましても一切触れておりません。これは私も奇異に感じておるところでございますが、ソ側のまあ世論操作といえますか何といえますか、そういうようなことで出てきたのではないだろうか、このように思っておりますが、正式の代表者間の会合では一切数字は出ておりません。

○小笠原貞子君 スケトウが二十万トンというようになると、これはいままでソ連の二百海里内の漁獲実績の三分の一にすぎないという大変な数になるわけですね。非常に激減する

と。そうすると北洋漁業は壊滅の状態になると。スケトウは実に四分の一になると。これでは漁民や水産加工業者にとって文字どおり死活の問題だということで、非常に心配しているわけですね。われわれとしてもこういうふうな激減のさけ方では押しつけられるというふうなことは困るし、その辺のところを、具体的には数が出てないとおっしゃるけれども、方々でこういうふうに出てきているという数字ですね、スケトウ二十万トンというふうなことから考えて、こういう数というものがあろうか、その辺非常に心配するわけなんですけれども、その感觸、見通しとしてはいかがでございますか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 先ほど大臣から御答弁がありましたように、今日までの代表間の会議、交渉の場で具体的な数字は一切出ておりません。いま先生が示したくなったことも、一部の新聞報道で二十数万トンというふうな報道があったというところは私も聞いておりますけれども、その根拠その他一切私もよく理解できない、わからないというのが現段階でございます。

私どもとしては、日本の漁業の実績の確保にやっぱ今後全力を挙げていくというつもりでございます。

○小笠原貞子君 大臣としてもこの辺について、スケトウというのは非常に大きなウェイトを占めている問題なので、いままでのところで全く心配ないと、そんな数字は全然出てなかったというふうな感觸でいらっしゃるのかどうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 北洋の漁業、ソ連の二百海里水域内での一番まとまった漁獲量、そして日本の実績の順序から言いますとスケトウが一番でございます。その次はイカでございます。また、このスケトウにしてもあるいはイカにしても、北海道その他の中小漁船が主としておる漁獲物でございます。私はこの割り当て量、実績の確保というところにつきましては全力を挙げて交渉をいたしたい、このように考えております。

○小笠原貞子君 交渉の見通しなんですけれども、三月中に決着するんですか、見通しとして。それを伺わせていただきたいこと、もしも三月中に決着しないという場合の安全操業の確保というふうな問題をどう考えていらっしゃるのか。

○国務大臣(鈴木善幸君) これはイシコフ大臣と私の約束でございますから、三月三十一日までには決着をつけなければならぬ、またつくべきものだ。したがって、つかない場合の安全操業どうこうということをいま申し上げるわけにはまいりません。

○小笠原貞子君 確かに、約束だから三月中に決着をつけていただかなきゃならないということは当然のことなんですけれども、現地の漁民の中に入っているいろいろ聞いてみると、早く決着つけてもらいたい、きちんとしてもらいたいということと一緒に、もうその時期を切って決着しなきゃならぬ、やっぱそれとこの粘り強さというふうな点を特にお願いしてほしいという声でございます。

東京交渉では、ニシンについて全面禁漁ということとソ連側が提案しているのと何っておりますが、これはもう当然事実というふうな受け取っていいんでしょうか。で、日本側としてはニシンの全面禁漁という問題について、これはもうやむを得ないというふうな考えなければならぬ状態になっているのかどうか、その辺のところを。

○国務大臣(鈴木善幸君) 漁民諸君が大変御心配をなさっておられることは、私も本身に身にしみてそのとおりだと受けとめておるわけでございます。したがって、限られた交渉日数でございますけれども、その最後の時点まで全力を尽くしたい、このように考えております。

それからニシンの全面禁漁という問題でございますが、ソ連は北海あるいは北大西洋水域でもニシンの資源が危機的状況にあるというところは言うっております。また、オホーツク海のニシン資源も同様なかなかこれは大変だということを言っ

ておりますが、樺太の西海域——北海道に近い方、この方の資源問題については資源評価についての表現の仕方が若干違うわけでございますけれども、総体としてニシンの問題は、これは最も厳しい状況に置かれておるように私も報告を受けております。

○小笠原貞子君 その厳しいニシンの見通しはどうなんですか。もうやむを得ないというくらい厳しいですか、いまの段階では。

○国務大臣(鈴木善幸君) これは最後の最後まで、私どもは五隻でも十隻でもせつかく関係漁民が操業できるようにということと最善を尽くしたい、こう考えております。

○小笠原貞子君 相当の厳しさをほねのけるための決意というのが必要になってくると思うんですけれどもね。

それじゃまた、新聞報道をずっと見てみると、サケ・マスについては一船団が滅亡だと、それからニシンについてはオーストラリア沖のイカ漁などへの全面転換を検討していると、これは政府筋が検討しているというふうに出てたんですけれども、これは事実でございますか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 先ほどお答え申し上げましたように、漁獲量についてはまだ今後の交渉の課題でございます。具体的に数字が双方から全くとれているわけではございません。いま申されました何船団削減あるいは転換というふうなことも、現段階では客観的に見て出てくるはずもない問題でございます。今後資源状態の評価を経て、漁業の規制措置その他が決まった段階で逐次問題になってくる性質のものでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、私どもとしては現在の段階では、わが国の漁業実績の確保に最善を尽くすということにすべての力を注いでいるわけでございます。

○小笠原貞子君 それじゃ全く考えていない、こういうことは。もう報道で、政府筋が明らかにしたというふうなそう流しておいてというふうなこととも考えられる。そんなことは全く考えてい

らっしゃらないですか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 情勢といたしまして、非常に日ソ間の漁業の実情あるいは資源の状態その他を考へて情勢が大変むずかしい状況にあるというところは、るる大臣の方から御説明があったとおりでございます。しかし現在の段階で、そういう漁獲量を幾らにするか、漁具規制をどうするかというところは、まだその話し合いが行われておる段階ではございませんので、いま挙げられましたような数字が何らかの裏づけをもって政府筋から出るということは考えられないというふう

止という場合におきましても、当時自民党の総務会長としてその救済に当たり三十七億余りの救済措置を講じた当事者でございます。

〔理事鈴木省吾君退席、委員長着席〕

○小笠原貞子君 先ほどの三月中の操業の中止に伴いまして、刺し網等を中心にして関係業者から、さしあたりその網の仕込み代とか乗組員の賃金等に対する融資措置についていろいろ要望が出てまいりましたのは事実でございます。それを受けて農林省として、北海道の信連その他関係の金融機関に、とりあえずこういう緊急事態に備えて、一般の金融を利用するわけではございませんけれども、こういう状況を十分踏まえて当面の救済措置的な融資に当たれということを水産庁からも強く指導いたしまして、それらの金融機関の方の一応了承も得ておるわけでございます。

意というものがなされているんじゃないかなと思ふんですけれども、その辺のところをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(佐々木輝夫君) 先ほどの三月中の操業の中止に伴いまして、刺し網等を中心にして関係業者から、さしあたりその網の仕込み代とか乗組員の賃金等に対する融資措置についていろいろ要望が出てまいりましたのは事実でございます。それを受けて農林省として、北海道の信連その他関係の金融機関に、とりあえずこういう緊急事態に備えて、一般の金融を利用するわけではございませんけれども、こういう状況を十分踏まえて当面の救済措置的な融資に当たれということを水産庁からも強く指導いたしまして、それらの金融機関の方の一応了承も得ておるわけでございます。

方たちと話をしたんですけれども、いま大きな問題は、大手水産業者や商社が思惑買いをしていると、それでその値段のつり上がり方というのとは非常なものであります。新聞を見ても、これそのとおり出ているんですけれども、一月五日がキロ当たり平均四十四円に始まった落札価格が、三月の十日には百九円というまでの値段がついてしまった。これは、非常に大きな思惑買いがどこかの手によつてやられているんじゃないかというふうな考えられるわけなんです。二倍以上になつてしまつた。三倍近くなつてしまつたというところで、業者の方々からこもこも訴えられたわけなんですけれども、こういうことを考へて、一体この値段が急に上がつていると、漁獲が減つたわけじゃなくて、漁獲量はふえていっているわけですよ。ふえていてどん

○小笠原貞子君 このニシンについて非常に心配しているんですけれども、北海道稚内なんかはニシン刺し網船主がたくさんいて働く人たちも心配している、交渉二日目で全面禁漁なんというところは、信じられないと言つていましたし、またいつでも心配されるんだけれども、ニシンが結局はカニ、サケ・マスとの犠牲になつていくという見方をもういやでしななければならぬ。いつでもニシンが取引材料になつていくという感じをみんな持つて

一日でもいから出た。まあ三月が量として一番大ききとつていた、四月、五月よりも三月が多きとつていうような時期ですから、もう非常に深刻なんですね。そういうことを考えますと、ましてこれが取引材料となるようなことではもうとてもこれは許せない、こういうことがあつてはならないと、切に私もそういうことのないよう

○小笠原貞子君 それじゃ、その点だけでは大丈夫だというふうな言つて大丈夫なんですか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 個別の問題については、いま申し上げましたように、金融機関の方と各利用者の間で話を詰めていただく必要はございますけれども、趣旨から言つて、いまのうちに緊急にかつタイムリーにこういうつたな融資の措置をとるといふことについては、関係者一同も了解をいたしております。

○政府委員(佐々木輝夫君) 御指摘のとおり、昨年等に比べて、あるいは昨年末からこのスケソウの産地価格がかなり上昇しております。これは一つは、調べてみますとタラコに対する需要がかなり強気で、ちょうど十二月の末から二月、三月の初めごろまでタラコが入つてくる時期でございますので、例年でも若干その価格は上昇する傾向にあるわけでございますけれども、これはその

○国務大臣(鈴木善幸君) ニシンの資源状況が非常に悪化をしておるということは、これは客観的にも否めないところでございます。

で、先ほどの補償の問題が出ていたわけなんですけれども、具体的にやつぱりちよつとした船でも網から燃料、食糧入れれば少なくとも二千万くらいはかけているというふうな状態で、そして手形が三月に切れるというふうな時期的な問題が出てくるわけですね。いろいろもう当然政府の方でもお考えいただいているという御返事を先ほどからいただいたのだけれども、三月に手形落ちるのに三月の三十一日に決まっちゃつたなら、これはもう不渡りになつちゃうというふうなこともなつて落とせないというふうなこともなつて

○小笠原貞子君 それじゃそれはよろしく願ひします。

それ、まあとにかくそう言つても、現実にはソ連の二百海里体制下では漁獲量がスケトウなんかというのには非常に激減するというふうなことが事実になつてくるわけなんですけれども、私も剣路へ何回か足を運びましていろいろ水産加工業者の

勢を必ずしも反映してないのではないかと、まあ必ずしも実情は明らかではないけれども、昨年どおりの取引から見まして特にことし変わつた何か大口に急に新規の参入者がいてスケソウ等を買つてい

私は一番心配しておりますのは、日本の漁業界の中が魚種別の漁業者間、漁船間で相互に不信感を持ち合つて、そしてみんながこの厳しい情勢を一致結束をして乗り切つていかなければならぬという場面を足並みが崩れるというのを一番心配をいたしておるわけでございます。と同時に、ニシンの問題につきましては、私今回に始まつたことじゃないのでありますが、さきのオホーツク海の抱卵ニシンの出漁直前における全面出漁の中

○小笠原貞子君 先ほどの三月中の操業の中止に伴いまして、刺し網等を中心にして関係業者から、さしあたりその網の仕込み代とか乗組員の賃金等に対する融資措置についていろいろ要望が出てまいりましたのは事実でございます。それを受けて農林省として、北海道の信連その他関係の金融機関に、とりあえずこういう緊急事態に備えて、一般の金融を利用するわけではございませんけれども、こういう状況を十分踏まえて当面の救済措置的な融資に当たれということを水産庁からも強く指導いたしまして、それらの金融機関の方の一応了承も得ておるわけでござ

○小笠原貞子君 それじゃそれはよろしく願ひします。

それ、まあとにかくそう言つても、現実にはソ連の二百海里体制下では漁獲量がスケトウなんかというのには非常に激減するというふうなことが事実になつてくるわけなんですけれども、私も剣路へ何回か足を運びましていろいろ水産加工業者の

勢を必ずしも反映してないのではないかと、まあ必ずしも実情は明らかではないけれども、昨年どおりの取引から見まして特にことし変わつた何か大口に急に新規の参入者がいてスケソウ等を買つてい

いうようなことを、それぞれ現在照会調査中でございます。

それから、同時に一般の生産者その他に対しても、これは取引は公開された市場で入札で行われているわけでございますけれども、加工業に關連して新しい代替原料の開発であるとか高歩どまりの工場であるとか、いろんな技術開発も固としても考えているので、むやみに何か投機的な行為がないようにということを一応念のため指導もいたしておりますが、市場等を通じて取引の実態については調査中でございます。

○小笠原貞子君 　また、二月十五日ですが、大洋漁業の中部社長さんがソ連から帰国された。そして、漁業プラント輸出の見返りにスケトウダラなど水産物輸入を行うというふうなことが、これは、中小沿岸漁民が漁獲量を減らされて職を失うというこの大変な危機にさらされているときであって大きな問題だと。新聞でも私ちょっと見せていただいたわけなんです。そして、みんながもうとにかくこれは大変だと言っているのは、沿岸国自身が消費するならともかく、輸出分も含めてソビエトに自国の漁獲量と主張されてはたまらない。そしてまた、沿岸漁民がこんなに苦しんでいるのに、プラントを輸出してそして見返りに魚でもらうというふうなやり方というのは、これはいまの時期に本当にひどいやり方じゃないか、こういうふうには言っているわけですよ。私も事実そうだと思います。

また、日本が輸入量をふやすということになりますと、スケトウはI-Q品目だから政府は枠を拡大しなければならぬわけですね。その辺のところ、こういう事実についてどういうふうにお考えになっているかどうか。

○國務大臣(鈴木幸吉) 　いま小笠原先生も御指摘になりましたように、スケトウタラはI-Q品目でございまして、でありますから、私はこういう状況下において、このI-Q品目の枠を広げてそして輸入を図るというふうなことは考えておりません。私は、日本の漁業を守るということを基本に

置きましてすべて対処していきたいと、こう考えております。

○小笠原貞子君 　そういうお答えでなければならぬと思うわけなんですけれども、この社長さんの記者会見では、訪ソ前に岡安水産庁長官にはスケトウ輸入について非公式に話しておいたというふうなことも記者会見でおっしゃっているわけですね。だから、こんなことがあつてはならないんだけれども、やっぱり非公式でそういうふうな話になっている。輸入の枠は広げないとおっしゃりながら、そこに何かがあるんじゃないかというふうな一抹の不安がやっぱり消えないということなんで、これ新聞報道から私はちょっと不安になったもんですから、その辺のところをもう一度はっきりとお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐々木輝夫君) 　この前大洋漁業の社長がモスクワに行ったときに、向こう側からさつきちょっとお話があったような、プラントとそれから魚のバーターというふうな話が出たということとは聞いております。ただ、こういう非常に日ソ間で漁業交渉が行われている微妙な時期でもございまして、それは自分としては一応慎重に考える必要があるということで承諾はしなかったという報告を、帰国して水産庁の長官も受けております。で長官の方からも重ねて、先ほど大臣の方から御答弁のありましたような趣旨で、慎重にそういった問題について対処するようにと、いさしくも軽々しくそういった魚とそれからいまの何らかのバーターというふうな形で安易な解決策というのはどういとも得るものではないからということとを、事後的ではございますが、さらに長官の方から指導もいたしております。

○小笠原貞子君 　苦しんでいるときに大手だけがこれまた幸いなんというふうなことがないように、その辺のところをしっかりと押えておいていただきたいと思ひます。

それから、ソ連の二百海里も大変だ、そしてソビエト船がやってきて漁業被害が起るのも大変だという中で、北海道、特に太平洋岸なんかとい

うのは一番もういま困っちゃったと言って苦しんでいるのが、この前大臣にも覚として申し入れをいたしましたけれども、あの韓国漁船の問題なんです。特に、三月一日からソ連が漁業専管水域二百海里を実施したということで、北洋海域で操業していた韓国船がもう二月末から本日に大挙して北海道太平洋岸に入ってきている。十三日以降は日本海留瀬海域にもあらわれているわけなんです。きのうちょっと漁協に電話を入れました。門別、荻伏、白老、様似ですが、あの辺入れましたら、いまはないんですね。いまないというのはいまこれだけ済んだのかと言ったら、そうじゃなくいままじょうど交代期になっているというふうに見られると、だからもう早く小笠原先生手を打つてもいいじゃないと私も大変だということを、また電話でも直接いろいろ声を伺ったわけなんです。これが本間に沿岸漁具敷設海域で大変な被害を与えて、この間もその被害の状況を大臣にも出して、差し上げたわけなんですけれども、水産庁としてこの被害の状況という実情をもうつかんでいらっしゃいますか。最近のいつごろまでつかんでいらっしゃいますか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 　これはまだ内容を十分精査はしておりませんが、北海道庁から水産庁に受けております報告で、三月十五日までに韓国船による漁業被害が年度間累計いたしました約三百八十件、約一億をちょっと超える漁具被害が出ておるといふ報告を受けております。

○小笠原貞子君 　特に、三月一日から十五日の最近を見ては四百四十二件、四千五百六十九万という被害ですね。これは道庁から調べていただきました。これはもうすぐ隣の国なんだし何とかならぬいかと、こういう問題について大臣一体どう考えていらっしゃるかどうか。

それからまた、この実情も知って調べていただきたいですね。たまたまひつかかってそして破っちゃったとか、引き揚げちゃったとかいふんじやなくて、まさに敷設されているところをずつとやられていってしまうというふうな状態なんです

ね。知らないでやったというんじやないというんです。現場ですつと聞いてみると。三月四日広尾漁協の十一そのスケトウ刺し網が六百反以上切断され、流失させられていると。刺し網を入れたところをねらって、わざとトロールで網を引いてしまったというふうな感じが思ひやない。十四隻出漁して、一遍に十四隻のうち十一隻がやられているというわけなんです。だから、被害額だけではないで、どういふようなひどいやり方をしているかというふうなことをどの程度つかんでいらっしゃるか。また、これについてどういふふうにかえていらっしゃるか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 　韓国の漁船の操業と北海道の沿岸の漁業者との調整の問題につきましまして、実は五十年にもちょっと問題がございまして、ある程度の被害が沿岸で起きておつたものでございまして、昨年の六月に日韓の民間の漁業協議会が開かれまして、そこで一応今後のこういふトラブルの発生防止にどういふふうに対応するか、それからいままで起きた被害につきましてどういふふうな解決するか、こういうことを話し合ひをしていこうというところで合意ができております。これに沿って一応その話し合ひが進んでいったわけでございまして、特に三月に入ってから北海道周辺での韓国漁船の操業が非常に活発になりました。いま先生の方でお話があったようなことも含めて、いろいろ沿岸漁業者に非常な不安を与えておりますので、水産庁といたしましては韓国の水産庁に対して、わが国近海でのいろいろな事故の未然防止なり、あるいは両国の民間レベルでの話し合ひを早く促進してそういった事故が起きないように、起きた事故についての処理を早急にとるようには業界を指導してはいるというのを申し入れをいたしました。韓国側の方からも、特にわが国の十二海里あるいは沖合の底引きの禁止区域を設定しておりますが、そういった中には入らないように、自粛するように強く指導しますということ。それから、昨年の六月にできました民間の協議会を早期に開催するとい

うことについても、そういう方向で韓国側の方の業界を指導しますということ。さらに、韓国の方の北洋漁船の出漁しております。トロール船のうちの相当数を北海道周辺以外の海域に転換させるといふことも現在韓国で検討し、指導する用意があるというふうな連絡を受けております。今後はこういった話し合いの中で、北海道沿岸での韓国船との間のトラブルというものは減っていくのじゃないかということをお願いしておるわけでございます。

さらに追加して申し上げますと、韓国漁船との間のトラブルを未然に防ぐ、そのための指導なりあるいはそういったトラブルの防止の見地から、水産庁も海上保安庁及び北海道庁と連絡いたしまして、それぞれ監視体制を強化しております。水産庁は大体太平洋岸に二隻、日本海側に一隻監視船を配置いたしておりますし、道庁の方も四隻ぐらいの監視船をいまそのために十分行動できるように配置しておるといふ状況でございます。

○小笠原貞子君 いまお答えいただきましたように、実際に昨年の六月に日本国・大韓国民間漁業協議会というのが開かれて、そういうことはなによりなると、まあ北海道周辺海域においては損害を与えるような操業はしないということが合意されているとおっしゃった。そのとおりなんです。しかしそれにもかかわらず、具体的にさっぱり改善されていないわけなんです。そして、昨年の十二月には韓国船の被害が非常に集中したわけなんですけれども、そのときにも北海道の漁業団体が韓国へ行っているわけなんです。そして近海の漁具被害防止を強く訴えて、このときも韓国側は、問題海域における操業の中止と、確認された被害の補償をしようという確約をしているわけなんです。だから、もうそれを待っていますと相変わらずなんです。六月に言ったって何にもやらない。十二月にわざわざ行ってちゃんと約束したけども、それも無視してこの三月まででこれだけの被害が起きています。これはもう全く約束違反、道義的にも全くひどいやり方だということ

で、やっぱりこの際、もう本当に腰を据えて韓国政府に厳重にきちっとした政府としての抗議をしてもらわなければ、こういう約束で合意されているから改善されるでしようと言っているのと同じなんです。ちょっと改善されてない。その辺のところは大臣としてどういうふうに対処していただけるかどうか。もう実質的にひどい被害になっておりますので、お考えいただきたいのです。

○國務大臣(鈴木善幸君) 韓国側の責任者であります日本なら水産庁長官、その責任者に対してまして厳重に申し入れをいたしました。先ほど佐々木次長から御答弁を申し上げましたように、向こうから責任を持っていまの十二海里の中、また底びき網等の禁漁区域の中、そういうところでの操業は厳重に自粛をさせると、こういうのはっきりした回答が寄せられております。また、近く民間の協議会の開催も約束しておりますので、十分な手だてをいたしたいと、こう考えております。

○小笠原貞子君 本日にしっかりとやっていただきたい。

一番最近の厳重に抗議されたというのはいつごろの時点です。

○政府委員(佐々木輝夫君) 先週でございます。先週中ごろ、ちよっと日にはいまはつきり覚えておりませんが、韓国の駐日大使館を通じていまのようなことを申し入れました。

○小笠原貞子君 それは駐日大使館を通じて口頭でお申し入れになるという程度なんですか。これはひどいじゃないか、何とかやめてくれというよりな程度なんですか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 事は急を要します。いまのように早急な連絡をとって、それに対してまた向こう側からある程度しっかり操業協定その他は——民間での約束したことその他を守らせますというふうな返事をいただきましたので、私どもとしては日本側の方の業界をさらに指導いたします。近々、三月の末ぐらいを目標にしてこちらから今度はソウルの方へ出かけてい

て話し合いをする番でございますから、こっちらからこういう事項について話し合いをしたいという申し入れをさせようということでは進めております。

○小笠原貞子君 先ほど言いましたように、何回やってもちよっと守らないで次々と被害が出てくるわけですから、こっちはいままでと同じようなやり方で注意していただきたい、やりますということではこれは本当にやり抜けないと思うので、その辺のところをしっかりと、もっと効果的に権威を持つてきちっとやっていくというふうなぜひお願いしたいと思ひます。

それで、先ほど監視体制で巡視船が出ているというふうな話がありました。確かに出していただいているわけですが、留萌海域、日本海側の留萌の方ですね、韓国船があらわれたというときにも小樽海上保安庁の「しお」一隻がパトロールしていたというふうなわけで、何といたって広い北海道の海のことですから、三隻、四隻と言われてもこれまた大変無理なことだと思ひますけれども、予算の都合ですぐにはできないということであれば、こういうような時期にはほかの管区からも巡視船を特別に配置を回してもらってそしてきちっと監視するというような、そういう臨機応変の体制というのはいかがでしょうか。

○説明員(山本了三君) 海上保安庁からお答え申し上げます。三月一日にソ連が二百海里の漁業専管水域を実施するという情報を受けまして、二月の終わりに海上保安庁といたしましては巡視船を道東海域に二隻、道南に二隻、道北に二隻、合計六隻前進哨戒をさして三月一日に備えました。その後、韓国漁船が道南にもあらわれるであろうという予測の情報が入りまして、まあ一応海上保安庁としては待ち構えておったという感じがすけれども、現実には韓国漁船があらわれてまいりましたので、道南地区にはさらに二隻を増強いたしました。襟裳地区の東は二隻、西に二隻、計四隻を現在配備して

警戒を実施いたしております。道北の方でございますが、留萌の沖に韓国船があらわれたという情報も入りまして、先生御指摘のとおり、道北に二隻常時巡視船を哨戒させておりますけれども、ソ連との間には大してトラブルも発生しておりませんので、その哨戒巡視船を急遽そちらの方面に差し向けて哨戒を実施する、そういうことにいたしました。

なお、現在の哨戒によりまして、先ほど水産庁の次長からも御説明ございましたけれども、私どもに入つた被害の情報もこの月の半ばからは激減いたしております。効果も着実に上がっておりますというふうな現在のところ考えて喜んでおる次第でございますけれども、必要であれば、なお被害が増加するようであれば必要に応じて他管区からも巡視船を増援いたしまして哨戒を実施すると、その覚悟であります。なお、現在でも実は塩釜から巡視船を一隻派遣しまして応援しておる、そういう実情であります。

○小笠原貞子君 本日に頼みの綱は巡視船で、しっかりとやってもらいたいというふうな期待もございまして、いまお答えいただきましたように臨機応変の措置で効果あるように守っていただきたいと、そう思ひます。

それから、韓国漁船による被害の補償の問題なんですけれども、確かにこれは韓国側に直接補償責任はあるわけですが、その韓国側に補償要求するといふときには、確認された場合の被害の補償といふふうになるわけなんです。実際にこの間も電話で聞いたら、夜中にやられてしまつたというふうなときも多いわけなんです。そうすると、またこれがきつくと加害船を確認する証拠を持って出ていくというのは大変困難な状況に置かれていくわけなんです。事実十七日、尾尾町のスケトウ刺し網「第三十八強新丸」という、これは九・九トンなんですけれども、韓国船は三百五十トン、ここに横づけして加害証明を書けとまあ日本語がわかるから迫つたけれども、拒否されて立ち去ってしまった。船長の田中さんという人が韓国船へ

○政府委員(佐々木輝夫君) いま先生の方からお

いったことを集団で操業しながらお互いにその証

○小笠原貞子君　　そういうような被害が出てき

○國務大臣（鈴木善幸君）　　できますれば二十九日

○小笠原貞子君 国会で一日も早くやるのは当然

○國務大臣（鈴木善幸君）　これは法律的な問題で

沿岸漁民が、いま言いましたように、もっともつ

の、この被害を受けている漁民の気持ちとして

十二月三十一日【夢魔完】

いしたいと思います。

日本の漁業とできるだけ競合しないように隻数を

きないように話し合いの中でそういった問題を解

1. The first step in the process is to identify the problem or issue that needs to be addressed. This involves gathering information and understanding the context of the problem.

そこで、具体的にお伺いいたしますけれども、

○政府委員(堀川春彦君) シフエニルは使用制限

出しているわけですね。ところが、今度OPPと

二

として研究する民間の公益法人でございます。

○小笠原貞子君 農林省が入っているからこれは半官だ、そうしてまた半民だと言われている。その半民の中にいわゆる商社が加わっているというふうに伺ったんですが、その点はどうなんですか。

○政府委員 堀川春彦君　これは財団法人でございまして、商社が加わっているということはございせん。――これは民法の財団、公益法人でございまして、商社が入っておるということはございせん。

ただ、先生おっしゃいますのは、この機関に民間の外国からの青果物等の輸入を扱っておる団体が委託をいたしまして、そうしてOPPの問題について試験を頼んだという事実はございます。

○小笠原貞子君　その辺のところが余りすつきりしない。先ほども言われていたように、輸入したように、それを商売しているところを頼んで、そして結果は大丈夫だ、シロだということで諮問をする、諮問をすれば一カ月後には出てくるだろうと、非常に福田さん訪米のおみやげだという見方をされても仕方がないような時期であり、そしてその手だてなわけなんです。

そこでやっぱり大臣にお伺いしたいのですけれども、なぜいまの時点でこれを許可しなければならぬのか、許可することがいまの時点でそんなに必要なのか。レモンが腐るなんて言って一ころ騒がれましたけれども、OPPは白カビ防止には効き目があるというふうに言って、これはぜひ必要だと言っているけれども、いま全然使っていないレモンが健全に出てきているというわけでしょう。なぜこれを使わなければならないのか、その辺のところは私はどうしても納得ができません。

○政府委員 堀川春彦君）これは、農林省がOPPの使用をぜひとも推奨しておるとか、その必要性を認めておるとかいうことではございませんで、私ども伺っておりますのは、ジフェニルという薬は使用が認められておるわけでございますが、これは先ほど青井先生のお話もございました。

ように、青カビに強い、ただし白カビには余り効果がないというふうに伺っておるわけでございます。アメリカのカリフォルニアあたりには白カビがかなり出るといふ話がございます。そういう白カビ対策ということが主たる動機だと思われるわけですが、アメリカから輸出をしてくる柑橘類にOPPをそういう趣旨で使わせてほしいという話があって、その問題について、しかしこれは食品の安全の問題でございますから、厚生省の方において確たる試験結果がありませんと評価ができないということから、先ほどお話の出した残留農薬研究所が頼まれてやりました試験結果等について、厚生省は、そればかりではございませんが、全体の資料について食品衛生調査会で今回御諮問に応じて御検討になる、こういう手はずになっておるといふふうに承知しておるわけでございます。

○小笠原貞子君 確かにカリフォルニアの方で白カビが出る、白カビには効くのだ、それはあちらら様のことなんですよ。私らにすれば消費者の立場であり、そして農民にとつては生産者の立場だ、そこでは何にも必要ないわけです。ジフェニルが使われている、そしていまちゃんと出ている。

OPPを使わなかったって出ているじゃないか。それをなぜいまそんなに、一月後には答申されるのだらうというふうにお急ぎになるのか、その辺がどうもすっきりしない。やはり何かがあるんじゃないかと言われているしやうがないと思うのです。そしてこれは決して簡単なものではない、突然変異が起こるおそれがあると危険性を主張していらっしゃる名城大学の花田信次郎教授のデータ、これが参考資料としてしか扱われていない。なぜ参考資料じゃなくて、こういう反対の意見だったら、堂々とこれは本当の資料としてそしてきちっと審議をなさらないのか。この辺のところも何か臭いぞと言われてもしようがないと思うのですね。その辺ちょっとお伺いしたいと思いますし、それからいまのたとえば慢性、急性の毒性やそれから遺伝性という三つの立場から結論を出さなければなら

らないというふうに言われていますね、添加物の場合。そうすると、やっと出てきた、三つがそろったところですわね。慢性、急性、遺伝性、やっと三つがそろったところなんだから、これから落ちついてこの三つのデータに伴って安全かどうか、本格的な審議をこれからやったていいのじゃないか。いまレモン、腐ってないです。レモンないとか。大騒ぎだなんて言うのは一部のことにしすぎじゃない。やっぱり消費者、農民の立場に立てば、これできちっとこれから始まる時期じゃないかというのに、なぜそうやって急かれるのか、どう考えても私は不思議でしやうがないのです。そういううちで厚生省自身としても、国の責任できちっとどこかに頼んでというのじゃなくて、国の責任でこの安全性があるかないか、毒性実験をすするとういうようなことを考えていらっしゃるのかどううか、その辺のところを、何ともこうすっきりしないものですからお伺いしたいと思います。

○説明員(宮沢香君) 御説明申し上げます。

ということでは、いふ議論があったわけですが、私どもとしましては、こういった遺伝学的な資料についても、どうしてもこれは内規として決めた以上必要なんだということで押し返しております。ようやくアメリカの方で——ただいま先生の御質問にあった国内の残留農薬研究所に依頼をしてそのデータを昨年の十月に学会に発表いたしましたして、そしてその報告書を昨年の暮に私ども出したわけでございます、私どもがそういうものが出たのでようやく調査会で審議をする全体の資料がそろったと、こういうことで資料を整備しながら、今度三月の十五日でございますが、食品衛生調査会にこの審議について諮問をしたというわけでございまして、先ほどの時期については、大変厚生省がそういうことで手間取つてたまたまこういう時期になったのでございまして、私どもとしては、アメリカがもっと早く出してくればもっと早く審議をするというようなことになっておったわけでございます。

ただいま先生の御質問のオルトフェニルフェノール、OPPと呼んでおりますが、これは一九六九年に国際機関でございますFAOとWHOの専門家委員会におきまして、その一般毒性、つまり急性毒性とか、慢性毒性、あるいはその他の毒性等からいむゆる代謝とか発がんとか、そういう一般的な毒性について審議されました、人間が一日に体重一キログラム当たり一ミリグラムまで摂取しても害はないと、こういう一つの値を出して

それから第二点、花田先生のデータを参考程度に使うというふうに申しておられます。これはやはり去年の四月の日本の薬学会で、花田先生が遺学的な面からやはり若干問題あるじゃないか、こういうような発表をしております。私どもは、こういった資料についてもあとろ限り全部取り寄せておりまして、整理をして、これも同時に審議の資料として食品衛生調査会に諮るというふうに予定をしておるわけでございます。

おりまして、一九七四年に柑橘類には一〇ppmの残存でよろしいという勧告値を出しております。しかし、先生もよく御存じだと思いますが、日本の食品添加物の安全性については非常に国民の関心も高くなっておりまして、私どもはWHOのこの考え方にプラスして、特殊な事情として遺伝学的にもその安全性について審議をすることが必要になったということで、アメリカではそういうものについてはまだWHOも認めておらないし、どこの国でもそんなデータは要求しておらないのに、なぜ日本はそういうものを要求するのだ

また国の責任でこういうものの安全性をチェックすべきじゃないか、こういう御指摘でございます。これにつきましては、厚生大臣が食品添加物にある時点で安全であるという調査会の意見に従って指定をしまして、それから後で新しい事態が発生した、それを取り消すべきかどうかどうすべきか、こういうようなときには国立の衛生試験所で十分な試験をして、その結果を待ってその指定の取り消しか否かを審議していただくわけでございます。しかし、新しく使用させてほしいと、こういうような申請に対しては、医薬品とかそ

の他もろの化学物質について受益者負担の原則をとっておりまして、指定をしてもいい、使わしてもらいたいという者が、ちゃんと権威ある機関から審議のために必要とされる資料を出すというようなことを私どもは申し出ておりまして、国の機関でこういうものについて実験をすることはかつてもないし、これからのことだと思います。○小笠原貞子君 もう一言。時間が来ましたから一問だけ。

安全性の問題について本日に検討してもらいたいんだけれども、いままでのAF2にしてもサッカリンにしても、大丈夫だなんて言われてもなかなか信用できないんですよ、はっきり言って、皆さん一生懸命やっていらっしゃるけれども、結果的には信用できないような状態になってきているということで、これを機会にもう一つ、さっきも言ったようにこのところが大事だと思うのね。いまそんなにあわてなくていいんじゃないか。慢性、急性、遺伝性、三つのデータが出たことで、ゆっくり諮問の前にきちんと調査するというのをなせしないのか。もう一月後は諮問の結果が出るというように、このところのあわて方をもうちよと抑えてほしいということなんです、私が言いたいことはね。

それから、大臣にお伺いして御決意のほども伺いたいただけれども、これが大きな問題になっているというの、やっぱり生産者農民が非常に苦境に立たされるわけですね。先ほど大臣は所信表明、いろいろお答えの中でも、やっぱり日本の農民を守るという立場に立っていらっしゃるということなら、いままでもずいぶんいじめられてきているんです。そういう立場で、いまこれが急にこういうふうに変動されてきているということについて、やっぱり農林大臣の立場で生産者が本場に納得できるものであるかどうかということも考えていただきたい。やっぱり日本の農民が反対するというのは、どんなに苦勞の中で、いまこれを何とか抑えてほしいというようにあるところもあると思うんですね。その辺のところを、先ほどの御

決意が具体的にどうなるんだということになると思うんですけれども、最後にそれを伺わせていただきたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木善幸君) この防ばい剤の問題は、事、健康と命にかかわる問題でございますから、食品衛生調査会におきましてもあらゆる角度から慎重の上にも慎重に御検討をお願いしたい、このように私強く希望をいたしておるところでございます。

また、これが使われた場合にどうなるかという問題でございますが、この防ばい剤が使われたというところで一時輸入が激減をしたことがございいます。その後、これを使わないで徐々に輸入量が回復をしてくるというわけですが、上昇してくるというふうな状況にあるわけでございます。私はこういう防ばい剤であるとか食品添加物というふうなものは、たとえそれがシロと出ても使わないで、生のままでこれが生鮮の果実なり野菜として国民に提供されることを望んでおるわけでございます。

○説明員(宮沢香君) 先ほど先生が、そうあわてて審議をすることもないのじゃないかと、こういう御指摘でございますが、私もとしましては決してあわてておりませんが、調査会に諮問をいたしまして、これから委員長の指図に従いまして専門の部会の先生方に連絡をとりまして、そしてそこでいままでも私どもが集めた資料について慎重に審議をしよう、こういうことでございいます。○喜屋武眞榮君 だいぶ遅くなりましたけれども、私が最後でございますからよろしくお願ひします。

最初に、大臣の所信表明に関連して二、三お尋ねしたいと思ひます。

大臣の所信表明を読んでみますと、大変見事である。ところで、気になりますことは、その裏づけの予算がまさか十分であるとはおっしゃらぬと思ひますが、果たして実際問題として政策転換がうまくいくかどうかというところの懸念を持つわけでありまして。たとえば農林省の統計

表にも示されておりますように、年々農耕地が減少してきておる。この五十年毎年減じておる。それから強く強調されております水田の総合利用も、現実の問題としては定着していない。こういう実情と結びつけた場合に、果たしてその政策転換がうまくいくかどうか、こういうことを疑問に思ふんです。まずそのことをひとつ大臣に伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私が所信表明で申し上げたことと、予算の裏づけとの関係についての御質問でございます。

私は、所信表明で申し上げた点を基本として、五十二年度の予算編成に当たりましても重点的に努力をしたところでございいます。しかし、就任いたしましたのが十二月下旬でございまして、五十二年度予算は昨年の夏ころからずっと積み上げてきておいた予算でございいます。したがって、私の考えの重点というものを十二分に予算の中に反映せしめることができなかった点はきわめて残念に思つておるところでございいます。しかし、予算編成に当たりまして省内の各局を奮励をいたしまして、あと限りの努力を傾けたところでございいます。

具体的に農地の墾拓、転用等によって農地の確保また基盤整備等が所信表明のとおりいってないのではないかと、御指摘があったわけでございますが、やはり農地の確保と優良農地にこれを造成改良するということは、何といつても日本農業の体質の強化の上から最も重要な点でございまして、農業基盤整備等の予算につきましては、他の一般公共事業の予算の伸び率よりも私は上回った予算の確保ができた、このように考えておるところでございいます。今後ともそういう方向で一層努力を傾けてまいりたいと考えております。

○喜屋武眞榮君 それじゃ具体的にひとつお聞きしますが、土地改良の長期計画についてお尋ねしたいんですが、長期計画は四十八年から五十七年までの十年計画となっております。予算が十

二兆円。それでことしは、次年度五年目を迎えるわけですが、それが計画どおり順調に進んでおる、このようには評価できないと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(森繁治君) 土地改良長期計画につきましては、先生御指摘のように、来年を含めまして前五十年というところに相なるわけでございますが、ただいまの予算計上の状況から見ますと、事業費といたしまして約四兆円ということに相なると思ひます。これは全体から見ますと、全事業量に對しまして進捗率が三三・五％ということに相なるわけでございます。ですから、あと準備費を入れた、まあ五年の全体から言いますと五兆二千億という数字がございいます。それと比べますと若干進捗がおくれておるというふうに思われますが、いままですつてまいりました投資実績から将来を推計いたしますと、今後毎年一五・四％伸ばしていけば十二兆円の長期計画の達成は可能であるというふうな思われるわけでございます。こういう関係からいいますと、全体ならしますと過去の伸び率が一五・三％ということに相なるわけでございます。そういう意味で申しますと、土地改良長期計画を何と申しますか、事業費ベースあるいは金額ベースといいますが、そういうもので見れば、一応今後その達成は可能ではなからうかというふうな考えておるわけでございます。あと事業量といいますが、後期の工事費の上がりに伴います事業量がどうかということにつきましては、先般来大臣から御答弁申し上げておるよう

に、その達成はなかなか容易でないという判断はいたしております。

○喜屋武眞榮君 大体こういった長期計画というもの、実際問題としましては、計画は計画、実際はそれに乗っかっていかぬと、こういうことが実情であると思ひます。どうかひとつ、この点今度こそではないぞと、こういう実を示してもらうことを強く要望して次に移ります。

次に、米の減反政策について、減反目標が九十

して実績は八十万吨程度とまりと、それでしかも古米が二百五十万吨も貯米されておると、こういう実情からしまして、私は減反政策という消極的な政策を打ち出さず、一応つくるべきものはつくらしめて、それを国民生活の中で広く消化していくという、消費面を広げていくという、そうしてしかも米を原料とする加工業ですか、こういった面に広く広げていくということがむしろ前向きではないだろうかと思うんですが、大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) お説のとおり、農民諸君が額に汗をしてつくっていただいたお米でございまして、これをできるだけ国民の食糧として消費していただくことが望ましいわけでございます。農産団体等とも連携を取り合いながらこの米の消費拡大運動というものをいよいよ展開をいたしております。農産団体もそれぞれ費用を分担しながら、この運動に熱意を持って努力をいただいております。また、今年度の五十二年度の予算編成に当たりましては農産省と話し合いをいたしまして、学校給食等の面でもっと米飯を多く導入していただくというような施策もやっております。やむを得ずとてお米の消費拡大によって、やむを得ずとてお米の生産調整の量というものをできるだけ減らすように今後とも努力をさせていただきます。こう思っております。

○喜屋武眞榮君 所信表明につきましては以上二、三伺いまして、次は沖繩農業の開発に関連して伺いたいと思います。

なるほど、五十二年の予算を見ますと従来よりは開けておる、予算が大分ふくれているということは認めます。しかしながら、いままでの調子で行きますと、沖繩農業の基盤整備は五十年のおくれがあると思われる。ところが、沖繩の復興の時点での合言葉は、いわゆる目標は本土並みというものであったわけでありまして、そこでこの五十年の、遅々として進まないままの調子で行きますと、五十年おくれであるというのを本土並み

に取り返し持っていくには何年計画——何年でやってみるんだという、こういう大臣のひとつ所信を伺いたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 沖繩は離島もたくさんございまして、また亜熱帯性、海洋性の特異な気候風土でございます。私は、また台風であるとか、なかなか災害も大きい、厳しい一方において気象条件等があるわけでございますけれども、亜熱帯性というまた特殊なその特性を生かした農業というものを考えますと、これは沖繩にふさわしい農業の振興を図る必要があると、このように考えておるわけでございます。幸いにしてサトウキビでありますとか、あるいはパインでありますとか、あるいは畜産でありますとか、あるいは冬、春の野菜でありますとか、あるいは肉牛でありますとか、葉たばこでありますとか、いろいろな作物が定着してきておるというぐあいに、私は明るい展望を持っております。そういうような観点で、沖繩農業のこの特性を生かし、ようやく定着をしております。この沖繩農業の振興には今後ともできるだけの農林省としても努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○喜屋武眞榮君 いま大臣は明るい展望を持っております。おっしゃるんですが、まあ明るい展望を肯定するわけではございませんが、遅々として進まない現実のものとしましては私は非常に不安を持つのです。なぜかと申しますと、沖繩の農業だけじゃなく全般的に言えるのですが、多くの問題点で特別措置という措置をされておるわけなんです。ところが特別措置というものはこれはわれわれは本当は好まないところでありまして、一日も早くその特別措置をなくするような状態に沖繩を持っていってほしいというところなんです。ところが、福田総理を初め沖繩の返還の時点、そして今日でも強調しておられることは——沖繩には膨大な基地があることは否定をされません。日本全体の五三％は沖繩にある。ところが、計画的に基地の返還を進めておるとおっしゃるけれども、現実にはそうじゃありません。復帰後どれぐらい沖繩の基地

が返還されたか御存じかと思いますが、基地面積の五・一％しか返還されていません。それに対して、軍で働いておる基地労働者は七〇％一方的に解雇されております。この矛盾を伏せて、基地も計画的に返還されつつあるというところは、これはもつてのほかであります。そこで、本土の皆さんの中にも、基地は返せ、労働者を首切るな、おかしいことを言う沖繩の労働者というのをいまでも時に聞くんですが、こういう矛盾の中で農業開発が本当に軌道に乗るはずはありません。これは基本的な問題です。その壁は常に基地に突き当たるわけなんです。

それはそれとして追及をいたしますが、現在ある農地、これに対する展望が開けるとおっしゃるけれども、私は現実をここで改めて申し上げたいと思います。五十年のおくれがあると私は申し上げました。それで、沖繩のこの本土並みの目標は、非常にへりくだって謙虚な気持ちで類似県なんという、面積規模、あるいは財政規模、人口規模からしても沖繩と似通った、いわゆる本土で言えば、A、B、Cに分ければC段階の県と比較して類似県と言っておるわけなんです。その類似県に比較してどういう状況にあるかは御存じかと思ひますが、念のために申し上げます。お隣の鹿児島県との比較を申し上げます。まず沖繩農業の基盤整備の一つを圃場整備で鹿児島と比較しますと、沖繩の統計が五十一年度見込み、これは本年度の見込みであります。圃場整備が一〇・八％に対して、鹿児島は三七・一％です。その差二六・三％。次に灌漑排水、沖繩がすなわち一カ年おくれで一四・六％、鹿児島は三一・二％。その差一六・六％。農道が五十一年度見込みで四三・三％、鹿児島が八五・五％。その差四二・二％。このような鹿児島との統計は五十年の末なんです。一年先なんです。で、沖繩は五十一年度の見込み、今年度の見込みを押さえて比較してこういう差を持っておるんです。そこで、さらに具体的に申し上げますことは、沖繩振興開発十カ年計画が昭和四十七年から五十

六年までであって後半に入ろうとするわけですが、最終年の五十六年度の達成目安は、たとえば圃場に例をとりますと五四％ですね。五十六年度のその達成目安が五四％である。ところが、私はこれまでの状態でいくならば五十年のおくれがあるというところを言いました。ところが、この五四％を押さえて現在までの事業達成状況は年に〇・五％しか進んでいません。そこで、この目標もこの進捗でいくと五十六年度には二〇％達成も可能かどうかというこの経過になるわけなんです。ですから、こういう見通しになるわけなんです。ですから、この進捗で行きますというところ、まさに五十年以上のおくれがある、開きがあるということなんです。これは数字的にちゃんとはじき出せます。そこで、どうしてもいままさき大臣がおっしゃったような希望、展望が開ける沖繩の農業開発にしたい。ためには、どうしても沖繩に対する農業政策は、私はそのとらえ方を、まあ根本的にと申し上げれば語弊があるかもしれませんが、もともと日本全体の立場から亜熱帯産業としての沖繩の土地を国土開発の一環としてとらえていくという、こういう姿勢で取り組まない限り、いつまでもこの格差は繰り返されるだけだろう、こういうことを私は思うんです。戦前の沖繩農業、戦後の沖繩農業、こういうことを大臣が考えになったことがあると思ひますが、戦前の日本における農業政策は、いわゆる外地植民地を台湾や朝鮮あるいは南洋にも、外地をその生産の基盤としてどんどん投資をした。そこで台湾のお米がそれ以前よりも十八倍の増収になったと、サトウキビが十四倍ですか、なったというところも聞いておりますが、そのように戦前の沖繩は頭越しに日本のこの食糧政策の谷間にあつて素通りされた。ところが、戦後その手足をもがれた日本は、わが国は、亜熱帯産業地としての沖繩を、この産業開発の面からも農業開発の面からも非常に重視してもらわなければいけないのではないかと、私は強調したいのであります。ところが、戦後復興に至るまでの基盤整備に対する投資額は、残念ながらその耕地面積

一ヘクター当たり十六万五千円というまことに微々たるものであります。これは本土の三四%にしかすぎない。このように取り残されてきた。だから、復帰後はそれこそ加速度的に沖縄農業開発に力を入れてもらうのでなければ、本土並みというのナンセンスと言いたいのであります。このことをいま一応再確認していただいて、沖縄農業をそれこそ本土並みに一日も早く取り戻して引き上げていただかなければいけない、そのためには大型のプロジェクト事業としての取り組みがない限り、私は農業生産力を大幅に高めることが望めない、こう思っておりますが、大臣はそういう立場に立って大型プロジェクト、この計画なくしては五十年のおくれを縮めることは期待できない。何とおっしゃるが事実は何よりの真実でありますから、どうかその現実を踏まえて、事実を踏まえてひとつ大臣の所見を承りたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) 沖縄の農業は、その海洋性、亜熱帯性という特性を十分踏まえながらやっていく必要があると私も考えております。もう一つ沖縄で考えなければならぬ問題は、水の問題があると、こう思っております。その水の確保の問題につきまして、農林省としても県と連絡をとりながら調査を進めてきておるところでございます。早急にこの水の問題を具体的に解決するような対応をしてまいりたい。

また、その開発には大型プロジェクトが必要であるという御指摘でございますが、この問題につきましても前向きでひとつ検討していきたい、こう考えております。

○喜屋武眞榮君 どうかひとつアドバランだけじゃなくて、花も実もある沖縄の農業開発を一日も早く本土並みに引き上げてくださるよう強く要望いたします。

あと一点だけ。次は結論を先に申し上げますと、日本の甘味資源の補給地としてのサトウキビを生産する沖縄、この沖縄糖業を、複合的な開発もあるわけですが、ところがどんなことがあったとしたとしても、サトウキビを沖縄の基幹作物とし

て維持していかなければいけない、こう考えるものであります。それは日本の食糧政策の立場から、いま日本の食糧で年間輸入額にして第一位を占めておるのが砂糖ではありませんか。年間三千三百八十四億三千八百万円。ところが、自給力を高めることが政策であるにもかかわらず、まだ一五%そこそこしかない。こういう現状からいたしまして、沖縄のサトウキビの生産を上げていくということは沖縄農業の進展にもなる。日本国民の甘味資源の補給地としての沖縄、北にビートとして北海道、そうして鹿児島、奄美大島と限定されておる。こういう立場からも、もっとも沖縄のサトウキビを大事にしたい。そのためには、どうしても国は国の立場から糖業試験場を沖縄に設置していただくべきだと、こう要望するものであります。これは私もたびたび訴えてもきましたが、ところが私だけの主張ではありません。日本分蜜糖工業会やあるいは沖縄の農業関係団体、また県の農水あるいは県の立場からもたびたび強い要請があります。そうして県庁にも糖業課を置けと、こういう強い要望もあるわけでありますが、どうかそういう立場を踏まえて、ひとつ沖縄に糖業試験場をぜひ設置してもらふことを強く要望いたします。なほその背景には、いわゆるサトウキビの戦後の推移を振り返ってみますと、昭和三十九年から四十年のこの年には年間二百五十万トン収穫を上げた。これが最高であります。ところが年々耕地が減ってきた。土地が買い占められた、あるいは離農した。海洋博との関連でさらに大きな拍車をかけております。そしてさらに、砂糖の自由化で価格が下落したことや、こういったいろいろの条件から、現在では百二十万トン前後で上下いたしておりますが、だんだん持ち直しつつありますが、約半減しておるわけなんです。そこに落ち込むまでにはいろいろの理由があるわけですが、特に品種の改良、こういった面からもどうしてもっと真剣に研究していかねばいけない。いま育種という立場で補助は流されておりますけれども、そ

ういう抱き合わせでなくして、独立した糖業試験場を持つべきではないかと、こう思っております。なんですが、まずそのことについて大臣の御見解を承りたいと思っております。

○政府委員(堀川春彦君) 試験場の問題に入ります前に、基本的に沖縄のサトウキビについて生産対策としてどういう考えであるかを申し並べたいと思っております。先生御指摘のとおり、相当の面積がございましたがだんだんと減ってまいりました。しかし、なお沖縄の農業の基幹作物としての重要な地位をサトウキビが占めていることは申すまでもないわけでございます。耕地面積の約半分、それから農業総生産額で言えば約三割近いというところで重要な作物でございます。いま先生おっしゃいましたように、国内で甘味資源の充実を図ると、生産を伸ばしていくという総体の線に沿いまして私どもも各種の施策を講じて努力をしておるわけでございますが、生産面におきましては各施策ございまして、五十一年のこれら施策の予算は大体三億円でございまして、五十一年にはそれを倍以上の六億五千万円にふやし、五十二年は五十年の三倍の十億八千万円ということ、逐年かなり力を入れて実施をしております。おるわけでございます。種苗の問題から始まりまして、防除あるいは作業の機械化というような問題、あるいは土壌改良の問題というところ、これらに力を入れて生産対策を進めてきており、かつ今後これを強化してまいる所存でございます。

○政府委員(下清静平君) 試験研究体制の問題につきましてお答えいたします。沖縄の基幹作物でございますサトウキビにつきましては、その試験研究につきまして、単に補助を流しまして沖縄県農業試験場でやっていたいとおるというばかりではございませんで、農林省九州農業試験場におきまして、これは種子島にございまして温暖地作物研究室で品種の選抜、育成、栽培につきましても研究を行っております。それからさらに、熱帯農業研究センター沖縄支所、これは八重山にございましてございまして、それ

も、ここにおきましても育種方法あるいは病害虫の防除等につきましても研究を行っているわけでございます。それから、一方、県の方でございまして、県の方に国の助成を流しまして育種その他の研究をやっていたいとおりますけれども、従来、相互助成と申しまして二分の一の助成でやっておりました育種の関係の試験、これを今年度から十分の十の助成ということで、指定試験ということをやっていたということにいたしました。おますし、それからかねてから害虫の関係の指定試験もやっていたいとおります。なお、この指定試験の関係に絡みまして、私ども人事の面でも配慮をいたしまして、この従来やっておりますサトウキビの関係におきましては、四名の国の研究者、これを沖縄県の方にも派遣をしておるということにいたしました。

今後ともこれらの国の試験研究の充実を図ってまいるのはもちろんでございますけれども、沖縄県の試験研究の水準の向上あるいは研究施設、設備の高度化という点にも努力をいたしてまいることによりまして、わが国におけるサトウキビについての試験研究の一層の推進を図ってまいるつもりでございます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 沖縄農業につきましては、沖縄の特性を十分踏まえまして、沖縄農業が本土並みに一日も早く近づけるように、その特性を十分生かすようなことを重点として沖縄の農業の振興に努力してまいる所存でございます。

○喜屋武眞榮君 それでは時間が参りましたので、最後に一言強く要望いたしておきたいと思っております。

御承知のとおり、北海道にはてん菜を主とする国立の糖業研究機関があり、また種子島にもあるとおっしゃったこともよく存じております。ところがサトウキビという立場からすると、県単位にすると沖縄県だけであるわけでありまして、そういう沖縄県の特長事情からしても、また副産物としての

農産物としての

農産物としての

バガスを飼料化していくという、こういうことも研究されます。あるいは品種の改良、あるいは栽培法の改善、管理技術の改善、こういった専門的な立場から独自の研究をしていくためにも、単に育種指定県としての指定と、こういうつけたりではないのか、こう思つて、日本農業の発展と結びつけて、特に亜熱帯産業としての沖縄のサトウキビ農業を進展させるために、ぜひひとつこの国立農業試験場設置について前向きで検討してもらいたいと思つています。

大臣のお答えをいただいて終わりたいと思つています。

○国務大臣(鈴木善幸君) いま、ここですぐに試験場の設置をお約束するというわけにまいりませんが、先ほど技術會議事務局長が申し上げましたように、いまの試験研究、これは種子島あるいは鹿児島試験場等のそれぞれの研究機関その他を動員をいたしまして、実質的な意味で沖縄農業の特性、特にサトウキビの問題につきまして研究を進めてまいるつもりでございます。

試験場の設置の問題は、これはいまここで約束はできませんが、将来の問題としてひとつ私どもも考えていきたい、こう思つています。

○委員長(橋直治君) 本件に対する質疑は本日はこの程度にいたします。

○委員長(橋直治君) 農用地開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。鈴木農林大臣。

○国務大臣(鈴木善幸君) 農用地開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農用地開発公団は、昭和四十九年に設立されて以来、国内生産が可能な農畜産物の供給体制を整備するため、畜産を基軸とした濃密生産団地の拠点的な建設を積極的に推進してきたところであります。この建設事業の実施方式は、農用地等の造

成及び農業用施設の整備等を総合的に行う方式であり、山間地、原野等の農用地の開発適地が相当の範囲にわたって存在する地域において実施してきたところでありますが、最近における国営干拓事業の進捗にかんがみ、これによって造成される干拓地についてもこのような公団事業の対象とする道を開くことにより、当該干拓地における営農の安定を図るとともに、農畜産物の安定的供給に資することが必要であると考えられるのであります。

また、八郎潟干拓地において、昭和四十年以来新農村の建設事業を行ってきた八郎潟新農村建設事業団は、昭和五十一年度をもって工事を完了し、その目的を達成するところとなりましたので、この際これを解散し、入植者からの賦課金、譲渡対価の徴収等の業務については、類似の事業を行う農用地開発公団に行わせることが適当と考えられるのであります。

以上のような観点から、農用地開発公団の業務の範囲を拡充整備するとともに、八郎潟新農村建設事業団を解散し、その一切の権利及び義務を同公団に承継させるため、この法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。次にその主要内容につき御説明申し上げます。

第一に、農用地開発公団の業務の範囲を拡充し、農畜産物の濃密生産団地を建設するため必要な農用地等の造成、農業用施設の建設等の事業を国営干拓事業により造成される干拓地においても行うことができるようにするとともに、八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、土地の整備に係る受益者等に対する費用の徴収及び土地、施設等の譲渡しの対価の徴収等の業務を追加することとしたしております。

第二に、農用地開発公団が干拓地において行う業務につきましても、都道府県からの申し出を待つて実施することとし、その申し出要件を規定するとともに、干拓地の特殊性にに応じ、事業実施計画の作成手続等について定めることとしたして

おります。

第三に、八郎潟新農村建設事業団は昭和五十三年三月三十一日までの間で政令で定める日において解散することとし、同事業団の一切の権利及び義務は農用地開発公団が承継することとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長(橋直治君) 次に、補足説明を聴取いたします。森構造改善局長。

○政府委員(森構造改善局長) 農用地開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案の提案理由はすでに御説明いたしましたので、以下その内容を御説明申し上げます。

第一は、干拓地における公団の業務に関する規定の整備であります。

現在の公団の主要な業務は、未墾地等が相当の範囲にわたって存在する地域において、近代的な農業経営を行うために必要な農畜産物の濃密生産団地を建設するため、農用地等の造成及び農業用施設の建設等の事業を、国営干拓事業により造成される干拓地においても行うことができるよう、公団の業務の範囲に関する規定を整備いたしております。

なお、干拓地においても、これらの事業とあわせて、災害復旧、農業用施設の譲渡及び農機具、家畜等の売り渡しの業務並びにこれらの事業の工事と密接な関連を有する工事の受託も行い得ることとしたしております。

次に、公団の濃密生産団地の建設のための事業につきましても、都道府県から区域を特定して事業実施の申し出があった場合において、農林大臣が一定の要件を備えているものと認めるときは、事業実施方針を定めてこれを公団に指示することになっておりますが、干拓地における事業につき

ましても同様とするともに、申し出の要件及び事業実施計画の作成手続について、干拓地の特殊性から若干の規定の整備を行っております。

干拓地における公団事業の費用負担につきましては、第一的には、従来の事業と同様都道府県に負担させることとしていますが、都道府県は当該事業の実施に係る区域内の土地につき土地改良法に基づく配分を受け、所有権を取得した者に負担させることとしております。また、負担金の徴収方式は、都道府県が直接または市町村を通じて徴収する従来の方式のほか、新たに土地改良区を通じて徴収し得る道を開くこととしております。

なお、国営干拓事業を実施している干拓地は農林大臣が管理しておりますので、公団が事業を行うに当たっては、農林大臣が無償でこれを使用させることとしております。

第二は、八郎潟新農村建設事業団の解散に伴う規定の整備であります。

提案理由説明にもありましたとおり、八郎潟干拓地における模範的な新農村の建設という目的は達成され、八郎潟新農村建設事業団の主要な業務が完了しましたので、附則におきまして、同事業団は解散するものとし、その一切の権利及び義務は公団が承継することとするともに、同事業団への政府の出資金に相当する額は公団へ出資されたものとし、公団はその額をもって資本金を増額することとしております。

また、八郎潟新農村建設事業のうち、土地の整備に係る受益者等に対する賦課徴収及び施設、土地等の譲渡しの対価の徴収等の業務につきましても、今後長期間にわたり、相当の業務量が残っておりますので、これを公団の業務の範囲に追加することとし、徴収事務を地方公共団体に委任できるとしてしております。

なお、これら公団業務の整備に伴い、公団の理事の定数を四人から五人とすることとしております。

このほか、附則におきまして、八郎潟新農村建

設事業団法を廃止し、所要の経過措置を講ずるとともに、関連諸法の規定の整理を行っております。最後に、この法律は、公布の日から施行することといたしておりますが、八郎潟新農村建設事業団の解散は、債権債務等の確定を待つて行うこととし、その関係規定は、昭和五十二年度中の政令で定める日から施行することといたしております。

以上をもちまして、本法律案についての補足説明を終わります。

○委員長(橋直治君) 本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時四十四分散会

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、獣医師法の一部を改正する法律案

獣医師法の一部を改正する法律案

獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号を次のように改める。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く)において獣医学の正規の課程を修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において獣医学の修士の課程を修了した者

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 次の各号の一に該当する者は、改正後の第十

二条の規定にかかわらず、獣医師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に改正前の第十二条各号の一に該当する者

3
二 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に改正前の第十二条第一号の大学に在学し、施行日以後に改正前の同号に規定する要件に該当することとなつた者(施行日以後に改正後の同号の大学に新規に入学してこれを卒業することにより、改正前の同号に規定する要件に該当することとなつた者を除く。)外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者に関する第十二条第二号の規定の適用については、施行日以後五年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、「獣医師法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第号)による改正前の獣医師法第十二条第一号に掲げる者」とする。

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、中国食肉輸入禁止解除に関する請願(第九五七号)

第九五七号 昭和五十二年三月二日受理

中国食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 東京都大田区池上七ノ二二ノ一

森本昌博外四名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。

第二号中正誤

ページ 段行 誤

一 二 六 委員外 委員以外

第三号中正誤

ページ 段行 誤

一 二 六 年度の 年度

二 二 六 育的 育成

三 二 六 品の 品の流通の

四 二 六 促進 推進

五 二 六 海 海里問題

六 二 六 水産業行 水産行政

七 二 六 水産業行 水産行政

八 二 六 水産業行 水産行政

九 二 六 水産業行 水産行政

十 二 六 水産業行 水産行政

十一 二 六 水産業行 水産行政

十二 二 六 水産業行 水産行政

昭和五十二年四月一日印刷

昭和五十二年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W